

第五次長野県環境基本計画

2023年（令和5年）3月
長野県

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画の位置付け	
2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進	
3 計画の期間	
4 計画の対象分野	
第2章 環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括	3
1 持続可能な社会の構築	
2 脱炭素社会の構築	
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
4 水環境の保全	
5 大気環境等の保全	
6 循環型社会の形成	
第3章 長野県の将来像	26
1 持続可能な社会の構築	
2 脱炭素社会の構築	
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
4 水環境の保全	
5 大気環境等の保全	
6 循環型社会の形成	
第4章 計画期間中の目標と実施施策	28
■基本目標	
■実施施策	
1 持続可能な社会の構築	
2 脱炭素社会の構築	
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	
4 水環境の保全	
5 大気環境等の保全	
6 循環型社会の形成	
■地域の特性を踏まえた取組の推進	
・標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）	
・地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）	
第5章 計画の推進体制等	64
1 計画の推進体制	
2 進捗管理と評価	
3 計画の見直し	

- 1 計画の策定経過等
- 2 関連指標一覧
- 3 関係する計画・条例
- 4 長野県環境基本条例
- 5 SDGs と実施施策との関係
- 6 用語解説

<コラム 目次>

・国際学生ゼロカーボン会議	33
・長野県の伝統食「昆虫食」	33
・カーボンクレジット	37
・下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業	39
・ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」	43
・ワンヘルス (One Health)	44
・諏訪湖創生ビジョン	52
・光害 (ひかりがい) の防止	55
・地域におけるプラスチックスマートの推進	58
・ペットボトルの水平リサイクル	59

<各対象分野の推進標語>

親しみやすい計画にするため、県民及び事業者等の皆様に環境保全に関する行動を呼びかける「推進標語」を公募し、応募総数360作品から施策の対象分野ごとに選定しました。

対象分野	推進標語	作者
1 持続可能な社会の構築	暮らし良い 豊かな自然に 全員参加	長野市 くまい こういち 熊井 宏一さん
2 脱炭素社会の構築	ゼロカーボン 少しの意識で 変わる未来	泰阜村立 泰阜中学校 3年 いけだ みお 池田 美桜さん
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	生き物と 豊かな自然 未来へと	佐久市立 田口小学校 6年 こばやし りお 小林 里桜さん
4 水環境の保全	きれいな空気と 美味しい水 当りまえにある幸せを これからも	佐久市 いけだ えみこ 池田 恵美子さん
5 大気環境等の保全	見えるかな 何万年後 あの星が	木祖村立 木祖小学校 5年 かみほら 上洞 ひかりさん
6 循環型社会の形成	つくる、つかう 責任意識 高めよう	泰阜村立 泰阜中学校 3年 はらだ りろ 原田 莉彩さん

第1章 計画の基本的考え方

第1章では、計画の策定に当たって、計画の位置付け、計画の期間、対象とする施策の範囲など、計画の基本的な考え方を示します。

1 計画の位置付け

- 長野県環境基本計画は、「長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）」第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）」第8条に規定する本県の行動計画を包含するとともに、本計画における「生物多様性※・自然環境の保全と利用」を「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」第13条の規定による「第二次生物多様性ながの県戦略」として、「水環境の保全」を「長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）」第7条の規定による「第七次長野県水環境保全総合計画」として位置付けます。

（注）文中で「※」がついた用語は、参考資料に用語解説を掲載

2 SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

- 2015年（平成27年）9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年（令和12年）までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。



○ 目標達成に向けては、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などすべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。また、SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することにとどまらず、環境保全の取組を通じ経済・社会の諸課題を解決する役割も求められます。

○ 本県は、全国で4番目に広い県土を有し、その8割を占める広大な森林は清らかな水や空気を育み、多様な生物の生息場所となっています。本計画では、SDGsの視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、こうした本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

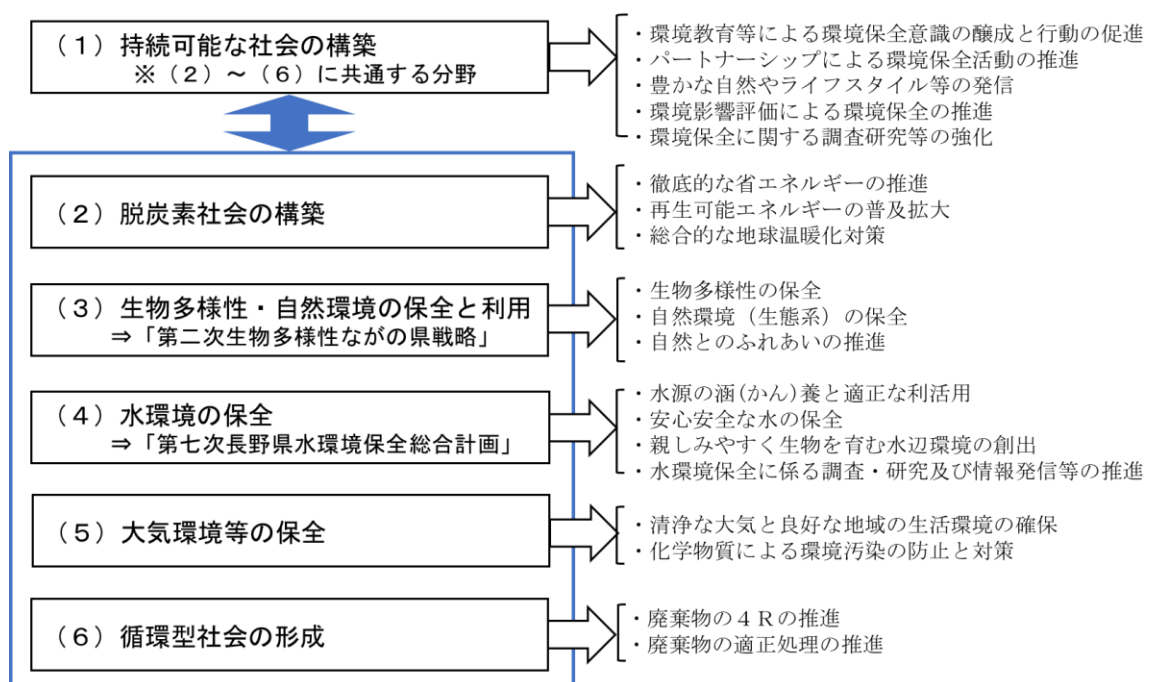
3 計画の期間

○ 2023年度（令和5年度）を初年度とし、2027年度（令和9年度）を目標年度とする5年間の期間を対象とします。

4 計画の対象分野

○ 「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の6つの分野を本計画の対象とします。

なお、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の個別分野については相互に関連しており、また、それらの個別分野の達成によって実現される「持続可能な社会の構築」を共通分野として位置づけます。



第2章 環境をめぐる状況と第四次長野県環境基本計画の総括

第2章では、国内外の動向を含めた計画策定の背景となる本県の環境をめぐる状況と、第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の達成状況について示します。

1 持続可能な社会の構築

(1) 環境をめぐる状況

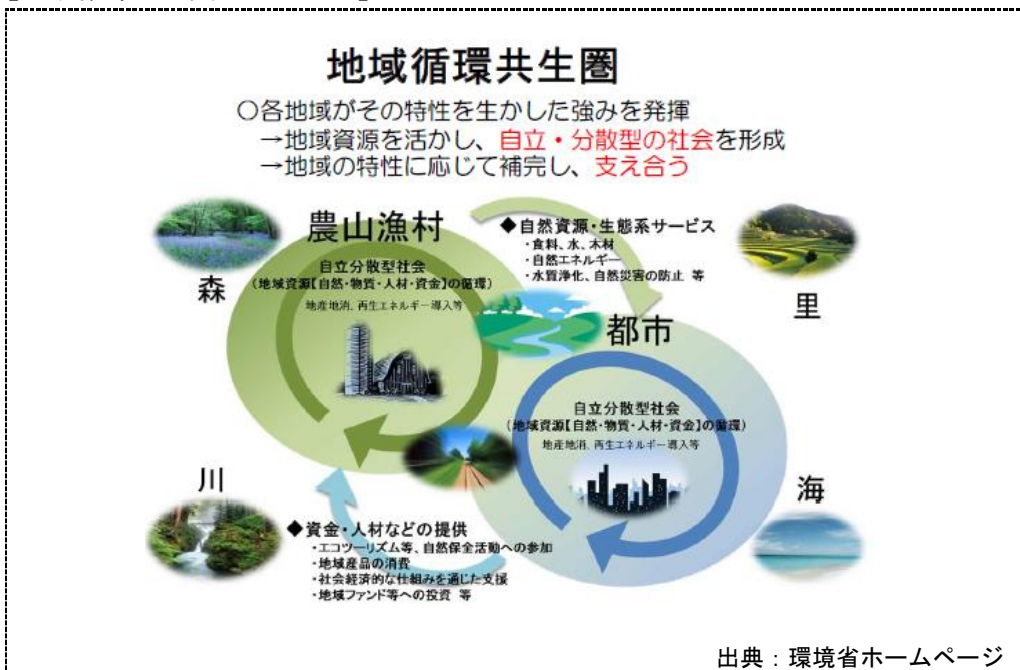
- SDG s を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことを受け、国は2016年（平成28年）5月に「持続可能な開発目標（SDG s）推進本部」を設置し、同年12月にSDG s 達成に向けた中長期的な国家戦略である「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針」を決定しました。

この実施指針は2019年（令和元年）12月に改定され、改定指針において、地方公共団体には、SDG s 達成へ向けた取組の更なる加速化とともに、地域の優良事例の国内外への積極的な発信・共有と、更なるSDG s の浸透を目指した多様なステークホルダーに対するアプローチが期待されています。

また、同指針において、地方公共団体には、国の第五次環境基本計画（2018年（平成30年）4月閣議決定）で提唱された「地域循環共生圏」（再生可能エネルギー※などの自然資源のほか、人材や資金なども含めた様々な地域資源を活かして地域ごとに自立・分散型社会を形成し、地域の特性に応じて地域同士が資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方）の創造が求められています。

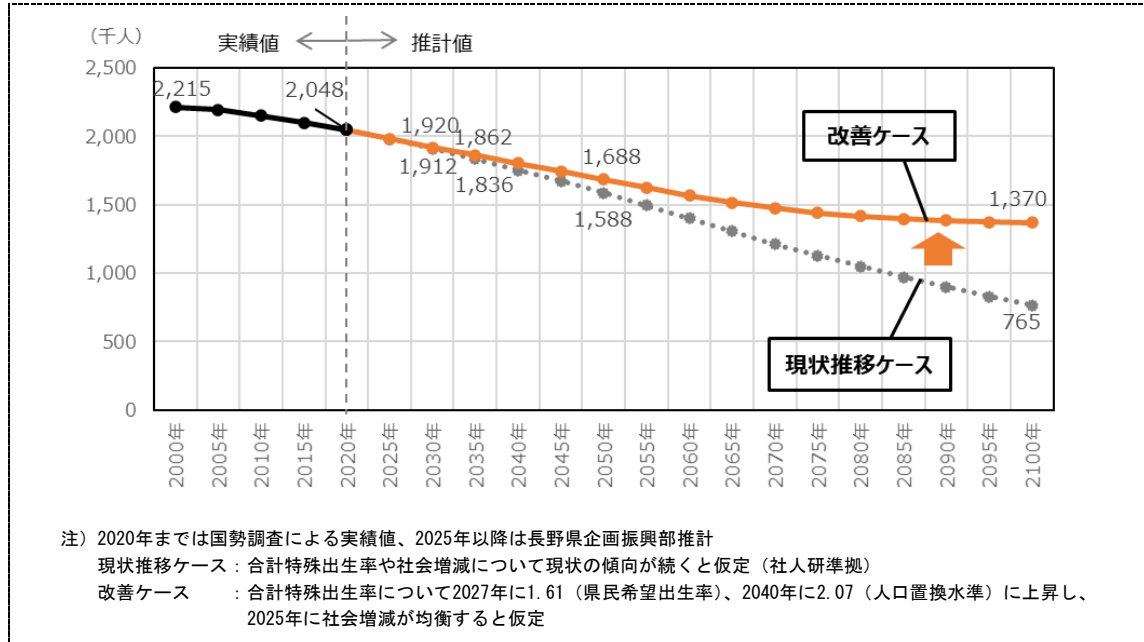
- 国や地方公共団体だけでなく、民間企業においても経営戦略の中にSDG s を据え、個々の事業戦略に落とし込むことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要です。地球規模課題や社会課題に企業活動が与える影響に対する消費者の関心の向上や、ESG投資※の活発化により、大企業を中心に経営層へのSDG s の浸透は一定程度進んできましたが、企業数で見ると大多数を占める中小企業への更なる浸透が課題となっています。

【地域循環共生圏のイメージ】



- 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少に転じ、当面は生産年齢人口を中心に総人口の減少が続き、改善ケースの場合では、長期的には137万人程度で定常化する見通しとなっています。人口減少は、国内・域内需要や経済・社会・環境の担い手の減少をもたらすなど、地域活力の低下が懸念されます。

【長野県人口の将来展望】



(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ 環境保全意識の醸成と行動の促進

- ・豊かな自然環境や地域資源を保育・幼児教育に積極的に取り入れた「信州型自然保育（信州やまほいく）※」の普及を図ることで、信州で育つ子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備しました。
- ・小・中学校では、学習指導要領や各学校の環境教育計画※に基づいた理科や総合的な学習の時間などにおいて、地域の川の水質・生物調査やごみ拾い等の地域の自然に親しむ活動・体験活動の導入、高等学校では、現代社会や公共、理科の授業などにおいて、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成など、環境教育の充実を図るため、学校への指導及び助言を行いました。
- ・県民の環境保全に対する意識を高めるとともに、将来の環境保全を担う人材育成を図るため、「信州環境カレッジ事業」を推進し、団体等の活動を支援しました。
- ・信州環境フェアなどの県内各地の環境イベントや、環境に関する各種啓発月間・行事を通じた啓発を行いました。

○ パートナーシップによる環境保全活動の推進

- ・電力需要の高まる夏季と冬季に、県独自の数値目標を掲げて県民総ぐるみで節電・省エネに取り組む「信州省エネ大作戦」を実施しました。

○ 豊かな自然やライフスタイル等の発信

- ・移住セミナー等において、豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイルの魅力を発信しました。

○ 環境影響評価による環境保全の促進

- ・「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」、「長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）」及び「長野県環境影響評価指導要綱」に基づき、大規模な開発事業について環境影響評価制度*を運用しました。
- ・「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」に基づき、県の公共事業のうち、「環境影響評価法」及び「長野県環境影響評価条例」の対象規模未満の事業や非対象の事業について環境配慮手続を実施しました。

○ 環境保全研究所の機能強化

- ・行政課題に対応した研究課題への取組と、大学や国の研究機関等との共同研究を推進しました。
- ・サイエンスカフェ*等のイベントやホームページ等を通じて研究成果を発信しました。

イ 達成目標の進捗状況

○ 「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合」は2021年度（令和3年度）62.0%であり、目標達成は困難な見込みです。特に若年・子育て世代の意識向上が課題であるため、環境保全について誰もがいつでも学べる環境を更に整備し、県民の行動変容を促す必要があります。

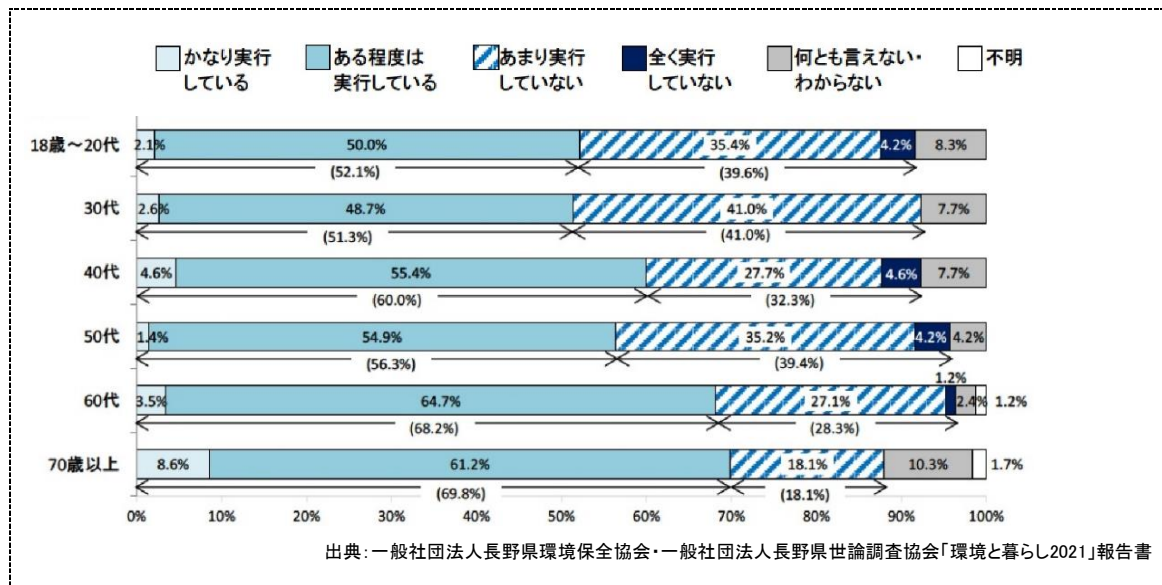
○ 「都市農村交流人口」は新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度（令和2年度）に激減し、イベント等の再開により2021年度（令和3年度）198,849人と若干回復しましたが、目標達成は困難な見込みです。新型コロナウイルス感染症に対応した工夫や新たな取組を行う必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	65.5% (2017年度)	74.6% (2018年度)	74.1% (2019年度)	63.6% (2020年度)	62.0% (2021年度)	D	75.0% (2022年度)	
都市農村交流人口	624,909人 (2016年度)	622,925人 (2018年度)	580,179人 (2019年度)	173,853人 (2020年度)	198,849人 (2021年度)	D	690,000人 (2022年度)	

<達成状況>（最新実績－基準値）÷（目標値－基準値）×100（%）

達成：100%以上、A：75%以上～100%未満、B：50%以上～75%未満、C：25%以上～50%未満、D：25%未満

【「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）」に係る県民意識の年代別状況】



ウ 参考指標の進捗状況

- 「環境教育計画を有する学校の割合」は小学校では2022年度（令和4年度）85.0%、中学校では91.4%と、小学校では増加傾向にあり中学校では高い水準を維持していますが、目標達成には至りませんでした。環境教育計画の策定を図るよう、引き続き学校へ周知する必要があります。
- 「信州環境カレッジ」の受講者数は2021年度（令和3年度）12,180人であり、目標を達成しています。県民の行動変容に繋げるため、環境保全について誰もがいつでも学べる環境の整備を強化します。
- 「環境保全研究所による環境教育講座等の受講者数」は2018年度（平成30年度）956人であり、目標を達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度（令和2年度）に激減し、環境教育講座等の再開により2021年度（令和3年度）233人と若干回復しましたが、目標達成は困難な見込みです。オンライン形式で行うなど、新型コロナウイルス感染症に対応した工夫により、受講者が参加しやすい環境を整備する必要があります。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
環境教育計画を有する学校の割合	小学校80.1% 中学校90.3% (2017年度)	小学校80.8% 中学校89.8% (2018年度)	小学校82.5% 中学校90.3% (2019年度)	小学校84.8% 中学校90.9% (2020年度)	小学校84.2% 中学校92.5% (2021年度)	小学校：C 中学校：達成	小学校90.0% 中学校92.5% (2022年度)	
「信州環境カレッジ」の受講者数	—	7,062人 (2018年度)	11,747人 (2019年度)	10,083人 (2020年度)	12,180人 (2021年度)	達成	12,000人 (2022年度)	
環境保全研究所による環境教育講座等の受講者数	791人 (2016年度)	956人 (2018年度)	777人 (2019年度)	151人 (2020年度)	233人 (2021年度)	D	850人 (2022年度)	

2 脱炭素社会の構築

(1) 環境をめぐる状況

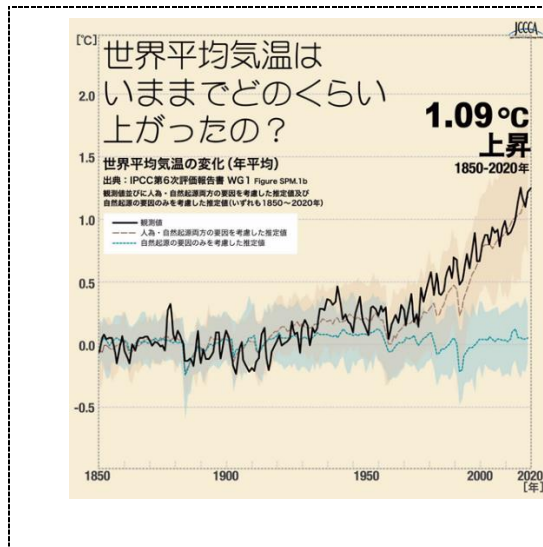
- 地球温暖化^{*}は確実に進行しており、世界の年平均気温は工業化以前と比較して約1℃上昇しています。

地球温暖化の原因は、工業化以降の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス^{*}の排出量の増加にあるとされており、国際的な専門家組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{*}」が2021年（令和3年）に公表した第6次評価報告書では、「人間活動による影響が地球温暖化を引き起こしたことは疑う余地がない。」と断定的に表現されています。

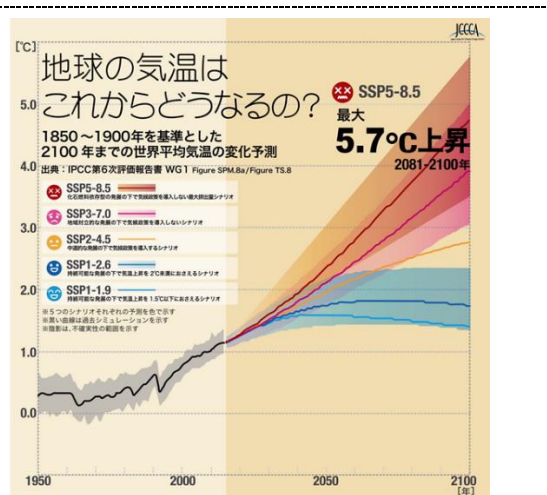
同報告書によると、化石燃料依存型の発展の下で対策を講じない場合、21世紀末（2081～2100年）には、工業化以前と比較して最大で5.7℃の平均気温上昇が予測されています。

こうした地球温暖化は、既に猛暑日や大雨・無降水日の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、自然及び人間社会に大きな影響をもたらしています。更に進行すると、農林水産業、自然生態系、自然災害、健康などの様々な分野に広範囲で不可逆的な影響を生じさせる可能性が指摘されています。

【世界の年平均気温の変化】



【世界の年平均気温変化の観測結果と予測】



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

- 2015年（平成27年）にフランス・パリで開催されたCOP21^{*}において、「パリ協定^{*}」が採択され、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標が定められました。また、2021年（令和3年）にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26において、平均気温上昇を1.5℃に抑えるための努力を継続する決意と、そのために世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があることに合意する「グラスゴー気候合意」が取りまとめられました。

一方、2016年（平成28年）12月のオーストラリアのデアビン市を皮切りに、国内外の世界各地の自治体で「気候非常事態宣言」を行う動きが広がっています。これは、記録的な高温や大雨、台風の大型化など、世界中で異常気象が目に見えて増加していることに加え、科学的知見の蓄積により、気候変動^{*}の緊急事態性の認識が高まっていることなどが要因と考えられます。

- 国においては、2020年（令和2年）10月に、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラル^{*}実現を目指すことを表明しました。同年11月には、衆参両院において相次いで気候非常事態宣言が決議され、脱炭素社会の実現に向けて国を挙げて取り組む意思が明確に示されました。
また、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」を規定するとともに、2021年（令和3年）10月に地球温暖化対策計画が改訂され、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%減とする目標を設定しました。
- 本県においても、令和元年東日本台風の甚大な被害を受け、2019年（令和元年）12月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」（2050ゼロカーボン）を決意するとともに、2020年（令和2）4月には気候非常事態宣言の理念を具現化するため、「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量^{*}の7割削減、再生可能エネルギー生産量^{*}の3倍拡大などの具体的な数値目標を掲げました。また、2020年（令和2年）10月には、全国で初めて、2050ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例（令和2年長野県条例第39号）」（以下「ゼロカーボン条例」という。）が全会一致で可決・成立しました。
更に、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指した取組を推進するため、中間目標となる2030年度までを計画期間として、「ゼロカーボン条例」に基づく第一次の行動計画及び「地球温暖化対策推進法」に基づく第四次長野県地球温暖化防止県民計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を2021年（令和3年）6月に策定し、温室効果ガス正味排出量を2030年度（令和12年度）に2010年度（平成22年度）比で60%削減する高い目標を設定しました。

（2）第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ エネルギー需要の県民の手によるマネジメント

- ・ 家庭における省エネ促進のため、エネルギー供給事業者や電気機械器具等の小売事業者と県民が接する機会を活用して省エネアドバイスや簡易診断等を行う「家庭の省エネサポート制度」を実施しました。
- ・ 「事業活動温暖化対策計画書制度^{*}」により、エネルギー消費量が一定規模以上の大規模事業者等について、省エネ取組状況の把握と、現地確認による助言等を行いました。
- ・ 県産木材を活用し省エネ基準に適合した住宅の新築工事や、省エネ化リフォーム工事などへの助成等を行いました。

○ 再生可能エネルギーの利用と供給の拡大

- ・ 市町村及び民間事業者等が行う地域主導型の小水力発電等の再生可能エネルギー事業に対し、収益納付型補助金等による支援を行いました。
- ・ 建物における太陽光発電及び太陽熱利用のポテンシャルをウェブ上で表示する「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」等を活用した普及啓発や、太陽光発電システム及び蓄電システム設置への補助等を行いました。
- ・ 県企業局において、新しい発電所の建設と基幹発電所の大規模改修等による出力増強等を行いました。

○ **総合的な気候変動対策の推進**

- ・フロン類^{*}の適正処理及び大気中への排出を抑制するため、フロン類を使用する業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類回収業者等の関係者への普及啓発及び指導等を行いました。
- ・森林の二酸化炭素の吸収・固定化の促進のため、間伐等の森林整備の計画的な推進と、公共事業などにおける木材利用や、県内外における県産材製品の普及活動により県産材利用を推進しました。
- ・「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的な助言を行う拠点として、「信州気候変動適応センター」を設置しました。

イ 達成目標の進捗状況

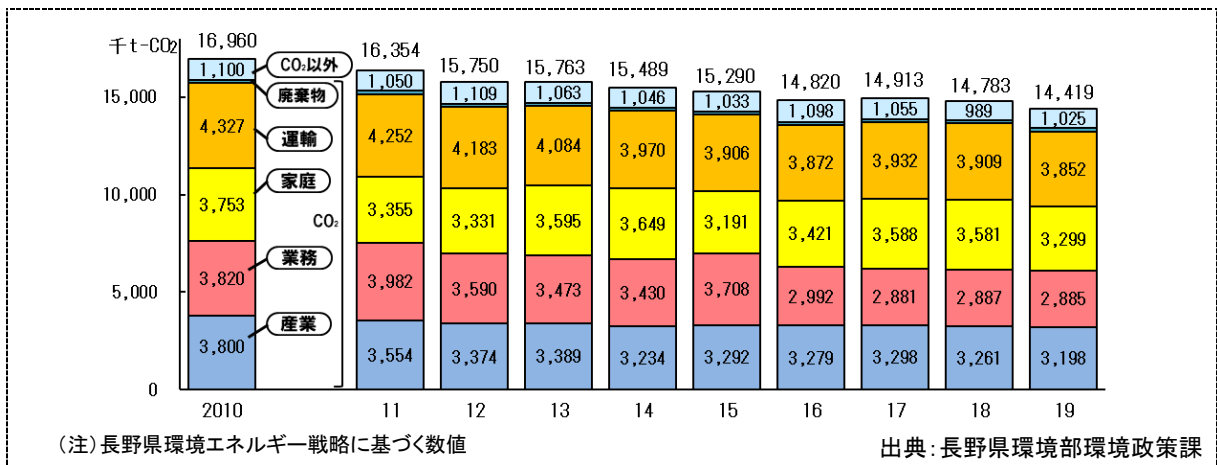
○ 「県内の温室効果ガス総排出量」及び「県内の最終エネルギー消費量」は産業・業務部門を中心に全体的に減少傾向にあり、「県内の最終エネルギー消費量」は2019年度（令和元年度）16.5万TJと目標を達成しているものの、「県内の温室効果ガス総排出量」は2019年度（令和元年度）14,419千t-CO₂と目標達成には至りませんでした。産業・業務部門に対して、運輸・家庭部門における温室効果ガス排出量の削減が進んでいないことが課題であるため、引き続き長野県ゼロカーボン戦略に基づき、事業活動に加えて交通や家庭における更なる削減に向けた取組が必要です。

○ 「再生可能エネルギー自給率^{*}」は太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大により上昇傾向にありますが、2019年度（令和元年度）10.5%と目標達成は困難な見込みです。再生可能エネルギーの更なる普及拡大が課題であるため、引き続き長野県ゼロカーボン戦略に基づき、環境負荷の少ない屋根太陽光発電及び小水力発電を主とした再生可能エネルギーの普及拡大を図る必要があります。

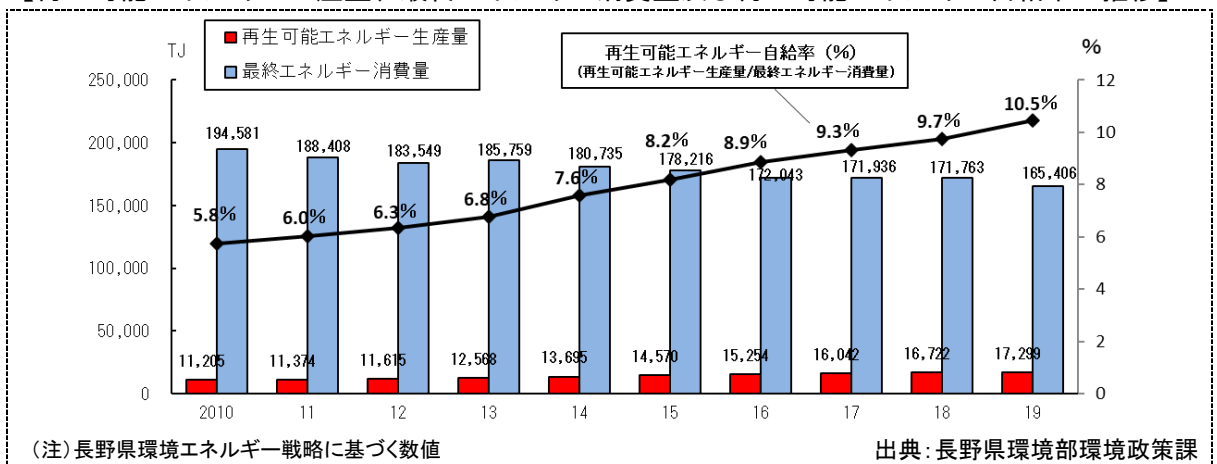
指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
県内の温室効果ガス総排出量	15,489千t-CO ₂ (2014年度)	14,820千t-CO ₂ (2016年度)	14,913千t-CO ₂ (2017年度)	14,783千t-CO ₂ (2018年度)	14,419千t-CO ₂ (2019年度)	B	13,738千t-CO ₂ (2019年度)	
県内の最終エネルギー消費量	17.8万TJ (2015年度)	17.2万TJ (2016年度)	17.2万TJ (2017年度)	17.2万TJ (2018年度)	16.5万TJ (2019年度)	達成	17.0万TJ (2020年度)	
再生可能エネルギー自給率	8.2% (2015年度)	8.9% (2016年度)	9.3% (2017年度)	9.7% (2018年度)	10.5% (2019年度)	C	12.9% (2020年度)	

(注) 長野県環境エネルギー戦略に基づく数値

【温室効果ガス総排出量の推移】



【再生可能エネルギー生産量、最終エネルギー消費量及び再生可能エネルギー自給率の推移】



ウ 参考指標の進捗状況

- 「既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数」は2018（平成30）～2021年度（令和3年度）までの累計が45件であり、目標達成は困難な見込みです。制度の浸透が課題であるため、リフォーム工事業業者や県民への制度の周知等により診断件数の増加を図る必要があります。
- 「県有施設の庁舎照明LED化の整備個所数」は2021年度（令和3年度）113箇所であり、目標達成は困難な見込みです。蛍光灯器具等の生産が順次終了しているため、施設改修に合わせて確実にLED化を進める必要があります。
- 「県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数」は設置予定施設の台風被災の影響等で基準値からの増加件数は1件となっています。事業実施により得られた知見を活用するとともにPPA等の他手法も検討し、県有施設における太陽光発電の拡大に取り組む必要があります。
- 「流域下水道に係るエネルギー自給率」は、運転管理による省エネ取組や太陽光及び消化ガス発電設備導入による創エネ取組により、2021年度（令和3年度）7.0%となっています。引き続き省エネ機器や発電設備の導入等を進めていきます。
- 「企業局の水力発電の設備容量」は計画的な新規発電所の建設や出力増強工事により2021年度（令和3年度）104,655kWであり、目標を達成しています。再生可能エネルギーの更なる普及拡大のため、引き続き新規電源開発や、老朽化した既設発電所の大規模改修による出力増強等に取り組みます。
- 「二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園^{*}の面積」は都市公園の整備推進により2021年度（令和3年度）15.13㎡/人であり、目標を達成しています。引き続き都市公園の整備を推進します。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
		2018年度	2018～2019年度累計	2018～2020年度累計			
既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数	—	7件 (2018年度)	19件 (2018～2019年度累計)	34件 (2018～2020年度累計)	45件 (2018～2021年度累計)	D	1,800件 (2018～2022年度累計)
県有施設の庁舎照明LED化の整備個所数	1施設 (2017年度)	82施設 (2018年度)	104施設 (2019年度)	109施設 (2020年度)	113施設 (2021年度)	C	292施設 (2022年度)
県有施設における屋根貸しによる太陽光発電件数	6件 (2017年度)	7件 (2018年度)	7件 (2019年度)	7件 (2020年度)	7件 (2021年度)	達成	拡大
流域下水道に係るエネルギー自給率	5.5% (2015年度)	7.2% (2018年度)	7.4% ^注 (2019年度)	7.5% ^注 (2020年度)	7.0% ^注 (2021年度)	—	13.7% (2022年度)
企業局の水力発電の設備容量	100,410kW (2017年度)	100,998kW (2018年度)	100,998kW (2019年度)	101,197kW (2020年度)	104,655kW (2021年度)	達成	101,119kW (2022年度)
二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	14.76㎡/人 (2016年度)	14.82㎡/人 (2018年度)	14.87㎡/人 (2019年度)	15.02㎡/人 (2020年度)	15.13㎡/人 (2021年度)	達成	15.1㎡/人 (2022年度)

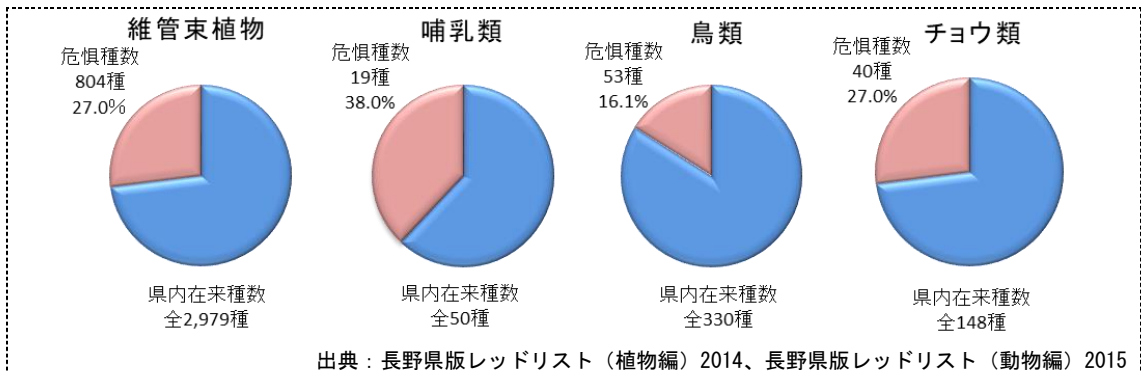
(注) 令和元年東日本台風により被災したクリーンピア千曲が施設復旧中であったため参考値

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

(1) 環境をめぐる状況

○ 我が国は世界の中でも保全優先度の高い「生物多様性ホットスポット^{*}」の一つとされており、特に本県は日本の中でも生物多様性の豊かな場所とされています。日本の屋根と称される高山帯を有する約3,000mの標高差のある複雑な地形や、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける多様な気候、更には里山や草原といった人の営みによって形成される自然環境により、豊かな生物多様性が培われています。ライチョウや高山植物はそのシンボルともいえる存在です。しかしながら、「開発、過剰な捕獲・採取」、「里山や草原の利用・管理の衰退（ニホンジカの分布拡大など）」、「外来種^{*}の移入・分布拡大、水質の汚濁」、「気候変動の影響」などにより、野生動植物の生息環境が悪化し、本県の生物多様性に危機が及んでいます。2014年（平成26年）から2015年（平成27年）にかけて改訂した「長野県版レッドリスト^{*}」では、絶滅のおそれのある種数（危惧種数）は、維管束植物804種（県内在来2,979種中、27.0%）、脊椎動物で98種（県内在来447種中、21.9%）に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています。

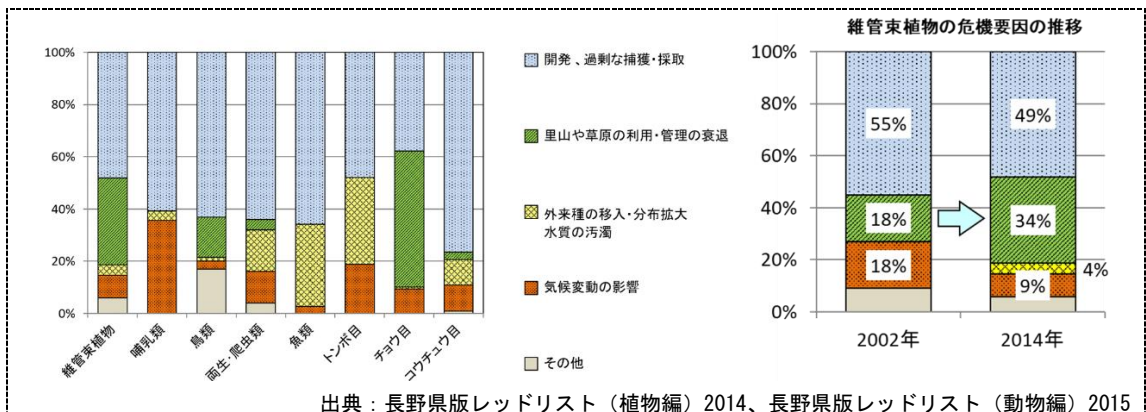
【県内在来種数のうち、危惧種の割合】



○ 里地里山^{*}は、集落を取り巻く森林、農地、ため池、草原等を構成要素とし、多くの野生生物と信州ならではの暮らしや文化を育む役割を果たしてきました。しかしながら、近年の産業構造等の変化や農山村の過疎化・高齢化により里地里山における人の活動が縮小したことに伴い、適正に管理されていない森林や草地、荒廃農地の増加やニホンジカなどの野生鳥獣による被害拡大等によって、県土の保全機能の低下や里山景観の悪化が危惧されています。

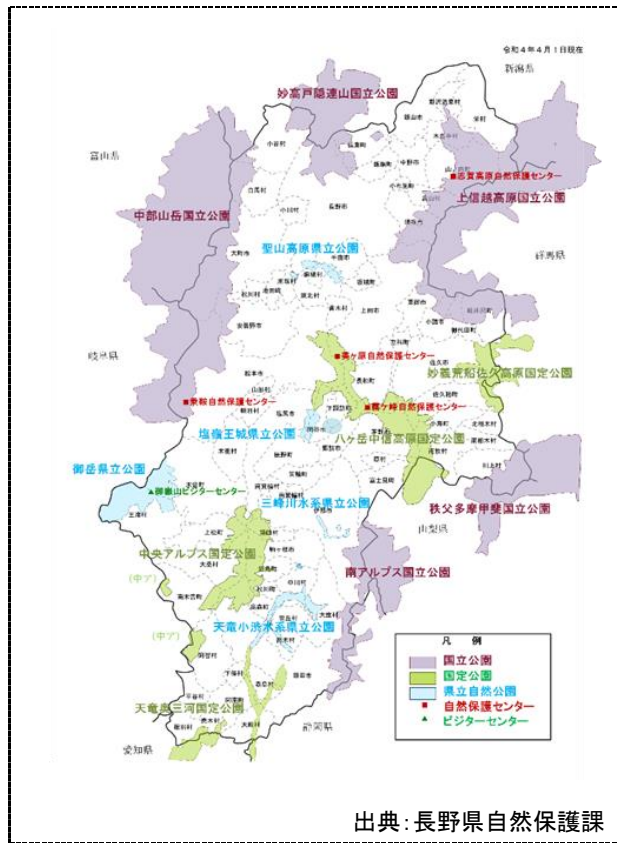
また、森林をはじめとした里地里山の適切な利用と管理は、気候変動対策や防災・減災など多様な社会課題の解決に寄与すると期待されており、再生可能エネルギーの推進と自然環境の保全との両立も重要な課題となっています。

【絶滅のおそれのある種の危機要因】



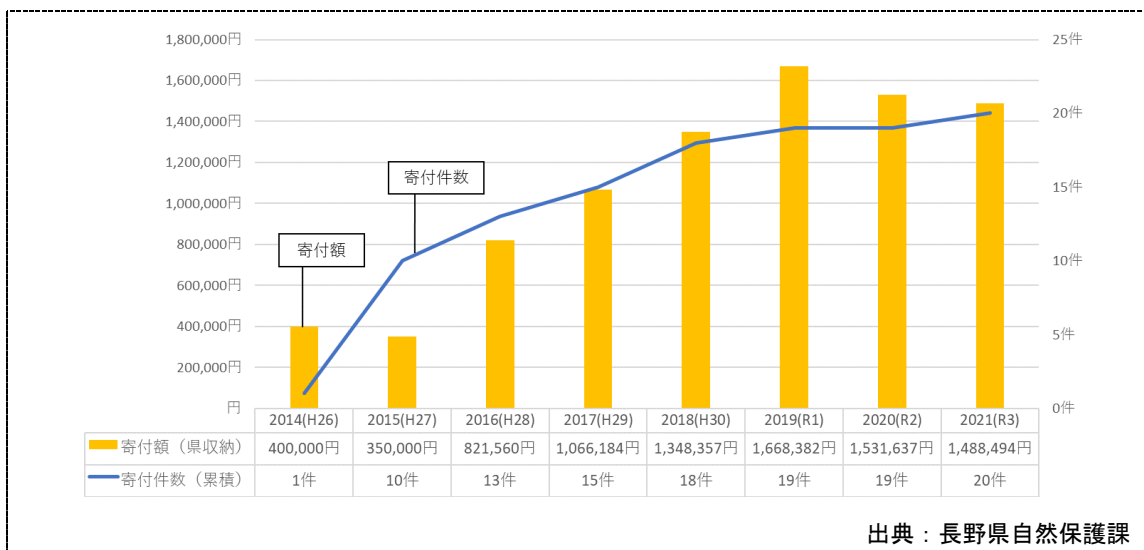
【県内の自然公園】

- 本県の山岳・高原地域の多くは自然公園※に指定（国立公園5地域、国定公園4地域、県立自然公園5地域）され、面積は全国3番目の広さであり、県土の約21%を占めています。
また、我が国は2030年までに陸域と海域の30%を保全すること（30by30：サステイバイサステイ※）を国際約束しており、我が国の山岳・高原を代表する本県の自然環境の特色を踏まえて、この陸域の保全拡大に寄与することが期待されています。自然公園に指定されている区域に加え、指定区域の外にも農地・里山・草原などの生物多様性の豊かな地域が広がっており、そのような地域でも保全と持続可能な利用の両立が望まれます。



- 山岳・高原の景観に代表される豊かな自然環境とのふれあいを楽しむため、本県には各地から多くの人々が訪れています。しかし、利用の集中する地域では、踏みつけによる植生破壊や、し尿処理などの問題が生じています。他方では、管理や保全活動の担い手が高齢化し、活動の継承が困難になりつつあることも問題となっています。その一方、気候変動などの地球環境問題への社会の意識の高まりを受けて、民間企業等においても自然環境に関心を寄せ、様々な主体が行う自然保護活動への支援が増えています。今後は、既存の活動主体同士をつなぐとともに、新たな担い手の参画やその活動を支える仕組みを構築していくことが期待されています。

【生物多様性保全パートナーシップ協定※等による企業からの支援の推移】



(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ 生物多様性の保全

- ・環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等と連携し、生物多様性の保全において重要な地域（白馬岳・八ヶ岳・霧ヶ峰等）を対象とした科学的な調査・分析を行いました。
- ・社会貢献活動などを目的とした企業や大学などと、資金や人員の提供を軸とした「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、様々な主体との協働による生物多様性保全の取組を進めました。
- ・「長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）」に規定する指定希少野生動植物のうち県民と協働して保護活動に取り組む種について、保護回復事業計画の策定及び評価検証を実施しました。
- ・信州の生態系や県民の暮らしを脅かす外来種の生態や効率的な防除方法を解説した「長野県版外来種対策ハンドブック」を作成し、駆除・防除対策の普及啓発を行いました。

○ 自然環境の保全と自然に親しむ機会の充実

- ・中央アルプスが、2020年（令和2年）3月に新たな国定公園として指定されたことを契機として、県と関係市町村で「中央アルプス国定公園指定記念事業実行委員会」を設立し、魅力を広く発信するための「山岳フォーラム」を実施しました。
- ・2014年（平成26年）9月に発生した御嶽山噴火災害を受けて県及び木曾町が建設を進めてきた「御嶽山ビジターセンター」が開館しました。
- ・市町村、土地所有者、保護・利用関係者等から構成される「県立自然公園地域会議」を各公園に設置し、関係者との協働により、自然環境の保全と適正な利用を目指した公園管理を行いました。
- ・自然公園における登山道、公衆便所、園地、道標等の整備や老朽化した公園施設（木道、橋梁、道標等）の改修を実施しました。
- ・環境省や県単独の補助制度を活用して山小屋における環境配慮型トイレ^{*}の整備を促進しました。
- ・県内にある5箇所の自然保護センター・ビジターセンターにおいて、植物、地質、気象、文化（人と自然との共生）等に関する写真パネル・模型の展示や、職員及びボランティアによる自然ガイダンスを実施しました。
- ・「信州ネイチャーセンター基本方針」を踏まえて策定した「霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針」に基づき、人と自然とをつなぐエコツーリズムの推進拠点とするため、霧ヶ峰自然保護センターの施設改修を実施しました。

イ 達成目標の進捗状況

- 「保護回復事業計画の策定及び評価検証数」は2021年度（令和3年度）26種であり、目標を達成する見込みです。ただし、種によっては回復が見られない状況もあることから、希少野生動植物^{*}の保全に向けた諸施策とともに、引き続き計画策定と評価検証に取り組めます。
- 「自然公園利用者数」は2019年（令和元年）3,819万人と目標を達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により激減しました。2021年（令和3年）には2,304万人と若干回復しましたが、目標達成は困難な見込みです。引き続き自然公園の保護及び適切な利用の推進、自然体験活動の機会の提供を通じて、自然公園の魅力向上を図ります。

- 「地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積」は増加傾向にありましたが、活動組織の構成員の高齢化による活動の取りやめ等により2021年度（令和3年度）45,783haに減少し、目標をやや下回る見込みです。活動組織の構成員の高齢化や書類作成等の事務負担が課題であるため、既存組織の活動継続や新規組織開拓に向けた取組を行うほか、事務負担軽減を図るため活動組織の広域化や外部団体等への事務委託を促進し、活動面積の増加を図る必要があります。
- 「民有林の間伐面積」は近年多発する災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全国的な素材の受入制限などによる森林整備事業の見合わせから、2018（平成30）～2021年度（令和3年度）までの累計36,596haであり、目標達成は困難な見込みです。森林の有する多面的機能^{*}の増進を図るため、引き続き計画的な森林整備を進める必要があります。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
保護回復事業計画の策定及び評価検証数	18種 (2016年度)	23種 (2018年度)	24種 (2019年度)	24種 (2020年度)	26種 (2021年度)	B	29種 (2022年度)
自然公園利用者数	3,607万人 (2016年)	3,706万人 (2018年)	3,819万人 (2019年)	2,289万人 (2020年)	2,304万人 (2021年)	D	3,743万人 (2021年)
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（交付対象面積）	40,827ha (2016年度)	45,366ha (2018年度)	45,661ha (2019年度)	45,986ha (2020年度)	45,783ha (2021年度)	B	49,800ha (2022年度)
民有林の間伐面積	13,634ha (2016年度)	10,992ha (2018年度)	20,644ha (2018～2019年度の累計)	29,466ha (2018～2020年度の累計)	36,596ha (2018～2021年度の累計)	C	60,800ha (2018～2022年度の累計)

（注）自然公園利用者数は暦年の数値

ウ 参考指標の進捗状況

- 「生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数」は2021年度（令和3年度）62団体であり、企業や団体等における生物多様性保全に関する取組意識の高まりにより着実に増加し、目標を達成する見込みです。引き続き、生物多様性に関する情報発信を行い、企業や団体等の多様な主体との協働による生物多様性保全の取組を推進します。
- 「登山道の要整備箇所解消数」は2021年度（令和3年度）391箇所であり、計画的な登山道整備支援により着実に増加し、概ね目標を達成する見込みです。国の補助制度の積極的導入と民間企業等の寄付金を活用し、引き続き整備の支援を行う必要があります。
- 「環境配慮型トイレの整備率」は2021年度（令和3年度）85.2%であり着実に増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響が山小屋等事業体の経営を圧迫したことにより、目標達成は困難な見込みです。引き続き整備の支援を行う必要があります。
- 「信州型自然保育（信州やまほいく）認定園数」は2021年度（令和3年度）241園であり、信州型自然保育（信州やまほいく）の普及が進み、概ね順調に増加し、目標を達成する見込みです。引き続き信州やまほいくの魅力や効果をわかりやすく発信し、市町村や未認定園への働きかけを強化する必要があります。
- 「里山整備利用地域の認定数」は森林所有者の合意形成等に時間を要したため、2021年度（令和3年度）102地域の認定に留まっており、目標達成は困難な見込みです。今後は多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進する必要があります。

- 「森林(もり)の里親契約数」はコロナ禍による企業活動の縮小により増加数が鈍化し、2021年度(令和3年度)146件ですが、目標を達成する見込みです。引き続き森林整備を地域と企業で相互に支える仕組みを支援しながら、新たな受入体制の構築を進める必要があります。
- 「国際水準GAP*認証の取得件数」は「食の安全・安心」「環境保全」に対する関心の高まりなどにより取得件数は順調に伸び、2021年度(令和3年度)52件であり、目標を達成しています。引き続きマーケットニーズに応じた国際水準GAP(農業生産工程管理)の認証取得を支援します。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
生物多様性の保全活動で支援・協働した企業・団体等の数	30団体 (2016年度)	45団体 (2018年度)	51団体 (2019年度)	57団体 (2020年度)	62団体 (2021年度)	A	65団体 (2022年度)
登山道の要整備箇所の解消数	93箇所 (2016年度)	213箇所 (2018年度)	283箇所 (2019年度)	353箇所 (2020年度)	391箇所 (2021年度)	A	493箇所 (2022年度)
環境配慮型トイレの整備率	80.0% (2016年度)	82.7% (2018年度)	83.4% (2019年度)	85.2% (2020年度)	85.2% (2021年度)	B	88.0% (2022年度)
信州型自然保育(信州やまほいく)認定園数	152園 (2017年度)	185園 (2018年度)	210園 (2019年度)	226園 (2020年度)	241園 (2021年度)	A	260園 (2022年度)
里山整備利用地域の認定数	5地域 (2016年度)	42地域 (2018年度)	36地域 (2019年度)	98地域 (2020年度)	102地域 (2021年度)	B	150地域 (2022年度)
森林(もり)の里親契約数	126件 (2016年度)	134件 (2018年度)	139件 (2019年度)	142件 (2020年度)	146件 (2021年度)	B	156件 (2022年度)
国際水準GAP認証の取得件数	14件 (2016年度)	28件 (2018年度)	45件 (2019年度)	44件 (2020年度)	52件 (2021年度)	達成	42件 (2022年度)

4 水環境の保全

(1) 環境をめぐる状況

- 本県には、日本海に注ぐ信濃川（千曲川）、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曾川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、その上流に位置する県として、水質などの保全に努める必要があります。県内の河川・湖沼などの水質は、下水道等の普及や家庭・工場等からの排水の適正処理により、長期的には改善が進んできています。2021年度（令和3年度）の河川の環境基準^{*}達成率は測定開始以来、初めて100%となるなど良好な状況にある一方、湖沼の環境基準達成率は40.0%と低い状況となっています。このうち、諏訪湖については、水質は改善してきていますが、近年ヒシ^{*}の大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大、漁獲量の減少など、生態系の保全・回復といった新たな課題が生じています。
- 近年、水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少してきています。また、人口減少、過疎化・高齢化により森林、農地等において必要な手入れがされていない地域もあり、森林や農地等が持つ地下水の涵養機能^{*}の低下などが危惧されています。

(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組、関連指標の進捗状況と課題

ア 主な取組

- 水源の涵養と適切な利活用^{かん}
 - ・ 森林の多面的機能の持続的発揮及び資源の循環利用等を図るため、間伐等の森林整備を計画的に進めました。
 - ・ 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）」に基づく水資源保全地域（重要な水源地域）の指定と、同地域における土地取引などの事前届出制により、水源地域の土地の取引状況の把握等を行いました。
 - ・ 「水道法（昭和32年法律第177号）」に基づき水道事業者に対する立入検査等を行い、清潔な環境を維持するよう指導するとともに、水道原水事故が発生した場合には、関係機関からの迅速な情報収集及び関係課との情報共有に努め、必要に応じ関係機関へ対応について指導・助言を行いました。
- 安心安全な水の保全
 - ・ 「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」の規定により水質測定計画を定め、環境基準の類型指定^{*}がなされている県内の河川・湖沼について水質監視を実施しました。
 - ・ 下水道等の未普及地域の解消に向けて、施設整備等を行いました。
 - ・ 2019年（令和元年）10月に発生した令和元年東日本台風により被災したクリーンピア千曲（千曲川流域下水道下流処理区終末処理場）について復旧工事を進め、2022年（令和4年）3月に全施設の復旧が完了しました。
 - ・ 「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）」及び「良好な生活環境の保全に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）」の特定施設を設置する工場又は事業場等の立入検査を実施し、不備事項に対して改善指導を行いました。
 - ・ 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼として国が指定している諏訪湖及び野尻湖について、湖沼ごとに湖沼水質保全計画を策定し、計画に基づく対策を行いました。
 - ・ 諏訪湖をはじめとする県内河川・湖沼の水環境保全に関する調査研究、情報発信及び環境学習の拠点である諏訪湖環境研究センター（仮称）の設置の検討を行うとともに、同センターを設置する長野県男女共同参画センターの建物改修に着手しました。
- 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出
 - ・ 「諏訪湖創生ビジョン^{*}」に基づき、地域住民及び関係機関と連携し、諏訪湖の水質保

全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備等を行いました。

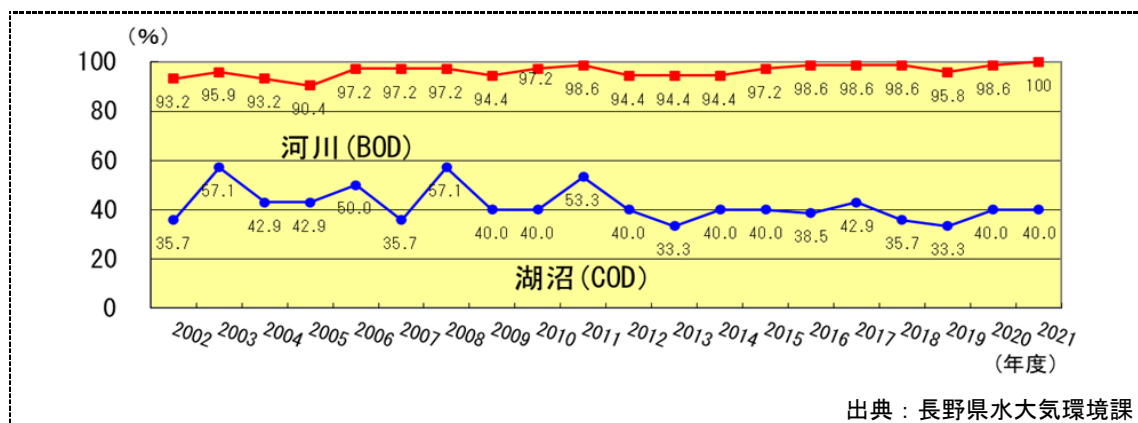
- ・住民、民間団体、自治体等の連携により、アレチウリの駆除活動を推進しました。

イ 達成目標の進捗状況と課題

- 「河川環境基準達成率」は工場・事業場や生活排水からの汚濁対策が着実に進んだこと等により、2021年度（令和3年度）100%であり、目標を達成しています。水質維持のため、引き続き関係機関と連携し水質保全対策を推進します。
- 「湖沼環境基準達成率」は近年横ばいの状況が続いており、生活排水対策や工場・事業場排水対策に加え、農地での減肥対策、保安林の整備等の非特定汚染源*対策などの取組を実施しましたが、2021年度（令和3年度）40.0%であり、目標達成は困難な見込みです。環境基準未達成の湖沼について、汚濁原因の調査等を進めるとともに、関係機関等と連携して湖沼の特性に応じた水質保全対策を推進する必要があります。
- 「汚水処理人口普及率」は施設整備が概ね完了していますが、行政人口の減少に伴う汚水処理人口の減少のため、2021年度（令和3年度）98.2%であり、目標達成は困難な見込みです。地域の実情に応じた生活排水施設の計画的・効率的整備を図るとともに、将来にわたり安定的な生活排水処理の継続に重点を置いた取組を推進する必要があります。
- 「民有林の間伐面積」は近年多発する災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全国的な素材の受入制限などによる森林整備事業の見合わせから、2018（平成30）～2021年度（令和3年度）までの累計36,596haであり、目標達成は困難な見込みです。森林の有する多面的機能の増進を図るため、引き続き計画的な森林整備を進める必要があります。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
		(2016年度)	(2018年度)	(2019年度)			
河川環境基準達成率	98.6%	98.6%	95.8%	98.6%	100%	達成	98.6%
湖沼環境基準達成率	38.5%	35.7%	33.3%	40.0%	40.0%	D	53.3%
汚水処理人口普及率	97.6%	98.0%	98.1%	98.0%	98.2%	C	99.0%
民有林の間伐面積（再掲）	13,634ha	10,992ha	20,644ha	29,466ha	36,596ha	C	60,800ha
	(2016年度)	(2018年度)	(2018～2019年度の累計)	(2018～2020年度の累計)	(2018～2021年度の累計)		(2018～2022年度の累計)

【環境基準（BOD*・COD*75%値*）達成率の推移】



ウ 参考指標の進捗状況と課題

- 「千曲川・犀川の目標水量達成率」は100%を維持しており、目標を達成しています。引き続き河川水量を維持する取組を行います。
- 「上水道等の基幹管路の耐震化適合率」は増加傾向にありますが、2020年度（令和2年度）38.4%と目標達成は困難な見込みです。耐震化適合率の向上のため、引き続き「長野県水道ビジョン^{*}」に基づき、水道事業者に対する耐震化に関する技術的な助言や国庫補助金等の活用に係る情報提供等を行う必要があります。
- 「アレチウリ駆除活動の参加者数」は新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度（令和2年度）に激減し、2021年度（令和3年度）12,752人まで戻りましたが、目標達成は困難な見込みです。感染対策を行いながら可能な範囲での活動呼びかける等により、参加者等の確保を図る必要があります。

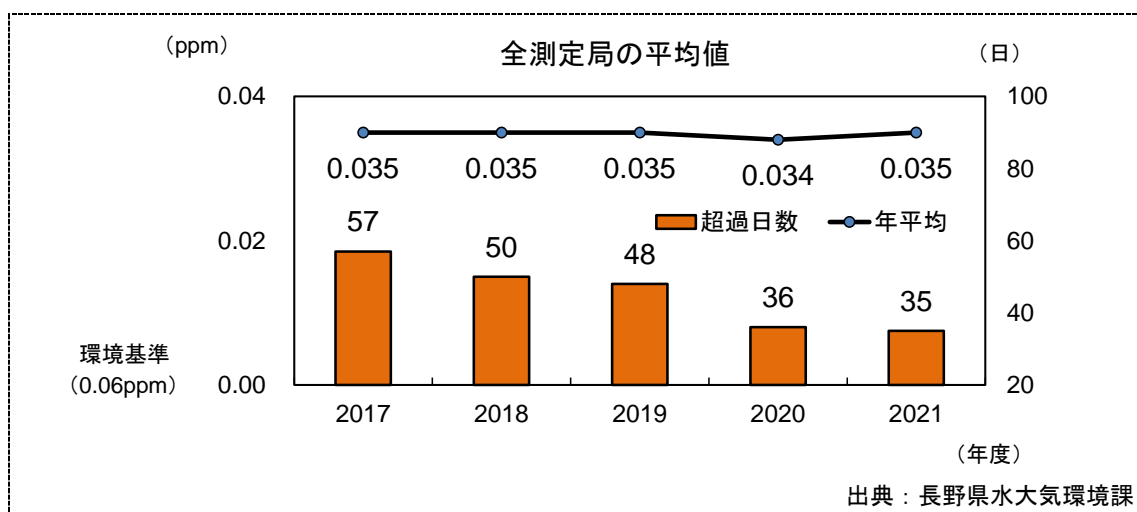
指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
千曲川・犀川の目標水量達成率	100% (2016年度)	100% (2017年度)	100% (2018年度)	100% (2019年度)	100% (2020年度)	達成	100% (2020年度)
上水道等の基幹管路の耐震化適合率	35.2% (2016年度)	33.8% (2017年度)	33.8% (2018年度)	36.1% (2019年度)	38.4% (2020年度)	B	41.1% (2020年度)
アレチウリ駆除活動の参加者数	26,416人 (2016年度)	22,057人 (2018年度)	22,259人 (2019年度)	5,522人 (2020年度)	12,752人 (2021年度)	D	29,000人 (2022年度)

5 大気環境等の保全

(1) 環境をめぐる状況

- 光化学オキシダント*を除く大気汚染物質*について、2021年度（令和3年度）は、全測定局で環境基準を達成しており、概ね良好な状況が続いています。一方、光化学オキシダントの環境基準は全測定局で未達成となっています。また、近年、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）*が国内外から移流することによる広域的な大気汚染が懸念されています。

【光化学オキシダントの年平均値及び環境基準を超えた日数の推移】



- アスベスト（石綿）*が規制された2006年（平成18年）8月以前に建築されて老朽化した建築物が解体時期を迎えています。今後、解体作業の増加が見込まれるため、アスベストの周辺環境への飛散が懸念されます。
- 道路交通による騒音の環境基準の達成率（2021年度（令和3年度））は96.1%で改善傾向にあります。新幹線による騒音の環境基準の達成率（2021年度（令和3年度））は58.8%となっており、金沢延伸以降、新たに環境基準を超過する地点が見られます。
- 環境中のダイオキシン類*やベンゼン・トリクロロエチレンなど有害化学物質の濃度は、すべての測定地点で環境基準等を達成しており、良好な状況が続いています。

(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組、関連指標の進捗状況と課題

ア 主な取組

- 清浄な大気と良好な地域の生活環境の保全
 - ・ 大気環境基準の達成状況などを監視するために、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局、移動コンテナ局及び大気環境測定車で大気を測定し、測定結果を公開しました。
 - ・ 「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」のばい煙*発生施設や一般粉じん*発生施設等の大気汚染物質の発生源について立入検査を実施し、不備事項に対して改善指導を行いました。
 - ・ 吹付けアスベストなどの除去作業等について立入検査を実施し、不備事項に対して改善指導を行いました。

- ・道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、必要に応じて施設管理者へ改善を求めました。
- ・光害（ひかりがい）^{*}への対策として、「公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）」を改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に名称変更して光害の防止について規定し、その内容を周知しました。

○ 化学物質による環境汚染の防止と対策

- ・ダイオキシン類対策として、一般環境及び産業廃棄物焼却施設周辺における大気及び土壌等のダイオキシン類濃度の調査を行うとともに、廃棄物焼却施設の排ガス行政検査を行いました。
- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、未規制化学物質の分析法の開発や環境中の化学物質の濃度実態の調査をしました。

イ 達成目標の進捗状況と課題

- 「大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）」及び「有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率」は100%が維持されており、「昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率（時間）」は2021年度（令和3年度）97.1%と、いずれも目標を達成しています。更なる改善のため、引き続き大気の状態を把握するとともに、汚染発生源となりうる施設等に対する立入検査の実施と、不備事項に対する改善指導を行います。

指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
大気環境基準達成率 （光化学オキシダントを除く）	100% （2016年度）	100% （2018年度）	100% （2019年度）	100% （2020年度）	100% （2021年度）	達成	100% （2022年度）	
昼間の光化学オキシダント 環境基準値達成率（時間）	94.2% （2016年度）	94.3% （2018年度）	94.2% （2019年度）	96.3% （2020年度）	97.1% （2021年度）	達成	94.5% （2022年度）	
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% （2016年度）	100% （2018年度）	100% （2019年度）	100% （2020年度）	100% （2021年度）	達成	100% （2022年度）	

ウ 参考指標の進捗状況と課題

- 「自動車騒音環境基準達成率」は改善傾向にあり、2021年度（令和3年度）96.1%と目標を達成しています。引き続き騒音状況を監視し、基準超過地点については道路管理者に改善を要望します。
- 「北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率」は2021年度（令和3年度）58.8%であり、目標達成は困難な見込みです。引き続き騒音状況を監視し、基準超過地点については鉄道事業者に改善を要望します。

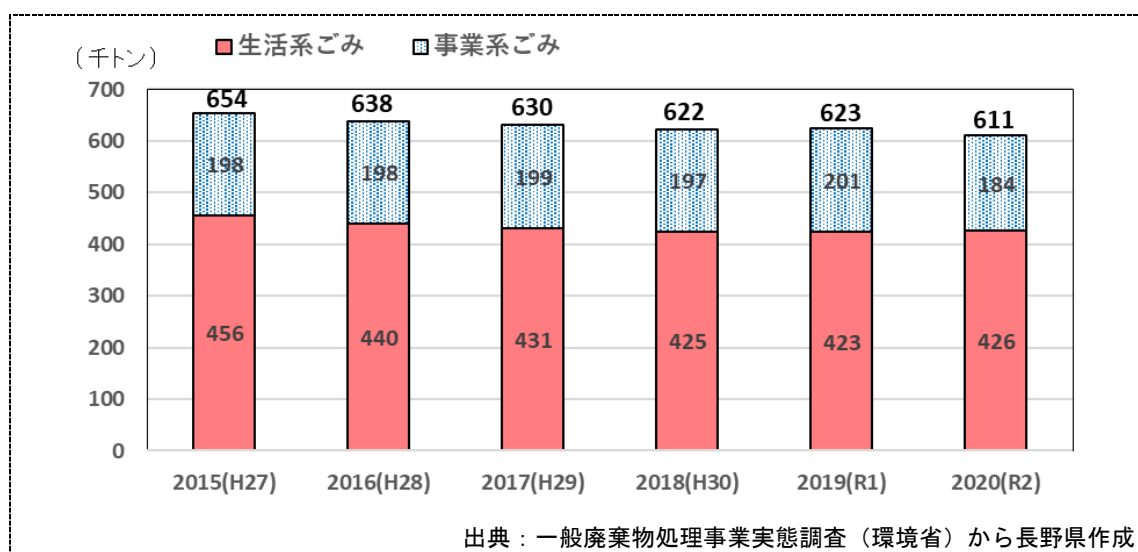
指標名	基準値	過年度実績				最新実績	達成状況	目標値
自動車騒音環境基準達成率	94.9% （2016年度）	95.3% （2018年度）	95.6% （2019年度）	96.0% （2020年度）	96.1% （2021年度）	達成	95.6% （2022年度）	
北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	50.0% （2016年度）	66.7% （2018年度）	66.7% （2019年度）	36.4% （2020年度）	58.8% （2021年度）	C	72.2% （2022年度）	

6 循環型社会の形成

(1) 環境をめぐる状況

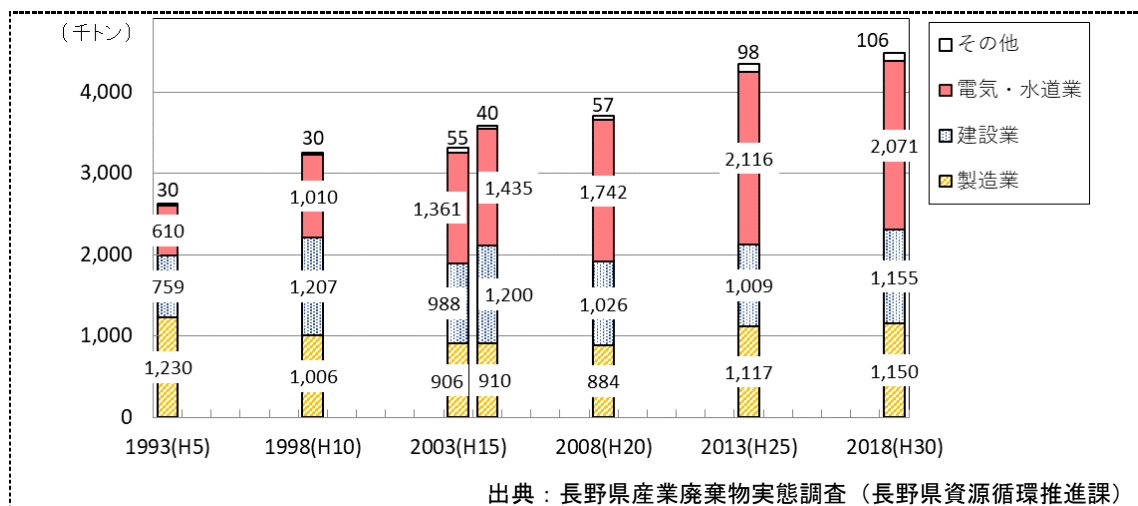
- 一般廃棄物については、2011年度（平成23年度）以降、総排出量、県民1人1日当たりの排出量とも減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）の総排出量は約61万トンとなっています。県民1人1日当たりの排出量は807グラム（全国値901グラム）で、全国値を100グラム近く下回り、ごみ排出量の少なさは、全国の都道府県の中でもトップレベルです。2019年度（令和元年度）までは、生活系ごみは減少傾向、事業系ごみは横ばい傾向でしたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症による外出規制等の影響を受け、生活系ごみは増加する一方で、事業系ごみは減少しました。

【一般廃棄物排出量の推移】



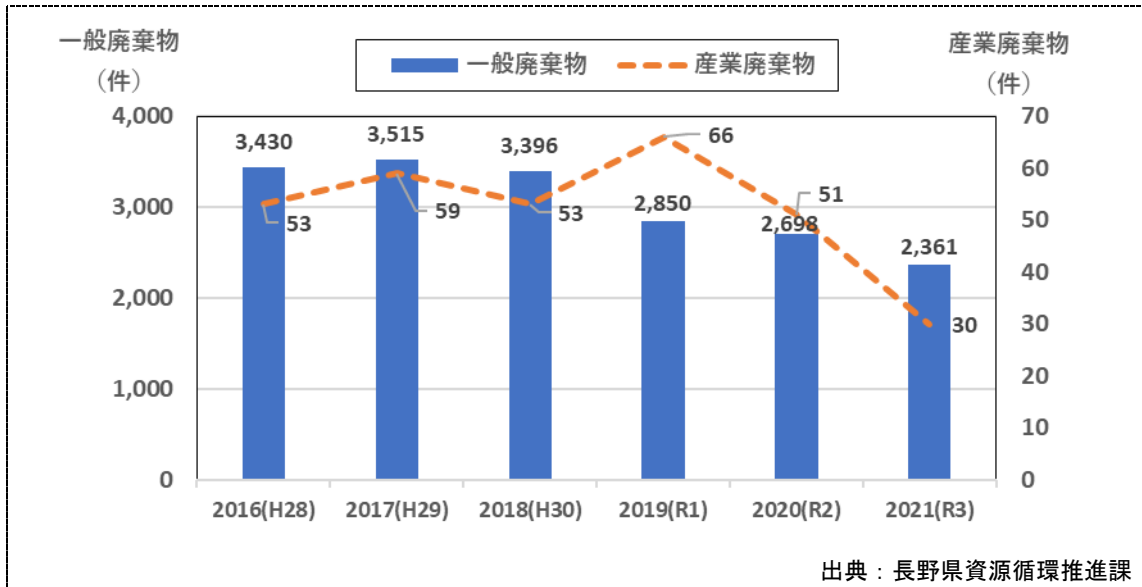
- 産業廃棄物については、2018年度（平成30年度）の排出量は約448万2千トンとなっています。業種別では電気・水道業が約207万1千トンで最も多く、次いで建設業が約115万5千トン、製造業が約115万トンとなっています。2013年度（平成25年度）と比べて建設業と製造業は増加傾向に、電気・水道業は減少傾向にあります。

【産業廃棄物排出量の推移】

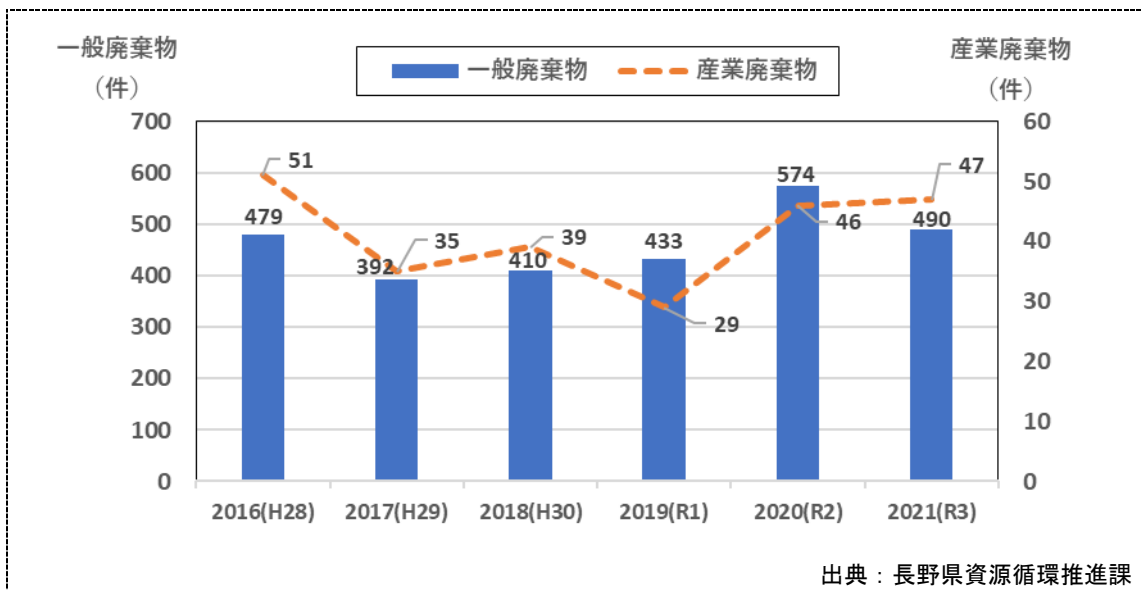


- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等への立入検査は、年間8,000件程度実施していますが、廃棄物の保管基準違反やマニフェスト（産業廃棄物管理票）※の記載不備などが後を絶たない状況にあります。また、不法投棄の発見件数は2019年（令和元年）以降減少傾向ではありますが、野外焼却の発見件数は増加傾向となっています。

【不法投棄発見件数の推移】



【野外焼却発見件数の推移】



- 廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）※、廃石綿等の有害な廃棄物については、不適正な処理が行われると人の健康や生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 災害廃棄物の適正処理に当たっては、県や市町村はあらかじめ災害廃棄物の処理方針を定める災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時に迅速に対応することが求められます。2021年度（令和3年度）末時点において、市町村災害廃棄物処理計画の策定率は60%を超えました。

(2) 第四次長野県環境基本計画に基づく主な取組と関連指標の進捗状況

ア 主な取組

○ 廃棄物の3R^{*}の推進

- ・食品ロス^{*}の削減を図るため、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を実施し、家庭や飲食店等における食べ残し削減の普及啓発を行いました。
- ・県内で発生する循環資源を活用して県内事業所で製造加工されたりサイクル製品のうち、品質や安全性などの基準を満たす製品を信州リサイクル製品として認定し、その利用を促進しました。

○ 廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物の排出事業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく基準に従い自家処理及び委託処理を適正に行うよう指導しました。
- ・廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者及び処理業者に対する立入検査を行うとともに、法令違反に対しては許可の取消しを含む厳正な行政処分を実施しました。

イ 達成目標の進捗状況

- 「一般廃棄物総排出量」は県民1人1日当たりの排出量とともに減少傾向にありますが、2020年度（令和2年度）611千tと目標達成には至りませんでした。一般廃棄物総排出量の削減のため、引き続き市町村と連携した啓発・広報を行う必要があります。
- 「産業廃棄物総排出量」は建設業及び製造業における排出量増加により全体として増加傾向にあり、2018年度（平成30年度）4,482千tと目標達成は困難な見込みです。引き続き、排出量の増加を抑制するため、事業者向け研修会等により、産業廃棄物総排出量の削減に向けた取組を支援する必要があります。
- 「一般廃棄物リサイクル率」は小売店における店頭回収等の増加により市町村の計画収集による回収量が減ったことから減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）21.4%と目標達成には至りませんでした。引き続き市町村と連携した啓発・広報を行う必要があります。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
一般廃棄物総排出量 (注) 括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	654千t (836g) (2015年度)	630千t (817g) (2017年度)	622千t (811g) (2018年度)	623千t (816g) (2019年度)	611千t (807g) (2020年度)	B	588千t (795g) (2020年度)
産業廃棄物総排出量	4,341千t (2013年度)				4,482千t (2018年度)	D	4,358千t (2020年度)
一般廃棄物リサイクル率	23.0% (2015年度)	21.2% (2017年度)	20.6% (2018年度)	20.5% (2019年度)	21.4% (2020年度)	D	24.3% (2020年度)

ウ 参考指標の進捗状況

- 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店登録数」は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により閉店する登録店が生じ、2021年度（令和3年度）886店と登録数が減少し、目標の達成は困難な見込みです。新規登録店数の増加に向けて、普及啓発の強化を図る必要があります。
- 「産業廃棄物3R実践協定^{*}の締結事業者数」は増加傾向にあり、2021年度（令和3年度）190者と目標を達成する見込みです。締結事業者数の増加に向けて、事業者向け講

習会等の機会を通じて締結を促す必要があります。

- 「信州リサイクル製品の認定数」は増加傾向にありましたが、2021年（令和3年度）69製品であり、目標達成は困難な見込みです。認定数の増加に向けて制度の周知及び利用促進を行う必要があります。
- 「電子マニフェスト*（産業廃棄物管理票）の普及率」は2021年度（令和3年度）51.0%であり、目標を達成しています。更なる普及率の増加に向けて、事業者向け講習会や立入検査等の機会を通じて周知を行います。

指標名	基準値	過年度実績			最新実績	達成状況	目標値
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)			
食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店登録数	617店 (2016年度)	788店 (2018年度)	868店 (2019年度)	913店 (2020年度)	886店 (2021年度)	B	1,000店 (2022年度)
産業廃棄物3R実践協定の締結事業者数	172者 (2016年度)	179者 (2018年度)	177者 (2019年度)	189者 (2020年度)	190者 (2021年度)	B	200者 (2022年度)
信州リサイクル製品の認定数	60製品 (2016年度)	60製品 (2018年度)	63製品 (2019年度)	71製品 (2020年度)	69製品 (2021年度)	C	80製品 (2022年度)
電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及率	33.3% (2016年度)	40.8% (2018年度)	44.6% (2019年度)	49.1% (2020年度)	51.0% (2021年度)	達成	50% (2022年度)

第3章 長野県の将来像

第3章では、第2章の現状と課題を踏まえ、概ね2035年頃に目指す本県の将来像を示します。

1 持続可能な社会の構築

- 持続可能な社会の実現に向け、学校や地域等における環境教育を通じ、本県の豊かな自然の価値を改めて認識し、誰もが当たり前に環境に配慮した行動を実践しています。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップが構築され、環境保全活動が活発に行われています。
- 豊かな自然や美しい景観、自然を活かした教育や里山の恵み豊かな暮らしなど本県ならではのライフスタイルなどが魅力となり、移住者やつながり人口、交流人口が増加しています。

2 脱炭素社会の構築

- 2050ゼロカーボンの実現に向けて、EV^{*}・FCV^{*}、高効率家電・事業用設備、ZEH^{*}・ZEB^{*}の普及により、家庭や事業活動など社会全体で省エネルギーが徹底されるとともに、自家用車から徒歩・自転車・公共交通などへ移動手段の転換が進んだ脱炭素型まちづくりが実践されています。
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業により、地域資源を活かした再生可能エネルギーが普及拡大し、輸入依存の化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が進み、持続可能な暮らしが営まれるエネルギー自立地域が実現しています。
- 気候変動による影響が県民に広く共有され、気候変動に対する緩和策と適応策が社会全体で総合的に進み、当該影響による県民生活や自然環境等への被害が最小化あるいは回避されています。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

- 様々な主体の連携・協働による自然環境の保全・再生活動を通じて自然環境エリアが拡大することにより、生物の生息・生育・繁殖環境をつなぐ生態系ネットワークが形成され、豊かな生態系、種の多様性、個性ある遺伝子からなる本県ならではの生物多様性が保たれています。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣による被害防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業が営まれることにより、人々の生活と調和した美しい景観が保たれています。
- 生態系や自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化、健康などの多様な社会課題の解決につなげる取組により、人と自然が共生する持続可能な社会

が実現しています。

- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることが認識され、行政、団体・NPO、企業、個人などあらゆる主体が連携し、日常において自然環境に配慮した行動をしています。こうした活動の継続により、美しい景観が保たれ、自然の恵み、人とのふれあいを求めて県内外から多くの方が訪れています。

4 水環境の保全

- 森林・農地等における水源の涵養^{かん}が図られ、健全な水循環が保たれています。また、生活や経済活動において水資源が適正に利活用されています。
- 本県に水源を有する8つの一級水系や諏訪湖、野尻湖など、県内の河川・湖沼・地下水等の水環境が良好に保たれ、安心安全な水が確保されています。
- 清らかで美しい水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、水辺地にはその場にふさわしい水生生物が生育・生息し、豊かな生態系が保たれています。

5 大気環境等の保全

- 良好な大気環境が保全されるとともに、生活を脅かす有害化学物質などのリスクが削減され、安心安全な生活環境が維持されています。

6 循環型社会の形成

- 県民一人ひとりに持続可能な開発目標SDGsのゴール12「つくる責任つかう責任」の意識が浸透し、大量生産・大量消費型の行動の見直しがされ、生産・流通・使用・再資源化・廃棄といったライフサイクル全体での資源循環の高度化が進み、環境負荷の少ない循環型社会が形成されています。

第4章 計画期間中の目標と実施施策

第4章では、第3章の「長野県の将来像」を実現するため、計画の基本目標と5年間（2023～2027年度）に取り組む主な施策を示します。

■基本目標

共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし

【参考】第四次長野県環境基本計画の基本目標…「共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし」

（意味）

- | | |
|--------|---|
| 共に育み | … 多様な主体によるパートナーシップの構築 |
| 未来につなぐ | … 持続可能であること |
| 豊かな自然 | … 長野県が誇る雄大な山々、清浄な水・空気、森林、農村景観、多様な生態系など |
| 確かな暮らし | … 経済・社会・環境の統合的向上により実現する暮らし（経済が持続的に発展し、誰もが役割を持って活躍するとともに安心して生活でき、豊かな自然環境が保たれていること） |

（施策の推進に当たって）

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しています。例えば、森林の整備は、生物多様性の確保や水源の涵養など「環境」の保全にとどまらず、林業の振興など「経済」の発展、森林セラピー[※]による健康づくりや自然体験を通じた豊かな人間性の醸成など「社会」的課題の解決にもつながります。また、食品ロスの削減は、廃棄物の発生抑制やごみ焼却時の温室効果ガスの削減など「環境」への負荷を低減するとともに、廃棄物の処理コストの削減による収益の向上など「経済」的な効果や、フードバンク[※]を通じた生活困窮者への支援など「社会」的效果も生み出します。

施策の推進に当たっては、こうした点を強く意識し、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、本県の豊かな自然を守り育てるとともに、経済・社会・環境の統合的向上により県民の確かな暮らしを実現し、次の世代に確実に引き継いでいきます。

【文中の（☆）は「マルチベネフィット」を目指す施策を示します。】

■ 施策体系

対象分野	大項目	中項目
1 持続可能な社会の構築	(1) 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・ESDの推進 啓発活動の推進
	(2) パートナーシップによる環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域における協働の支援 各分野における協働の推進 海外との連携・協力
	(3) 豊かな自然やライフスタイル等の発信	<ul style="list-style-type: none"> 信州の魅力発信による移住・交流の促進
	(4) 環境影響評価による環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価制度の適切な運用 公共事業における環境配慮の推進
	(5) 環境保全に関する調査研究等の強化	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化 調査研究等に必要な体制整備
2 脱炭素社会の構築	(1) 徹底的な省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化 家庭部門におけるエネルギー効率化 産業・業務部門におけるエネルギー効率化
	(2) 再生可能エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> 地域主導型の再生可能エネルギーの促進 太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス発電、非木質バイオマス発電、その他の発電 熱供給・熱利用 再生可能エネルギー利用の促進 再生可能エネルギーと地域の調和の促進
	(3) 総合的な地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 産業イノベーションの創出支援 エンカル消費の促進 プラスチックの資源循環等の推進 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進 農業生産現場における取組の促進 気候危機に向けた連携と学び 気候変動への適応
3 生物多様性・自然環境の保全と利用	(1) 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 多様な動植物の保全対策 外来種対策の推進
	(2) 自然環境（生態系）の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然が有する多面的な機能の向上と活用 持続可能な農林業の推進
	(3) 自然とのふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理 自然公園の整備と利用促進 自然体験活動の推進
4 水環境の保全	(1) 水源の涵（かん）養と適正な利活用	<ul style="list-style-type: none"> 水収支の把握 地下水の涵（かん）養 水源地域の保全 水資源の適正な利活用
	(2) 安心安全な水の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水質監視 発生源対策 河川・湖沼の浄化対策 水に関する災害対策等
	(3) 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> 親水性に優れた水辺づくり 水辺における生態系の保全 水辺の環境保全活動等の推進
	(4) 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水環境保全に係る調査・研究の推進 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進
5 大気環境等の保全	(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の監視等 アスベスト（石綿）対策 騒音・振動・悪臭の防止 光害（ひかりがたい）対策等 放射能対策
	(2) 化学物質による環境汚染の防止と対策	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策 その他の化学物質対策
6 循環型社会の形成	(1) 廃棄物の4Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> 4Rの推進 循環経済への転換の挑戦
	(2) 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理体制の整備 廃棄物の不法投棄等の防止

■実施施策

1 持続可能な社会の構築

【推進標語】「暮らし良い 豊かな自然に 全員参加」

親しみやすい計画にするため、県民及び事業者等の皆様に環境保全に関する行動を呼びかける「推進標語」を公募し、施策の対象分野ごとに選定しました。（推進標語の作者は目次に記載）



【施策の方向性】

- 環境保全に関する環境教育や啓発活動を推進し、環境に配慮する意識を高めるとともに、実践的な行動を促進します。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、環境保全活動を推進します。
- 豊かな自然やライフスタイルなど本県の魅力を発信し、移住者やつながり人口、交流人口の拡大を図ります。
- 環境影響評価制度の適切な運用により、環境保全を推進します。
- 環境に関する調査研究等の強化により、科学的知見から県の環境施策を推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	62.0% (2021年度)	80.0% (2027年度)	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行する県民の割合 [現状の数値から年3%程度の増加を目標に設定]
都市農村交流人口	198,849人 (2021年度)	690,000人 (2027年度)	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 [長野県総合5か年計画に基づき設定]

(1) 環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進

[県民文化部、環境部、産業労働部、林務部、建設部、教育委員会]

ア 環境教育・ESD*の推進

○ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- ・「信州ESDコンソーシアム*」などのESD推進団体やユネスコスクール*と連携し、環境教育に加え、経済・社会の課題を学ぶESDを推進し、持続可能な社会を支える人材を育成します。(☆)

○幼児期・学齢期における環境教育の推進

- ・豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。(☆)
- ・総合的な学習の時間や各教科などにおける環境教育を実施するとともに、課外学習において、地域の環境特性を十分に踏まえた形で子どもたちの環境に対する興味や関心を伸

ばす教育を推進します。

- ・幼児から高校生などが自主的な環境活動に取り組む「こどもエコクラブ[※]」活動など、実践的な環境教育を推進します。
- ・みどりの少年団活動や学校林活動への支援などにより、身近に森林がある本県の特徴を活かした自然教育・野外教育を推進します。
- ・自然に親しみ、自然から学ぶ登山やキャンプ等の体験学習を通じ、仲間と支え合い、たくましく生きる力を育みます。(☆)
- ・本県の雄大な自然を活用し、少年自然の家において、様々な年齢の小中学生が野生動植物の特徴等についての体験を通じた学びや交流を行う自然体験キャンプを実施することで、子どもたちの自主性や社会性のほか、様々な課題を友と協力しながら乗り越える力を育みます。(☆)
- ・教員に対する研修を実施し、環境問題に対する知見や指導力の向上を図ります。

○地域における環境教育、体験機会の場の創出・支援

- ・地域における環境教育や体験機会の拡大を図り、実践的な行動につなげるため、県内の環境教育に関する情報を一元化して発信している「信州環境カレッジ」において、誰もがいつでも学べる環境を更に整備するとともに、環境教育の機会を提供する団体等の活動を支援します。
- ・里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
- ・「長野県森林づくり県民税[※]」により、森林環境教育やエコツーリズム等に携わる人材の育成を行います。
- ・本県の自然環境の価値や魅力を森林における体験活動等により実践的に伝えられる団体や地域を増やし、全国に長野県を舞台とした自然活動を広げます。
- ・県内のごみ減量等に関する情報を集約した専用サイトである「信州ごみげんねっと」に掲載されている食品ロス削減等に係る教材を活用した環境教育を推進します。

イ 啓発活動の推進

- ・県民や事業者の環境保全意識を高めるため、「信州環境フェア」や「信州 山の日」関連事業などの県内各地域の環境イベント、環境に関する各種啓発月間・行事などを通じ、啓発活動を展開します。
- ・環境技術に関する研修を通じて、事業者の環境経営を促進します。(☆)
- ・環境保全活動に積極的に取り組む個人・団体を表彰するとともに、その活動内容や各地域の先進的な取組を様々な広報媒体を活用して発信します。
- ・消費行動による環境・社会等への影響や環境に配慮した商品等に関する啓発をするとともに、店頭でのPOP等の掲示によるエシカルな商品の「見える化」等を事業者との協働により行い、エシカル消費の実践の機会を提供します。(☆)

(2) パートナーシップによる環境保全活動の推進

[企画振興部、環境部、観光部、農政部、林務部、建設部]

ア 地域における協働の支援

- ・県内の環境保全団体や経済団体等との連携により、持続可能な社会の構築に向けた環境保全活動を推進するとともに、地域における環境保全活動を支援します。
- ・「地域発 元気づくり支援金」により、地域が自主的、主体的に取り組む環境保全活動等を通じた地域の元気を生み出す事業を支援し、地域の活性化を図ります。

- ・「長野県森林づくり県民税」により、地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進します。

イ 各分野における協働の推進

(ア) 脱炭素社会の構築

- ・ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）*において、産・学・官、その他あらゆる主体の相互に対等な共創を実現し、脱炭素につながる先駆的な取組を創出・実行します。
- ・地域主導型の再生可能エネルギーの普及に向けて、産学官民で構成する「自然エネルギー信州ネット*」と連携し、再生可能エネルギーの情報を広く県民と共有します。
- ・世界から選ばれる観光地となるための国際認証取得に向けた取組支援や、自然資源等を保全・継承するルールづくり等の後押しなどにより、脱炭素をはじめとする持続可能な観光地づくりに向けた取組を長野県観光機構と連携し推進します。

(イ) 生物多様性・自然環境の保全と利用

- ・県内外の企業等から技術・人材・資金の支援を受けて協働する「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。
- ・民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税*等を活用し、登山道等の整備を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。
- ・企業によるCSR活動*としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。(☆)
- ・農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。

(ウ) 水環境の保全

- ・都市部の自治体や企業等と地域を結び付け、森林の活用と交流を通じた地域活性化のための契約の締結を支援します。(☆)
- ・水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。
- ・農業用水路やため池などが持つ多面的機能について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動を支援します。

(エ) 大気環境等の保全

- ・県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの発生源寄与の解明を進めます。

(オ) 循環型社会の形成

- ・家庭での食品ロスや、宴会等の外食における食べ残しの削減を呼びかけます。
- ・事業系の食品ロスを減らすため、食品ロス削減に取り組む店舗等を増やすとともに、循環型社会形成推進功労者表彰制度により、食品ロスの削減等に顕著な実績を上げている店舗・事業者を表彰します。
- ・小売事業者と連携し消費期限・賞味期限間近な食品購入を呼びかけます。
- ・県民、事業者、行政がそれぞれの立場でプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」を通じ、「意識して選択」、「少しずつ転換」、「分別して回収」を呼びかけます。

- ・散乱した空き缶等を収集する美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を県民運動として広げ、観光地を含めた環境美化運動を推進し、年間を通じて長野県全体をきれいにする運動を展開します。(☆)
- ・市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。
- ・不法投棄ホットライン*の設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法投棄に係る情報を効率よく収集する体制づくりに努めます。

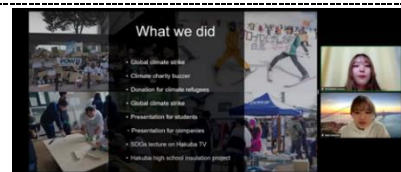
ウ 海外との連携・協力

- ・海外学生・技術者の研修受入などを通じて、環境汚染改善等の分野での協力を積極的に推進します。
- ・先進モデルとなるドイツ等を参考に、長野県に適したエネルギー自立地域の確立に資する仕組みを検討します。

【コラム】国際学生ゼロカーボン会議

長野県とフィンランド北カルヤラ県の教育機関が連携し、本県の学生が世界各地の同世代の若者と気候変動や環境問題について学び、解決策を考え、行動を起こすきっかけとなることを目的とした「国際学生ゼロカーボン会議」を2022年（令和4年）2月にオンラインで開催しました。

会議では、「気候変動」、「サーキュラーエコノミー」、「マイクロプラスチック」、「森林資源」の4つのテーマに関する地域課題や自分たちが行っている活動等について、長野県及びフィンランド、ペルー、リトアニア、スペインなどの総勢6カ国16組の学生によるプレゼンテーションのほか、専門家の基調講演やディスカッションを行いました。



学生プレゼンテーションの様子



ディスカッションの様子

(3) 豊かな自然やライフスタイル等の発信

[企画振興部]

ア 信州の魅力発信による移住・交流の促進

- ・豊かな自然環境や美しい景観の中での暮らし、それらを活かした教育など本県ならではのライフスタイルを全国に向け発信し、移住者やつながり人口、交流人口の増加を図ります。(☆)

【コラム】長野県の伝統食「昆虫食」

昆虫食は本県の伝統食の一つです。代表的なものとしては、イナゴやクロスズメバチ（地蜂）の幼虫、上伊那地域を中心にザザムシと呼ばれるトビケラ類などの水生昆虫の幼虫の佃煮があります。昔は少ない動物性たんぱく質を摂るための大切な栄養補給源として食べられていました。現在も地域によって食べられているところもあり、また土産物にもなっています。

昆虫食については、国際連合食糧農業機関（FAO）が2013年に公表した食品及び飼料における昆虫類の役割に関する報告書において、昆虫類はたんぱく質及び良質の脂肪を多く含み、カルシウム、鉄分及び亜鉛量が豊富であることから、昆虫食の普及が世界の環境問題と食糧危機の両者を解決へ導く可能性があることに言及しています。



イナゴの佃煮



蜂の子（クロスズメバチ）の佃煮



ザザムシの佃煮



ザザムシ漁（伊那市）

(4) 環境影響評価による環境保全の推進

[環境部、建設部]

ア 環境影響評価制度の適切な運用

- ・環境影響評価制度に基づき、学識経験者や地域住民等から広く意見を聴取するとともに、それらを踏まえた知事の意見を事業者に提出することにより、大規模開発事業に係る環境影響の回避、低減を図ります。

イ 公共事業における環境配慮の推進

- ・道路や河川・砂防施設の建設にあたっては、環境に配慮した整備を推進します。
- ・県が実施する公共事業のうち、環境影響評価制度の対象とならない事業について、県独自の「公共事業等環境配慮制度^{*}」により、事業計画を事前に公表して、住民等の意見に聴取し、公共事業における環境配慮を推進します。

(5) 環境保全に関する調査研究等の強化

[環境部]

ア 環境保全に関する調査研究、情報発信の強化

- ・科学的知見に基づいた環境施策を推進するため、本県らしい持続可能な地域づくりに向けた研究課題に取り組み、大学や国の研究機関等との共同研究を推進します。
- ・ホームページや刊行物、イベント等の様々な機会を通じ研究成果等を情報デザインの手法も取り入れてわかりやすく発信するとともに、県民の環境保全や気候変動に対する理解と持続可能な社会への転換を促進するため、環境教育の場や機会を提供します。
- ・本県の自然環境の特色を生かした地域づくりを促進するため、信州の生物多様性とその恵み、気候変動による地域環境への影響などについてわかりやすく情報発信します。

イ 調査研究等に必要な体制整備

- ・水環境保全に係る調査・研究機能を効率的かつ効果的に強化するために行う諏訪湖環境研究センター（仮称）の整備に併せ、環境保全研究所の体制整備を検討し、調査研究機能や災害時における体制を強化します。

2 脱炭素社会の構築

【推進標語】「ゼロカーボン 少しの意識で 変わる未来」



【施策の方向性】

- 運輸、家庭、産業・業務など各部門における徹底的な省エネルギーの推進とともに、環境負荷の低いまちづくりを進めます。
- 地域主導型の再生可能エネルギー事業を支援することにより、再生可能エネルギーを普及拡大し、エネルギー自立地域の実現を目指します。
- 気候変動リスクの認識を県民が広く共有するとともに、廃棄物の排出抑制や森林整備等を含め、気候変動への緩和策や適応策を総合的に推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
温室効果ガス総排出量	13,873 千トン-CO ₂ (2019年度)	9,633 千トン-CO ₂ (2027年度)	県内のエネルギー使用量などを基に算出した温室効果ガスの排出量 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
最終エネルギー消費量	16.5万TJ (2019年度)	13.5万TJ (2027年度)	県内において一年間に使用されるエネルギーの総量 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
再生可能エネルギー生産量	3.0万TJ (2021年度)	3.7万TJ (2027年度)	県内で生み出したと推計される再生可能エネルギー量 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
再生可能エネルギー自給率	17.2% (2019年度)	27.4% (2027年度)	最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー生産量の割合 〔長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定〕
民有林の森林整備面積	8,700ha (2017～2018年度 の平均値)	9,650ha (2027年度)	森林整備（間伐・造林・下刈り等）を実施した面積 〔長野県森林づくり指針の目標に基づき設定〕

(1) 徹底的な省エネルギーの推進

〔企画振興部、総務部、県民文化部、環境部、産業労働部、林務部、建設部、教育委員会、警察本部〕
ア 運輸部門（交通）におけるエネルギー効率化

○自動車使用に伴う環境負荷の低減

- ・EVやFCVへの転換を着実に進めるため、「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」等により、「未設置区間ゼロ・電池切れゼロ」の充電インフラ等の整備を促進します。
- ・県の公用車は、更新時に原則として全てEV・FCVへ転換し、2030年度までに特殊車両等を除き100%電動化を目指します。

○環境負荷の低い交通手段への転換

- ・自動車から環境負荷の低い交通手段への転換や、物流の効率化について、事業活動温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な取組を促進します。
- ・公共交通の維持・活性化のための地域協議会などの活動を支援するとともに、「信州スマートムーブ通勤ウィーク」等により、公共交通の利用促進に取り組みます。

○環境負荷の低いまちづくり

- ・自家用車に過度に依存しないまちづくりを実現するため、立地適正化計画などの都市計画と連携を図りながら、自動車利用の制限、キャッシュレス化等による公共交通の利便性の向上、自転車の利用環境の整備等の取組が県内各地で進むよう支援します。(☆)
- ・地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により自動車交通を円滑化し、温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。
- ・自転車の安全利用や利用環境整備等について、「長野県自転車活用推進計画」に基づき推進し、自動車に過度に依存しない、脱炭素のまちづくりが進むよう支援します。

イ 家庭部門におけるエネルギー効率化

○家庭用機器の高効率化と効率的な使用

- ・家電など家庭で使われる機器の購入や買換えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換を促進するとともに、家庭における省エネの取組を直接支援するため、エネルギー供給事業者及び電気機械器具等小売事業者と連携して省エネアドバイスや簡易診断を実施します。

○住宅の高断熱・高気密化

- ・「長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）」に基づき、建築物を新築・購入する際、建築物のエネルギー性能を客観的に「見える化」し、建築物の省エネ性能や再生可能エネルギーの導入可能性に配慮することを促進します。
- ・ヒートショック^{*}の防止や快適な暮らしなどの健康面や経済面で様々な利点の多い住宅の断熱性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」（以下「建築物省エネ法」という。）における省エネ基準を上回る県独自基準に対応した「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を促進します。(☆)
- ・省エネ改修の動機となる環境エネルギー性能の簡易診断の仕組みやリフォーム助成制度の活用などにより省エネ改修を促します。
- ・「建築物省エネ法」に基づく省エネルギー基準への適合義務及び「長野県地球温暖化対策条例」に基づくエネルギー性能の検討結果の報告義務に着実に対応するため、建築事業者の技術力の向上を図ります。

ウ 産業・業務部門におけるエネルギー効率化

○事業者の省エネ取組の促進

- ・温室効果ガスの排出量が一定規模以上の大規模事業者については、「事業活動温暖化対策計画書制度」等により省エネルギーの取組・再生可能エネルギーの導入を促進します。
 - ・中小規模事業者の省エネの取組等を促進するため、エネルギーマネジメントの相談窓口を設置し、省エネ状況を比較できる指標の作成や専門家による簡易診断の実施等に取り組みます。併せて、エネルギー管理の手法でもある「エコアクション21^{*}」などの環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。
- また、「事業活動温暖化対策計画書制度」への任意参加を促し、温室効果ガス排出量等の把握と計画的な省エネ対策等の実施を促します。

- ・県内企業による温室効果ガス排出量の可視化・削減を支援することにより、大手グローバルメーカー等に選ばれる環境対応型企業への転換を促進します。

○業務用建物におけるZEBの普及等

- ・ZEB ready以上等の認証を取得し工場等を新增設する際に、県の助成金の助成率を優遇することにより、県内の工場等の省エネルギー化を推進します。
- ・県有施設（警察施設及び学校施設を含む。）の断熱化や照明のLED化、太陽光発電設備の設置等を計画的に進め、新築・改築する施設は原則ZEB・ZEHとし、改修する施設はできる限りエネルギー消費量の削減を図ります。
- ・安全で円滑な交通環境の確保と省エネルギー化のため、交通信号灯器を電球式からLED式に切り替えます。

○エネルギー供給事業者の再生可能エネルギー導入の促進

- ・エネルギー供給事業者に対し、「エネルギー供給温暖化対策計画書制度*」により、エネルギー供給における脱炭素化や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を促します。

【コラム】カーボンプレジット

カーボンプレジットは、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の削減効果をクレジット（排出権）として発行し、他者と取引できるようにする仕組みであり、温室効果ガス削減策を講じた上でも足りない分を他者からクレジットで補うことを意図しています。

我が国におけるカーボンプレジットの制度として、省エネルギー設備導入や再生可能エネルギー利用によるCO₂排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂吸収量などを国が認証する「J-クレジット制度」があります。

クレジット創出者（中小企業、森林所有者、地方公共団体等）のメリットは、例えば省エネルギー設備投資の一部をクレジット売却益によって補い、投資費用の回収や更なる省エネ投資に活用できる一方で、クレジット購入者（大企業、中小企業等）のメリットは、環境貢献企業としてのPR効果に加えて、法律に基づき行われる事業活動に伴う温室効果ガス排出量の報告に使用することができます。

（２）再生可能エネルギーの普及拡大

[環境部、林務部、建設部、企業局]

ア 地域主導型の再生可能エネルギーの促進

- ・「ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）」との連携により、市町村や地域、民間事業者などの多様な主体とともにエネルギー自立地域を創出し、地域の脱炭素化や地域内経済循環を促進します。
- ・地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーを活用する取組を行う民間事業者等に対し、収益納付型補助金等による支援を行います。
- ・産官学民連携の協働ネットワークである「自然エネルギー信州ネット」や自然エネルギー地域協議会等と連携し、地域での再生可能エネルギーの活用に取り組む市町村や事業者等に対する情報提供、人材育成、専門家派遣などの地域のニーズに合った支援を行います。また、「自然エネルギー協議会」の場を活用し、国等に対して再生可能エネルギー普及拡大に資する提言を行います。

イ 太陽光発電

- ・「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」において、住宅や事業所等の建物ごとの発電量や二酸化炭素削減量、売電収入などを可視化することにより導入を促すとともに、地域の事業者情報や市町村の補助金情報を併せて掲載するなど、信州の太陽光に関する情報をワンストップで提供します。
- ・補助事業等により、住宅や事業所等の建物屋根における太陽光発電の普及を促進するとともに、県においても県有施設の屋根を活用した太陽光発電を進めます。

ウ 小水力発電

- ・事業地選定や合意形成に県が関与・支援することにより、地域と調和した小水力発電の事業化を地域主導で推進します。
- ・部局連携により構成する「小水力発電キャラバン隊」等により、手続・技術面の課題解決を支援します。
- ・県企業局の水力発電所の新規開発を推進するとともに、企業局のノウハウを活かして市町村や土地改良区が行う小水力発電所の建設について、調査から建設、管理までを支援します。

エ 木質バイオマス[※]発電

- ・地域の森林資源量に応じた施設配置や、燃料となる県産材の適正かつ持続的な利活用となるよう配慮しつつ、民間事業者が主体的に取り組む発電事業を支援します。

オ 非木質バイオマス発電

- ・下水道汚泥から発生する消化ガス（メタン等）による発電や燃料としての利用など、污水处理の際に発生する余剰ガスのエネルギー利用を促進するとともに、その成果を共有し、市町村が運営する下水処理施設への普及を促進します。
- ・市町村及び民間の廃棄物焼却施設における廃棄物発電を含めた熱エネルギーの有効活用を促進します。

カ その他の発電

- ・自然環境保全や地域経済活動との両立に配慮しつつ、地熱発電等の適地での普及を推進します。

キ 熱供給・熱利用

- ・建築物の新築時に再生可能エネルギーの導入を検討するよう義務付ける「建築物再生可能エネルギー導入検討制度」などを活用し、地域の資源や特性を活かした熱利用（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、温泉熱、雪氷熱[※]等）の推進を図ります。
- ・熱利用事業に係る可能性調査に対する支援等により、地域の再エネポテンシャルの活用に向けた取組を後押しします。
- ・下水道管路の周辺施設で冷暖房や給湯等への下水熱の適正な利用を進め、熱エネルギーの有効利用を促進します。

ク 再生可能エネルギー利用の促進

- ・再生可能エネルギー電気等に関する情報提供や共同購入の実施、県有施設における再生可能エネルギー100%電力の利用の推進などにより、家庭・事業所における再生可能エネルギー電気等の利用を促進します。

ケ 再生可能エネルギーと地域の調和の促進

- ・環境影響評価制度の運用や林地開発許可^{*}、景観育成基準^{*}による審査などにより、環境、防災、景観等に配慮した再生可能エネルギー事業を促進します。
- ・地域と調和した再生可能エネルギー事業を推進するため、野立て太陽光発電事業の適正化のための条例制定を検討します。また、「自然エネルギー信州ネット」と連携して市町村の促進区域^{*}の設定を後押しするとともに、促進区域内における太陽光発電事業に対して収益納付型補助金による支援を行い、促進区域への事業誘導を図ります。

【コラム】下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業

下水の処理過程で発生する消化ガス（消化槽で汚泥を分解・減容化する際に発生するメタン等を主成分としたバイオガス）を有効利用する取組として、2022年（令和4年）10月に諏訪市にあるクリーンレイク諏訪（諏訪湖流域下水道豊田終末処理場）において、消化ガスを燃料とした発電事業を開始しました。

長野県は民間の発電事業者が消化ガスを売却し、発電事業者は発電設備の設置及び発電・売電（国の固定価格買取制度^{*}を活用）を行います。

下水道事業における民設民営による消化ガス発電事業としては、県内初の事例です。



クリーンレイク諏訪 全景
（諏訪湖流域下水道豊田終末処理場）



発電設備
（設備容量：300kW（25kW×12台））

（3）総合的な地球温暖化対策

〔県民文化部、環境部、産業労働部、農政部、林務部、建設部、企業局〕

ア 産業イノベーションの創出支援

- ・県内製造業によるゼロカーボン関連技術開発を通じた産業イノベーションの創出と、カーボン排出量の削減に向けた取組を促進します。（☆）
- ・脱炭素社会の実現に貢献しうる企業に対する県内への誘致活動を展開します。（☆）
- ・県工科短期大学等において、環境エネルギー分野に関する先端技術の知識と実践的技術・技能を持った人材育成に取り組みます。（☆）
- ・長野県SDGs推進企業登録制度の普及・啓発により、県内企業がSDGs達成を経営の中心に取り入れる中で、再生可能エネルギー利用やゼロカーボンへの意識醸成を図ります。（☆）
- ・水素に関する技術開発支援や、企業局の電気と水を活用したグリーン水素の利活用など、「作る」と「使う」の双方の観点から、今後の水素エネルギーに関する施策の方向性を検討します。

イ エシカル消費^{*}の促進

- ・消費行動による環境・社会等への影響や環境に配慮した商品等に関する啓発をするとともに、店頭でのPOP等の掲示によるエシカルな商品の「見える化」等を事業者との協働により行い、エシカル消費の実践の機会を提供します。(☆)
- ・セミナーの開催や県内の取組事例の情報発信により、有機農産物^{*}など環境にやさしい農業^{*}で生産された農産物に対する理解醸成を図り、消費を促します。

ウ プラスチックの資源循環等の推進

- ・リデュースやリユースによるプラスチック廃棄物の削減、適切な分別回収(リサイクル)、使い捨てプラスチック製品等から環境負荷の低い代替素材への転換(リプレイス)を推進します。
- ・「信州プラスチックスマート運動」を展開し、県民に対して、3つの意識した行動(意識して「選択」、少しずつ「転換」、分別して「回収」)の実践を呼び掛けます。また、事業者に対して、信州プラスチックスマート運動の協力事業者制度への登録を促すとともに、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の技術開発・利用促進を呼び掛けます。
- ・長野県ごみ処理広域化・集約化計画の実施により、市町村等の廃棄物処理施設におけるエネルギー効率を高め、未利用エネルギーを活用するとともに、民間の焼却施設の建設に当たっても、未利用エネルギーの活用を呼び掛けます。
- ・事業者が使用するフロン類等の管理を一層促進するとともに、特別な漏出防止等の取組を行う意欲的な事業者との「協定制度」などにより、漏出防止を推進します。
- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)」「フロン排出抑制法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)」「自動車リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)」「家電リサイクル法)の適正な執行により、フロン類の確実な回収、破壊を促進し、大気排出を抑制します。

エ 森林整備や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定化等の推進

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷^{*}流出の防止に加えて、二酸化炭素吸収量の維持・増加を図るため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。(☆)
- ・脱炭素社会の実現に向け、建築物や土木用材、家具など様々な用途での県産材の利用拡大を推進します。(☆)
- ・環境保全活動に熱心な企業と連携し、森林整備を促進します。また、企業の取組を二酸化炭素吸収量で評価・認証します。
- ・「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づき、都市空間に存在する公共施設等の緑化を推進します。(☆)

オ 農業生産現場における取組の促進

- ・営農活動により発生する農地土壌からの温室効果ガスを低減させるため、産地が取り組む環境にやさしい農業への転換に向けた実証・普及、市町村が主体となり行う有機農業産地づくりに係る取組支援等により、有機農業^{*}をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進するほか、学校給食における有機農業で生産された農産物の活用を促進します。
- ・地球温暖化防止に貢献する取組として注目される土壌への炭素貯留^{*}について、営農の過程で排出される果樹せん定枝等の未利用有機質資源を活用した取組や、地球温暖化緩和技術の実証と普及を推進します。

カ 気候危機^{*}に向けた連携と学び

- ・ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）において、産・学・官、その他あらゆる主体の相互に対等な共創を実現し、脱炭素につながる先駆的な取組を創出・実行します。
- ・県民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進するため、参加型の環境学習・体験機会を提供する「信州環境カレッジ」を核として、気候変動に関する環境教育を推進します。

キ 気候変動への適応

「気候変動適応法」に基づき設置した「信州気候変動適応センター」において、以下の取組を実施します。

○気候変動の影響把握と将来予測

- ・県内の気象情報を保有する国や県等の機関で構成する「信州・気候変動モニタリングネットワーク^{*}」において、網羅的に気象観測データを収集・統合するとともに、気象観測データのない山岳地等において県独自の観測網を構築するなど、気候変動の実態とその影響に関する調査研究を実施します。
- ・将来の県内における気候変動の影響予測については、国立環境研究所気候変動適応センターや気象庁、大学、県の試験研究機関との連携や共同研究により、農業・防災・生態系・健康など県民生活や経済活動に重要な影響を及ぼす分野はもとより、未だ影響が発現していない分野も含めて幅広く実施します。

○気候変動影響への適応策の推進

- ・行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州・気候変動適応プラットフォーム^{*}」において、気候変動の影響予測・評価や適応策に関する多様なニーズ・シーズを共有し、適応策の検討及び気候変動に適応する製品・サービス・政策の創出を支援します。また、市町村に対しては地域気候変動適応計画策定の支援や情報の提供を行います。(☆)
- ・気候変動の実態や影響予測などの情報を積極的に発信し、県民とのリスクコミュニケーション^{*}を強化します。

3 生物多様性・自然環境の保全と利用

【推進標語】「生き物と 豊かな自然 未来へと」



【施策の方向性】

- 希少な野生動植物や固有性の高い種の保護とともに、多様な生物が生息・生育する環境づくりに取り組みます。
- 多様な主体の連携による自然環境の保全・再生活動を推進します。
- 農地や草原、森林の適切な管理や野生鳥獣被害の防止とともに、生物多様性の保全に配慮した農林業を推進します。
- 生態系や自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげる取組を推進します。
- 生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることを認識できるよう、学びとつながりの場を提供します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	生物多様性保全パートナーシップ協定の累積締結件数 [現状の協定数の倍増を目標に設定]
自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	県内の自然公園（国立・国定・県立）の年間利用者数 [現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定]
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（認定面積）	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]

(1) 生物多様性の保全

[環境部、林務部]

ア 多様な動植物の保全対策

- ・豊かな自然を守るための関心や理解を深める基礎的な指標とするため、「長野県版レッドリスト」について、生息状況や環境の変化を踏まえ、適期に調査を実施して改訂します。
- ・生物多様性の状況について、環境保全研究所を中心に大学や民間研究機関等とも連携し、標本・文献等の収集・保存を行うとともに、科学的な調査・分析データを活用しながら動植物の保全対策を推進します。
- ・県内外の企業等から技術・人材・資金の支援を受けて協働する「生物多様性保全パートナーシップ協定」を締結し、多様な主体との連携による生物多様性の保全を推進します。
- ・県内で活躍する団体・NPO、自然観察インストラクター*、希少野生動植物保護監視員*や自然保護レンジャー*等と連携し、身近な生物の生息状況や生息環境について情報収

集を行うとともに、危機が及ぶ恐れがある場合には、早急な対策に取り組みます。

- ・生物多様性の重要性や価値を県民や事業者が理解を深められるよう、総合的な情報を広く発信する体制を整備し、保全意識を醸成するための普及啓発に取り組みます。
- ・国、市町村、NPO、地域住民、企業、専門家など様々な関係者が連携して生物多様性の保全に取り組むため、「信州生物多様性ネット きずな^{*}」と協働して交流の場をつくるとともに、必要な情報提供・助言を行います。
- ・「長野県希少野生動植物保護条例」に基づき、種の指定や保護回復事業計画を策定するとともに、計画策定後の評価・検証により、希少野生動植物の保護に取り組みます。

イ 外来種対策の推進

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」（外来生物法）の改正^{*}を踏まえ、国や市町村と連携し、地域の主体的かつ継続的な駆除活動を支援するとともに、外来種の生態や駆除技術等の知識の普及に取り組みます。
- ・人の健康、生態系、農林水産業に与える影響の大きい外来種を中心に現状を把握し、駆除方針の策定や効率的な防除等の対策を推進します。
- ・他の県とまたがる高山帯や、県境を越えて移動する外来種対策にあたっては、国・他県との連携のもと効率的な施策を推進します。
- ・工事の緑化の際に、特に環境への配慮を必要とする場所においては、植物の種子を含まない無種子タイプの資材を用いることにより、周辺に自生する植物の自然侵入と定着を促し外来植物による影響を軽減します。

【コラム】ライチョウ目撃情報投稿アプリ「ライポス」

ライチョウは本県の自然豊かな山岳環境の象徴であり、登山者にも人気の鳥です。しかし、2015年（平成27年）の長野県版レッドリストの改訂では、絶滅危険度のランクが上昇しました（絶滅危惧Ⅱ類→ⅠB類）。更に、地球温暖化の影響により、今世紀末には生息環境がほぼ消滅する可能性があるなど、絶滅の危険性が高まっています。

効果的なライチョウ保護対策を講じるためには、ライチョウの生息状況を正確に把握する必要があります。

生息状況を把握する際は、専門家等による調査だけでなく目撃情報も重要なデータとなることから、県では、登山者をはじめ様々な方から目撃情報を収集できるよう、スマートフォンで手軽に目撃情報を投稿できるアプリ「ライポス」を開発し、運用しています。

投稿された目撃情報は、今後のライチョウ保護対策を検討する上で、重要な基礎データとして活用します。



(2) 自然環境（生態系）の保全

〔企画振興部、環境部、産業労働部、観光部、農政部、林務部、建設部〕

ア 自然が有する多面的な機能の向上と活用

- ・2022年（令和4年）12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）における「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で採択された「30by30」の目標に向け、保全地域の把握・掘り起こしや、御嶽山の国定化による公園管理の質の向上等に取り組めます。
- ・保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM[※]）の拡大に向け、県ホームページや生物多様性関連イベント等における周知啓発を通じて、自然共生サイト[※]の認定申請を推進します。
- ・本県の豊かな観光資源でもある草原の環境の維持、再生活動を促進します。（☆）
- ・地域住民自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を推進します。
- ・企業によるCSR活動としての森林整備への協力、山村と都市との交流、都市と山村の二地域居住など、多様な主体が様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような仕組みづくり・人づくりを推進します。（☆）
- ・森林セラピー[®]や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。（☆）
- ・農山村において、棚田やため池などの地域固有の景観の成り立ちを踏まえ、それらを継承した整備や維持管理により景観を保全します。
- ・棚田や農業用水路等が有する美しい景観などの魅力を発信するとともに、棚田の保全活動を支援し地域の活性化を進めます。（☆）
- ・国土利用計画等の策定にあたっては、生物多様性の保全に配慮する方針を反映します。
- ・都市計画にあたっては、都市計画区域マスタープランに「自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」として、生物多様性の保全に配慮する方針を示します。
- ・道路や河川・砂防施設の建設にあたっては、環境に配慮した整備を推進します。
- ・河川の整備などにおいて、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した整備を行うとともに、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- ・整備の遅れが顕著な集落周辺の里山において森林整備と治山施設整備を一体的に実施し、山地災害防止機能を高めるなど災害に強い森林づくりに取り組みます。（☆）

【コラム】ワンヘルス（One Health）

全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症のほか、狂犬病やエボラ出血熱などの人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等がもたらす人と動物との関係性の変化により、元来、野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染するようになったと考えられています。人獣共通感染症が人から人に感染した場合、多くの人々が免疫を持たないため、大規模な世界的流行（パンデミック）となり人類に甚大な危害を及ぼしてきました。

「ワンヘルス（One Health）」とは、「人と動物の健康と、環境の健全性は一つである」という考えです。人と動物（家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わない全ての動物）の健康と、環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり強く影響し合う一つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ることが、新たな人獣共通感染症の予防につながると考えられています。

イ 持続可能な農林業の推進

○農業・農村の振興

- ・産地が取り組む環境にやさしい農業への転換に向けた実証・普及、市町村が主体となり行う有機農業産地づくりに係る取組支援等により、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の取組を促進します。
- ・安全安心で持続的な農業につながるGAP（農業生産工程管理）の考え方に基づく農家指導等による安全安心な農産物生産や、マーケットニーズに応じた国際水準GAPの認証取得を推進します。
- ・地域で古くから伝承されてきた野菜の品種特性や食文化を調査し、「信州の伝統野菜」として選定し、周知と保存、伝承を図ります。
- ・農地や農業用水路等の地域資源や農村環境を保全し、着実に次代に継承するため、地域ぐるみの共同活動として行う保全管理活動を支援します。
- ・中山間地域で積極的に農業生産活動を行う農業者などの活動を支援するとともに、農業生産基盤や生活環境基盤の整備を推進します。
- ・農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮します。
- ・水路や耕作放棄地を含む農地の整備にあたり、市町村、農業者及び地域住民と協議し保全体制が整った場合は、ビオトープとしての整備を行います。
- ・地域の協議により、農地については、可能な限り農業上の利用が行われることを基本としつつ、農業上の利用が困難である農地については、保全管理や林地としての適正な利用を進めます。

○林業の振興

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・森林の多面的な機能を維持し、将来にわたる森林整備が継続できるよう林業に対する労働力の確保を進めるとともに、総合的な視野で地域の森林づくりや林業を牽引する人材を育成します。(☆)
- ・集落周辺の里山林では、零細な森林所有者が多いため、地元自治会等の協力を得ながら施業の集約化を行い、地域のニーズや森林の現況に応じた森林整備を推進します。
- ・災害に強い路網整備を推進するとともに、林道のデジタル情報収集調査を進めます。
- ・県内の豊かな森林資源を活かし、木造住宅や公共建築物、土木用材等への県産材利用を進め、家具・木質バイオマス等の様々な用途への利活用を図ります。また、品質や性能の高い県産材製品を安定的に供給するための生産及び加工流通体制の整備等を促進します。(☆)

○野生鳥獣による被害抑制

- ・野生鳥獣の生息数の増加や生息地域の拡大に伴う農林業への被害や自然環境への影響を軽減するため、実態調査に加え、鳥獣の生息域と集落とを区分する緩衝帯の整備、防護柵の設置や忌避剤^{*}の塗布など地域の実情に応じた被害防除対策に取り組みます。
- ・地域の農林業や自然環境に大きな脅威となっているニホンジカなどの野生鳥獣について、広域的な捕獲を推進し、適正な個体数の管理を図ります。
- ・減少している狩猟者の育成・確保を図るため、市町村や猟友会等と協力して、新規狩猟者確保のための取組を支援します。

- ・捕獲された野生鳥獣の有効活用を図るため、食肉処理施設の充実にに向けた支援等を行うとともに、関係部局連携の下、安全でおいしい信州ジビエ[※]の供給体制の確保と需要の創出を図ります。

(3) 自然とのふれあいの推進

[県民文化部、健康福祉部、環境部、観光部、林務部、建設部、教育委員会]

ア 自然公園・自然環境保全地域[※]等の適切な管理

- ・御嶽山の国立公園化や、各県立自然公園における地域会議等による協働型管理運営を進めるとともに、自然環境の保全が必要な地域として指定されている「自然環境保全地域」や「郷土環境保全地域[※]」について、地域に応じた保全活動を推進します。
- ・自然環境の保全のため、自然保護レンジャーによる動植物保護、施設の適正利用等の啓発や美化活動に取り組みます。

イ 自然公園の整備と利用促進

○登山道・トイレ・道標等の整備

- ・美しい豊かな自然環境や風致景観を保全するとともに、保全とのバランスを考慮した適正かつ質の高い利用環境の整備を進めます。
- ・「山岳の環境保全及び適正利用の方針[※]」に基づき、山域ごとの行政・山小屋関係者等による連絡調整会議において取組や課題等を共有して、地域の実情に応じ整備が必要な箇所を中心に登山道の整備を進めます。
- ・山岳環境の保全のため、環境配慮型トイレの普及を進めます。
- ・自然公園の利用増進のため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者等でも利用しやすい登山道の整備、国際化に対応するための多言語表記の道標の整備を進めます。
(☆)
- ・民間企業からの寄附金や企業版ふるさと納税等を活用し、登山道の整備等を推進するとともに、豊かな自然環境の保全に取り組みます。

○自然公園施設の機能強化

- ・自然公園施設（自然保護センター及びビジターセンター）については、従来からの自然環境の保護と情報発信の機能に加え、指定管理制度の導入等により、効率的な運営を図るとともに、民間のノウハウを活用し魅力ある体験プログラム提供等を促進します。
- ・自然や文化を学び体験することにより、その価値や大切さが理解され保全につながっていくことを目指すエコツーリズム[※]を推進します。(☆)

ウ 自然体験活動の推進

- ・里山、河川、都市公園など身近にある自然を利用した学習会や自然観察会等を開催し、自然の役割や魅力、そこに生息する生物への理解を深め、自然を大切にする意識を育てます。
- ・本県の自然環境の価値や魅力を森林における体験活動等により実践的に伝えられる団体や地域を増やし、全国に長野県を舞台とした自然活動を広げます。
- ・豊かな自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う県内の保育・幼児教育施設等を県が独自の基準で認定する「信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度」の運用により、幼児期の子どもの豊かな育ちを推進します。(☆)
- ・森林セラピー[®]や森林環境教育などの森林の多様な利活用を推進するための人材育成や、NPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援します。
(☆)

- ・里山や河川敷など地域の身近な自然を活かしたウォーキング・コースや健康イベントの紹介等を通じ、地域での体を動かす取組、健康づくりの取組を支援します。(☆)
- ・本県の雄大な自然を活用し、少年自然の家において、様々な年齢の小中学生が野生動植物の特徴等についての体験を通じた学びや交流を行う自然体験キャンプを実施することで、子どもたちの自主性や社会性のほか、様々な課題を友と協力しながら乗り越える力を育みます。(☆)
- ・県内の豊かな自然環境を活かした「登山」や「スキー」等のアウトドア観光の推進とともに、登山などを安全に楽しめるよう、遭難の未然防止を含めた安全登山等の取組を進めます。(☆)

4 水環境の保全

【推進標語】「きれいな空気と 美味しい水 当りまえにある幸せを これからも」



【施策の方向性】

- 水源の涵養機能^{かん}を高め、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図り、健全な水循環の構築を進めます。
- 良好な河川・地下水の水質を保全し、湖沼の水質の改善を進めるとともに、自然災害に対する防災・減災対策に取り組み、安心安全な水環境の保全を進めます。
- 親しみやすい水辺環境の整備や生態系保全の取組を進めるとともに、人々の水への関心をより一層高めます。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
河川環境基準達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	主要河川70地点の環境基準(BOD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
湖沼環境基準達成率	40.0% (2021年度)	60.0% (2027年度)	主要湖沼15地点の環境基準(COD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
汚水処理人口普及率	98.2% (2021年度)	98.6% (2027年度)	下水道、農業集落排水、浄化槽等、汚水処理施設の普及人口の割合 [長野県生活排水処理構想(2022改定版)の目標に基づき設定]

(1) 水源の涵養^{かん}と適正な利活用

[環境部、産業労働部、農政部、林務部、建設部]

ア 水収支の把握

- ・市町村ごとの水収支解析や課題等を整理した水資源実態調査及び市町村が実施している地下水位調査等の情報の活用等により、県内の水資源の状況を定期的に把握するための仕組みづくりを検討します。
- ・市町村と連携し、流域内の水循環が保たれるよう、水源の保全・涵養^{かん}、生活用水、農業用水、工業用水等を適正に利活用する取組を進めます。

イ 地下水の涵養^{かん}

○森林

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再生林等の更新を行います。
- ・公的な管理や整備が必要な森林は、その機能に応じた保安林の指定を進め、適切な整備・

管理を推進します。

- ・都市部の自治体や企業等と地域を結び付け、森林の活用と交流を通じた地域活性化のための契約の締結を支援します。(☆)

○農村部

- ・農業水利施設などの農業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保全管理活動を支援し、将来にわたる維持管理体制の構築に取り組みます。
- ・地下水涵養^{かん}などの農業農村の持つ多面的機能^{*}を維持するため、日本型直接支払制度^{*}等を活用し、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画による地域ぐるみの共同活動により、農地の保全と有効利用を推進します。

○都市部

- ・河川整備に当たっては、周辺の地下水位に影響を及ぼさないよう配慮します。
- ・雨水浸透ます等地下浸透設備の設置について、一般家庭、事業場及び公共施設への普及を推進します。

ウ 水源地域の保全

- ・「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定と同地域における土地取引の事前届出制により、水資源の保全に取り組みます。
- ・「長野県水環境保全条例」に基づき、水道の水源地を保全するため、特に必要な区域を水道水源地保全地区として指定し、良好な水質の保全に取り組みます。
- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。
- ・水源地や湧水・井戸の見学会等により地域の水資源と水の大切さに対する理解を深めるとともに、下流域住民による上流域地域での水資源保全活動及び交流等により、都市部の水瓶ともなっている本県の水資源保全の取組を進めます。

エ 水資源の適正な利活用

- ・河川の水量は、農業、発電、水道などの利水のほか、水質、水生生物、景観などに影響を及ぼさないよう、渇水時に確保すべき流量を維持します。
- ・大雨や短時間強雨時の河川流量の増大による防災・減災対策を進めるほか、少雨等による河川流量の減少時の適切な水の利活用など、河川流量の変動に応じた取組を進めます。
- ・許可水利権^{*}について、更新時に適正な取水量であるか確認します。また、慣行水利権^{*}について、許可水利権への切替えを指導し、取水量の把握に努めます。
- ・発電ガイドライン該当発電所^{*}に係る発電取水については、許可水利権者に、流水の正常な機能が維持される流量の放流が行われるよう引き続き要請します。
- ・「長野県水道ビジョン」に基づき、水道水源地保全対策の強化や水質管理水準の向上等により、安心安全な水道水の供給に取り組みます。
- ・事業活動に地下水の利用を望む企業に対し、市町村や商工支援機関等と連携しながら地下水量の情報を提供するとともに、地下水の過剰採取による周辺環境への影響に配慮しながら、地域ごとの特性・地域資源を活かした企業立地を促進します。(☆)

(2) 安心安全な水の保全

[健康福祉部、環境部、農政部、林務部、建設部]

ア 水質監視

- ・主要な河川及び湖沼について、毎年度、「水質汚濁防止法」に基づき水質測定計画を定め、国及び「水質汚濁防止法」の政令市である長野市及び松本市並びに独立行政法人水資源機構とともに水質常時監視を実施します。
- ・ゴルフ場が設置されている流域の河川において、施設の立地や農薬の使用状況等を考慮し、水質測定を実施します。
- ・水質測定計画に基づき、地下水の概況調査及び継続監視調査を実施します。
- ・水質汚濁事故発生時には、関係する水道事業者へ連絡するとともに、消防・市町村等関係機関と連携して被害拡大を防止します。また、一般家庭等に対して、市町村・消防署の関係機関と連携し、油類や農薬等の漏えい防止の啓発を行います。
- ・毒物劇物を取り扱う事業場に対し、毒物劇物の管理体制の徹底を指導し、水質汚濁事故の未然防止に取り組みます。

イ 発生源対策

○特定汚染源*

(7) 生活排水対策

- ・下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の生活排水対策を推進し、汚水処理人口普及率の向上と下水道接続促進による快適な生活環境の向上を図ります。また、処理施設の計画的な改築更新、耐震化・耐水化、長寿命化対策、統廃合及び維持管理の広域化・共同化などを進め、将来にわたって持続可能な生活排水事業を維持します。
- ・単独処理浄化槽*からの転換を含め合併処理浄化槽*の整備を進めるとともに、法定検査の受検率向上を図るなど必要な維持管理の確実な履行を確保します。

(4) 事業場排水対策

- ・「水質汚濁防止法」及び「良好な生活環境の保全に関する条例」に基づき、特定事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により、排水基準を遵守するよう監視指導を行います。特定施設が新たに設置される場合には、法令、条例に基づき、届出や排水の適正な処理を指導します。
- ・工場や事業場における地下水汚染を未然に防止するため、「水質汚濁防止法」の有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を有する特定事業場に対して立入検査を実施し、構造基準の遵守や定期点検の実施等を指導します。

(7) その他の汚染源対策

- ・地下水の概況調査において、汚染を発見したときは、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区調査を実施し、地域住民への周知、汚染原因の究明調査を行います。汚染原因が特定されたときは、原因者に汚染拡散防止措置の実施等必要な指導を行います。
- ・国の内水面養殖管理指針に基づき水産試験場が適正な飼育管理等について、養殖事業者を指導します。
- ・県及び市町村・JA等関係機関で組織する「家畜排せつ物及び臭気対策等支援チーム」による巡回指導を継続し、家畜排せつ物の適正な処理を推進するとともに、たい肥などバイオマスの利活用を図ります。

○非特定汚染源

- ・降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を

進めるとともに、間伐から主伐主体に移行する中で再造林等の更新を行います。

- ・化学肥料・化学合成農薬を原則 50%以上削減して栽培を行う「信州の環境にやさしい農産物認証[※]」への取組支援や、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）」（通称「みどりの食料システム法[※]」）に基づき化学肥料・化学合成農薬の使用低減等に取り組む農業者の認定などを通じ、生産者の意識啓発を行います。
- ・道路及び側溝等の清掃活動等により汚濁負荷を削減します。

ウ 河川・湖沼の浄化対策

- ・植生水路の設置による栄養塩類[※]の除去等により、河川環境への負荷を軽減します。また、ヨシや水草等の水生植物及び周辺環境の維持管理について、地元住民の協力を得るなど、地域との協働を図ります。
- ・従来の水質規制のみにとらわれない、水産・観光資源としての利活用を含めた「豊かな水環境」を目指し、湖沼の類型指定を必要に応じ適切に見直し、水環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・諏訪湖については、湖沼水質保全計画をはじめとする関連計画を一体的にまとめた「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、生態系の保全や水辺整備等と併せて水質保全対策を推進します。
- ・野尻湖については、地域住民や関係機関と連携して水質の保全に努めるとともに、水草繁茂の可能性等を勘案し、湖沼の自然環境の保全に取り組みます。

エ 水に関する災害対策等

- ・防災事業を計画的に実施することにより、水害等の自然災害に対する防災・減災対策を推進します。
- ・「長野県水道ビジョン」に基づき、水道施設の耐震化の推進及び危機管理体制の強化により、持続的な水道水の供給体制を確保する取組を進めます。
- ・安全・安心な水道水を安定的に供給するため、広域連携の取組を推進し、県内水道事業者間の調整や、県営水道経営区域における関係市町村との連携等により、水道事業の基盤を強化します。
- ・県内水道事業者の持続可能な経営体制構築のため、民間企業等とも連携し、専門人材（技術・経営等）の確保・育成を支援します。

(3) 親しみやすく生物を育む水辺環境の創出

[環境部、農政部、建設部]

ア 親水性に優れた水辺づくり

- ・河川が本来有している生物環境及び多様な河川景観を保全・創出するとともに、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮した河川改修事業を実施し、より親しみやすい水辺整備を推進します。
- ・砂防事業については、現地発生材料を利用した工法の採用や「長野県建設部公共事業環境配慮指針」に基づき、溪流生態系の連続性が確保できる透過型えん堤を採用する等環境や動植物への影響を低減する取組を進めます。
- ・「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、地域住民、関係機関と連携し、諏訪湖の水質保全や生態系保全、観光振興の取組を進めるとともに、自然環境に配慮した水辺整備、サイクリングロードの整備等を行います。(☆)

イ 水辺における生態系の保全

- ・河川等の整備に当たっては、上下流の河床の連続性の確保を図り、地域の生態系を保全します。
- ・農業用水路やため池などの整備に当たっては、「長野県農業農村整備環境対策指針」等に基づき、自然石や木材等の活用により、農村景観や生態系の保全などの周辺環境との調和に配慮します。
- ・アレチウリ等に係る駆除指導者研修会を開催し、外来種対策の推進と水辺の希少な動植物の保全に取り組みます。
- ・水産資源の持続的な利用を図るため、「長野県漁業振興計画」に基づき、水産資源に関する調査・研究や外来魚・カワウ等魚食性鳥類による食害防止対策等を実施します。

ウ 水辺の環境保全活動等の推進

- ・水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう河川愛護団体等、地域住民、施設管理者、行政機関が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。
- ・農業用水路やため池などが持つ多面的機能について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動を支援します。
- ・水の日、水の週間、河川愛護月間等の普及啓発月間（週間、旬間）を中心に、各種イベントや広報活動を通じて水環境保全に対する意識を高め、美化活動を推進します。
- ・環境省選定「名水百選^{*}」及び県選定「信州の名水・秘水^{*}」をはじめ、地域の誇りとして住民に守られてきた湧水等について、情報発信を行い、県民等の水環境保全の意識を高めるとともに、地域の水に関する文化を継承していくための取組を行います。

【コラム】 諏訪湖創生ビジョン

諏訪湖のあるべき将来像を実現するため、県、市町村、地域住民、企業等が協働し、上流域や下流域を含めた地域が一体となって諏訪湖を創生するための拠りどころとして、水質保全、水生生物、水辺整備、まちづくりなどの諏訪湖に係る様々な計画を取り込んだ「諏訪湖創生ビジョン」を2018年（平成30年）に策定し、官民協働で取り組んでいます。

環境保全の取組の一つとして、諏訪湖で大量繁茂している水草「ヒシ」の手作業による除去を行い堆肥化し、完成した堆肥を地元小中学校等に配布しています。

ヒシは上流域から流入する栄養塩類を吸収して水質を改善する効果があり、焼却せずに堆肥化して流域内で活用することで、二酸化炭素の排出削減及び資源の地域循環につながるとともに、学校の畑や花壇等での利用を通じて、児童・生徒の環境保全や資源の地域循環に対する理解を深めることにつながると考えています。

このほか、諏訪湖のごみの現状を明らかにするとともに関心を高め流域内のごみの発生抑制につなげる「諏訪湖まるまるゴミ調査」、10月1日の「諏訪湖の日」に関連する各種イベントの開催や、諏訪湖に生息する希少トンボ「メガネサナエ」のモニタリング調査等、様々な取組を展開しています。



手作業によるヒシ除去作業



小中学校等へのヒシ堆肥の配布



諏訪湖まるまるゴミ調査

(4) 水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進

[環境部]

ア 水環境保全に係る調査・研究の推進

- ・水環境保全に係る調査研究を効率的かつ効果的に実施するため、諏訪湖環境研究センター（仮称）を整備します。
- ・科学的知見に基づいた水環境施策を推進するため、諏訪湖環境研究センター（仮称）において、県内河川・湖沼の水質保全や生態系保全に関する調査・研究をはじめ、マイクロプラスチックの影響などの新たな課題にも取り組むとともに、大学や国の研究機関と連携した共同研究等を進めます。
- ・気候変動による水環境への影響の把握に努め、国等での動向も踏まえつつ必要な取組を進めます。

イ 水環境保全に係る情報発信・学び等の推進

- ・県民をはじめとする多くの人々の水環境に係る学びを支援し水環境保全意識を高めるため、諏訪湖環境研究センター（仮称）において、調査・研究の内容に加えて、その他の水環境保全に関する幅広い情報を県内外にわかりやすく発信します。
- ・諏訪湖環境研究センター（仮称）を中心に、市町村、国機関、大学、民間企業、地域住民等様々な機関が実施する水環境保全に係る取組を総合的に推進します。

5 大気環境等の保全

【推進標語】「見えるかな 何万年後 あの星が」



【施策の方向性】

- 大気環境の常時監視により汚染状況を正確に把握するとともに、発生源に対する監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、騒音などの実態把握を進め、良好な生活環境を保全します。
- ダイオキシン類などの有害化学物質の状況について、調査・監視により状況を把握し、環境汚染や県民の健康への影響を防止します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを 除く)	100% (2021年度)	100% (2027年度)	大気常時監視局の大気汚染物質の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	有害化学物質等の環境基準や指針値達成割合 [過去の達成率を基に設定]

(1) 清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保

[健康福祉部、環境部、観光部、林務部、建設部]

ア 大気環境の監視等

- ・市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、「大気汚染防止法」に基づく大気汚染物質等の常時監視を行い、測定結果を迅速に公表します。
- ・光化学オキシダント等による大気汚染が判明した際には、注意報の発令や発生源に対する排出抑制など迅速に対応します。
- ・ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設など、大気汚染物質の発生源に対する立入検査を実施し、状況に応じて改善措置等の指導を行います。
- ・県内に移流する大気汚染物質の削減に向けて、関東地域各都県との広域的な連携による微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの発生源寄与の解明を進めます。
- ・地域間をつなぐ道路の整備や渋滞対策等の推進により自動車交通を円滑化するとともに、稼働率の高い商用車への次世代自動車の普及について検討・推進するなど走行時の環境負荷が低い交通手段への転換を効果的に促進し、大気汚染物質の発生抑制に取り組みます。

イ アスベスト（石綿）対策

- ・一般環境での大気中アスベスト濃度を観測し、アスベストの飛散実態を把握します。
- ・今後増加が見込まれるアスベスト使用建築物の解体工事等、特定粉じん排出等作業*を行

う事業者への立入検査により作業基準の遵守等の指導を行い、飛散防止の徹底を図ります。また、必要に応じて事業場周辺の環境モニタリング調査を行い、適正処理の徹底と安全の確保を図ります。

ウ 騒音・振動・悪臭の防止

- ・騒音・振動・悪臭に関して市町村などの実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。
- ・騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村職員を対象とした講習会を開催するなど市町村への技術的支援を行います。
- ・道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努め、必要に応じて施設管理者へ改善を求めます。

エ 光害(ひかりがい)対策等

- ・信州の美しい星空を守るため、「良好な生活環境の保全に関する条例」及び「光害対策ガイドライン^{*}」に基づき、光害の防止を推進します。
- ・多くの県民が本県の星空の美しさと清浄な大気環境を再認識できるよう、2017年(平成29年)10月に環境省から発表された新たな星空観察手法^{*}による県内各地の観測データの蓄積を図ります。
- ・星空観察など信州の美しい星空を活かした県内の取組を支援し、誰でも楽しんでいただける旅行商品造成の促進に取り組みとともに、県内各地の星空観光の魅力を全国に向けて発信します。(☆)

オ 放射能対策

- ・県内6か所(長野市、松本市、飯田市、諏訪市、大町市、飯山市)に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の常時監視を行うとともに、モニタリングポストが設置されていない地域(佐久市、上田市、伊那市、木曾町)では、簡易測定器(NaIシンチレーション式サーベイメータ^{*})により、定期的な測定を実施します。
- ・県民の安心安全の確保のため、県内産の林産物、野生獣肉及びミネラルウォーターについて、定期的に県独自の放射能測定を実施します。

【コラム】光害(ひかりがい)の防止

光害(ひかりがい)とは、照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こる様々な影響を指します。屋外照明の光が住居内に入ることによって不眠や不快感の原因になるなど人の生活への影響や、信号等が見えにくくなるなど交通への影響のほか、動植物の生息や生育への悪影響や、街が明るくなることで星空が見えにくくなるなど、自然環境への影響もあります。

長野県では2021年(令和3年)10月に「公害の防止に関する条例」を一部改正し、「良好な生活環境の保全に関する条例」に改名するとともに、光害の防止について規定しました。屋外で照明器具を設置・使用する際に、①光の量を最小限に抑えること、②照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること、③照明が不要な時間帯には積極的に消灯することに努めることや、本県の貴重な財産である星空環境の保全に特に配慮することを定め、サーチライト使用の原則禁止を規定しています。



光害防止の啓発用チラシ

(2) 化学物質による環境汚染の防止と対策

[環境部]

ア ダイオキシン類対策

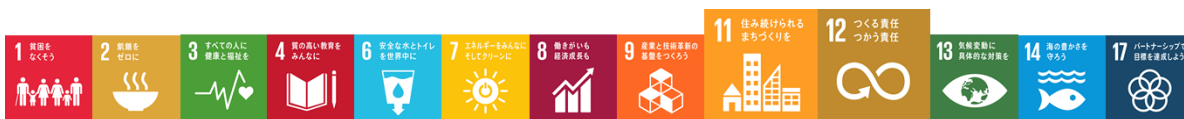
- ・大気・水質・土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施し、汚染状況を把握します。
- ・廃棄物焼却施設に対して年1回以上の測定を義務付けているダイオキシン類の測定状況を確認し、その結果を公表します。
- ・過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設を重点的に監視・指導し、必要に応じて排ガス中のダイオキシン類の行政検査を実施して排出基準の遵守状況の把握に努めます。

イ その他の化学物質対策

- ・P R T R^{*}の円滑な運用により、化学物質の環境への排出量を把握し、その結果を公表するとともに、事業者の自主的な管理を促進します。
- ・未規制化学物質の環境中における残留調査を行い、環境汚染の実態を把握します。

6 循環型社会の形成

【推進標語】「つくる、つかう 責任意識 高めよう」



【施策の方向性】

- 3R（ごみを減らす、繰り返し使う、再生して利用する）に、使い捨てプラスチック製品等から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた4Rに取り組みます。
- 災害により発生する災害廃棄物、感染症の影響による生活様式の変化に伴うごみの増加、高齢者等でごみ出しが困難な方への支援など、様々な課題に対し、関係者と連携して取り組みます。
- 廃棄物分野におけるCO₂排出抑制のため、化石燃料由来のプラスチック焼却量の低減、熱エネルギーの有効利用など2050ゼロカーボンに向けた取組を進めます。
- 廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理を推進します。

【達成目標】

指標名	現 状	目 標	備 考
一般廃棄物総排出量 (注) 括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	611千トン (807g/人日) (2020年度)	583千トン (790g/人日) (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量及び1人1日当たりの排出量 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕
産業廃棄物総排出量	4,482千トン (2018年度)	4,482千トン (2025年度)	県内で排出された産業廃棄物総排出量 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕
一般廃棄物リサイクル率	21.4% (2020年度)	20.0% (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量のうち再資源化した量の割合 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕

(1) 廃棄物の4Rの推進

[県民文化部、健康福祉部、環境部、産業労働部、農政部]

ア 4Rの推進

○一般廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）

- ・ごみの減量や食品ロス削減に関する情報等を集約して発信する専用サイト「信州ごみげんねっと」により、食べ残しを減らそう協力店や、信州プラスチックスマート運動協力事業者の取組事例、県内市町村で開催されるイベント情報を掲載します。
- ・「信州プラスチックスマート運動」を通じ、社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストローや使い捨てスプーン等、不要なものは断る「意識して選択」を呼び掛けます。
- ・家庭での食品ロスや、宴会等の外食における食べ残しの削減を呼び掛けます。

- ・事業系の食品ロスを減らすため、食品ロス削減に取り組む店舗等を増やすとともに、循環型社会形成推進功労者表彰制度により、食品ロスの削減等に顕著な実績を上げている店舗・事業者を表彰します。
- ・家庭で不用な食品や規格外等の食品をフードバンク等へ提供するフードドライブを推進し、食品ロスを削減するとともに、生活困窮者等への支援を図ります。(☆)
- ・県内事業者や県民に対し、災害備蓄食料の確認及びフードドライブの活用を呼び掛けるとともに、県内市町村にフードドライブ等の協力を呼び掛けます。(☆)
- ・小売事業者と連携し消費期限・賞味期限間近な食品購入を呼び掛けます。
- ・優良事例の紹介や技術情報の提供等を行い、市町村等が取り組む様々なリサイクルを推進します。
- ・地域の実情に応じた方法による分別収集やその利活用について、先進事例の紹介等情報提供を行い、課題等について、市町村とともに研究します。
- ・市町村がごみ処理（ごみ袋）の有料化を検討するための技術的助言を行います。

○産業廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）

- ・多量排出事業者*及び準多量排出事業者*の廃棄物処理計画制度の周知に努めるとともに、計画の策定・実施に関する指導を通して、排出事業者における発生抑制などの計画的な取組を支援します。また、提出された処理計画及び実施状況をもとに、年度ごとの排出量の推移や業種別の排出状況の傾向などの分析を進め、排出事業者の減量化に向けた取組に対し、効果的な情報提供を行うなどの支援に努めます。
- ・廃棄物の発生抑制等に関する研修会の開催等により、排出事業者による4R、拡大生産者責任などに関する取組を支援します。
- ・事業者向けのセミナー等により、長野県産業廃棄物3R実践協定の周知を行い同協定の締結事業者数を拡大するとともに、締結事業者における4Rの取組水準の向上を図ります。
- ・環境負荷の軽減に配慮した事業活動を行う排出事業者の先駆的な優良取組事例を紹介し、排出事業者の発生抑制の意識啓発を図ります。

【コラム】地域におけるプラスチックスマートの推進

全県に先駆けて、南信州地域では1985年（昭和60年）頃から地域の小売店や消費者の会、市民グループがレジ袋削減やマイバッグ普及などを始め、次第に地域全体の気運が高まり、2008年（平成20年）7月に圏域で唯一の「南信州レジ袋削減推進協議会」を設立し、2009年（平成21年）2月から協議会登録111店舗が一斉にレジ袋削減を開始しました。

その後、海洋プラスチックごみが世界的に問題となるなか、2020年（令和2年）7月の全国一斉のレジ袋有料化を契機として、同年10月「南信州プラスチックスマート推進協議会」に改称しました。海なし県から下流域にも影響を及ぼすプラスチックごみの削減に向けて、街頭啓発や、児童・生徒向け啓発用学習動画の制作と管内全小中学校等への配布、静岡県浜松市遠州灘海岸への環境学習ツアーなどの活動を行っています。



児童・生徒向け啓発用学習動画



環境学習ツアー

○再使用の推進（リユース）

- ・「信州プラスチックスマート運動」を通じ、マイバック、マイボトルの使用が更に増えるように、普及啓発に努めます。
- ・県内市町村で開催されているリユースイベントやフリーマーケットの利用者を増やすため、市町村等と連携して広報を行います。
- ・民間団体等が実施する学用品等のリユースの取組を普及・拡大し、まだ利用できる学用品等の廃棄を削減します。(☆)

○再生利用の推進（リサイクル）

- ・大量廃棄型社会からの転換と循環型社会の形成のために、事業者、国民、行政（国、都道府県、市町村）が、それぞれの役割の下に各種リサイクル法を推進します。
- ・長野県分別収集促進計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集を推進します。
- ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進する「プラスチック資源循環促進法（令和3年法律第60号）」の市町村等への周知等を行います。
- ・県民に対して、市町村のルールに則った分別排出を促すため、信州プラスチックスマート運動の「分別して回収」を呼びかけます。
- ・優良事例の紹介や技術情報の提供等を行い、市町村等が取り組む様々なリサイクルを推進します。
- ・生ごみからの堆肥を緑化活動につなげるなど身近なところから取組を広げ、将来的な食品リサイクルループ構築の土台づくりをします。
- ・「信州リサイクル製品」に認定された製品を県ホームページ等で公表し、製品のPRを行うことにより、広く県民や事業者等へその利用を促進します。
- ・生活排水を処理する際に発生する汚泥や焼却灰を堆肥化やセメントの原料とするなど、汚泥及び汚水の資源としての利活用を推進します。

【コラム】 ペットボトルの水平リサイクル

「水平リサイクル」は、使用済み製品を原料として同じ製品をつくるリサイクルのことで、資源を繰り返し循環利用できる仕組みです。従来、アルミ缶やダンボール、ピンを対象として水平リサイクルがされていましたが、最近では、ペットボトルや詰め替え容器、紙オムツなども水平リサイクルの対象として扱われるようになってきました。

ペットボトルの水平リサイクルは「ボトルtoボトル」と呼ばれ、全国の清涼飲料製造メーカー等で構成される一般社団法人全国清涼飲料連合会では、地上に既にある資源を最大限に再活用するサーキュラー（循環）&エコロジカル（共生）・エコノミーの考えに基づき、2021年（令和3年）4月、清涼飲料業界として2030年（令和12年）までに「ボトルtoボトル」比率50%を目指すことを宣言しました。宣言の実現に向けて、地方公共団体等と連携しながら、全国各地でペットボトル回収に関する実証実験などの取組が展開されています。

○代替素材への転換（リプレース）

- ・「信州プラスチックスマート運動」を通じ、社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストローや使い捨てスプーン等、不要なものは断る「意識して選択」、ワンウェイ製品の使用を見直し、長く使えるものを推奨し、マイバック、マイボトルの使用に努める「少しずつ転換」を呼び掛けます。

- ・生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の導入に取り組む事業者・団体等を登録し、その活動を県ごみ減量情報サイト「信州ごみげんねっと」等で広く紹介するとともに、循環型社会形成推進功労者表彰により、顕著な実績を上げている事業者・団体等を表彰します。

イ 循環経済への転換の挑戦

○環境等に配慮した製品・サービスの開発・提供

- ・企業等と連携した事例共有などにより、環境や社会に配慮したエシカルな生産活動を促すとともに、工業技術総合センターの機能強化等を通じ、環境に配慮した製品の開発に取り組む製造事業者等を支援します。また、先進国の事例も参考にしながら循環経済の実現に向けた取組を促進します。
- ・小売・サービス事業者に再利用資源を用いた製品等の利用を促し、使い捨て製品からの転換を促進します。
- ・エシカル消費につながる環境にやさしい農産物の生産手法を積極的に拡大するため、「信州の環境にやさしい農産物認証」の取得や有機農業の取組を促進します。

○環境等に配慮した製品・サービスの利用

- ・消費者が環境に配慮した製品かどうかを考えて行動できるよう、信州プラスチックスマート運動等の取組を推進します。
- ・消費行動による環境・社会等への影響や環境に配慮した商品等に関する啓発をするとともに、店頭でのPOP等の掲示によるエシカルな商品の「見える化」等を事業者との協働により行い、エシカル消費の実践の機会を提供します。(☆)

○廃棄物の削減・再資源化

- ・県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び国と連携し、自ら取組を進めて県内の4Rを推進します。特に県内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、域内の持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化を進める等、循環型社会の推進に努めます。
- ・“チャレンジ800”実行チームなどの全県における様々な取組の機会を通じ、「地域循環共生圏」の形成に向けて、資源ごみ等の地域資源の活用などの循環分野の取組を促進します。
- ・廃棄物バイオマスのエネルギー利活用について、先進事例や最新の知見等を収集し、市町村等への情報提供に努めるとともに、利活用が廃棄物としての不適切な取扱いとならないよう適正処理の確保に努めます。
- ・県産農畜産物や副産物、未利用資源等の付加価値化（食品のアップサイクル[※]等）による新商品づくりにより、食品産業における循環ビジネスを推進します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

[環境部、観光部]

ア 廃棄物の適正処理体制の整備

○一般廃棄物の適正処理の確保

- ・高齢者等でごみ出しが困難な方に対し、ごみ出し支援が行われるよう、市町村に対し先進事例（地域の実情に応じて、福祉部局等と連携するなど）の紹介、技術的助言等を行います。
- ・ごみ収集及び処理における火災事故を防ぐため、廃エアゾール製品等やリチウムイオン電池等の回収方法等について、市町村に対し技術的助言を行います。

- ・新型コロナウイルスなどによる家庭内での感染や、ごみを収集・処理する作業員等への感染を未然に防ぐため、市町村と連携して家庭でのごみの捨て方を広く県民に周知します。
- ・一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援します。

○産業廃棄物の適正処理の確保

- ・マニフェスト制度、電子マニフェストの運用について、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、産業廃棄物の適正処理、普及・促進を行います。
- ・産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。
- ・優良産業廃棄物処理業者認定制度^{*}を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ります。

○特定有害産業廃棄物等の適正処理

- ・長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って処理期限内に処理が完了するよう早期の適正処理を推進します。
- ・石綿含有廃棄物等に対しては、解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。

○災害等緊急時の適正処理体制の確保

- ・平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策、市町村から事務委託を受けた場合の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等を定めた災害廃棄物処理計画を基に、被災した市町村等に対する技術的支援を行います。
- ・市町村の災害廃棄物処理計画の策定に向けて技術的助言を行います。
- ・災害発生時においては、2019年（平成31年）3月に策定した長野県広域受援計画に基づき、被災市町村と連絡をとり、情報の収集を行い、被災市町村からの支援ニーズ等を把握するとともに、必要に応じ、市町村の区域を超えた広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等と連携し被災市町村の支援等を行います。

イ 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・不法投棄監視連絡員によるパトロール・夜間監視・ドローンによる上空からの監視を実施するとともに、近隣都県と協力した産業廃棄物収集運搬車両点検を実施します。
- ・不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法投棄に係る情報を効率よく収集する体制づくりに努めます。
- ・不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を迫及するため警察との連携を強化し、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。
- ・ごみのポイ捨て・不法投棄は犯罪行為であることはもとより、海洋プラスチックごみの原因であることを踏まえ、河川清掃活動である「クリーン信州forザ・ブルー」や、観光地を含めた地域の環境美化活動でのごみ拾い等を通じて、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策を呼び掛けます。(☆)

■ 地域の特性を踏まえた取組の推進

● 標高差に着目した施策の展開（垂直ゾーニング）

本県の特徴の一つである「標高差」に着目し、「山岳・高原ゾーン」「中山間地ゾーン」「市街地ゾーン」の3つに区分けし、それぞれのゾーンにおける施策展開の考え方を示します。

<ゾーン区分>	<施策展開の考え方>	<長野県の特徴>
<p style="text-align: center;">【山岳・高原ゾーン】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ライチョウや高山植物、草原性の動植物などの固有の種が生息・生育する本県の豊かな自然の象徴である山岳・高原について、特別地域の指定などの行為規制により、優れた自然の風景地を保護するとともに、多様な主体との協働による保全活動・外来種対策を通して、生物多様性の保全に取り組みます。 国・地方公共団体・山小屋関係者等との協働により、登山道等の施設整備を進めるなど、豊かな山岳の環境を維持するとともに、登山者等の安全確保に取り組みます。 	<p>【山岳・高原】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国1位 3,000m級の山 15座 ○全国3位 自然公園[※]の面積 2,779km² (R3.3/環境省) <ul style="list-style-type: none"> ※国立・国定・県立公園 ○ユネスコエコパークの登録数 3箇所 (志賀高原・南アルプス・甲武信) ○ジオパークの認定数 2箇所 (南アルプス・苗場山麓) <p>【生物多様性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内在来種数と全国に占める割合 (長野県版レッドリスト動物編2015) <ul style="list-style-type: none"> ・蝶類 148種 64% ・鳥類 330種 52% ○全国初 生物多様性保全パートナーシップ協定の構築 (H27)
<p style="text-align: center;">【中山間地ゾーン】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然環境を活かした体験学習などを通じ、県民の環境意識の向上を図ります。 農地の適切な管理、森林資源の循環利用や森林の適切な整備、野生鳥獣被害への対応などにより、集落を維持し、農山村や森林が持つ多面的機能を維持・発揮させるとともに、美しい里山景観の保全・創出を図ります。 水源地帯の森林の適切な維持管理等を通じ、水源の涵養に取り組みます。 豊富に存在する水資源を活用した小水力発電の普及拡大に取り組みます。 	<p>【森林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国3位 林野面積 103万ha (R2/農水省) ○全国1位 森林セラピー認定箇所 10箇所 (R3/NPO法人 森林セラピーノサエティ) <p>【景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国3位 「つなぐ棚田遺産」認定箇所数 15箇所 (R4.3/農水省) <p>【水資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「名水百選」選抜総選挙 「観光地として素晴らしい名水部門」 (H27.3/環境省) <ul style="list-style-type: none"> 第1位 安曇野わさび田湧水群、第2位 まつもと城下町湧水群 ○「名水百選」選抜総選挙 「景観が素晴らしい名水部門」 (H27.3/環境省) <ul style="list-style-type: none"> 第1位 安曇野わさび田湧水群
<p style="text-align: center;">【市街地ゾーン】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根での太陽光発電の普及や、建物の省エネルギー対策、自動車から公共交通への転換促進等を通じ、都市活動による環境への負荷が小さいまちづくりに取り組みます。 水質や大気環境等の維持・改善に取り組み、県民の生活環境の保全を図ります。 県民、事業者、自治体等と連携した4Rの推進を図り、プラスチックごみや食品ロスなどの削減に取り組みます。 	<p>【脱炭素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小水力発電の導入ポテンシャルの高さ (H22/環境省) <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水 地点数：全国5位 設備容量：全国7位 ・河川部 地点数：全国2位 設備容量：全国6位 ○小水力発電の設置箇所数 65箇所 (R4.3/長野県) ○全国2位 住宅用太陽光の普及率 10.8% (R4.3/長野県) <p>【大気環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> OPM2.5の環境基準 11年連続達成 (H22~R2/環境省) <p>【廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国2位 1人1日当たりのごみ排出量の少なさ 807g/人日 (R2/環境省)

(上高地 穂高連峰)・(横捨の棚田)・(なべくら高原のブナ林)の写真提供：長野県観光機構

● 地域別の特性と実施施策（水平ゾーニング）

10の広域圏ごとに、地域の特性を活かした取組や地域が抱える課題の解決に向けた取組など、環境保全や地域活性化の取組を示します。

<p>北アルプス</p> <p>（地域特性） 3,000m級の北アルプスの山々に抱かれた、豊かな自然と雄大な景観に恵まれた地域であり、登山などで多くの観光客が訪れます。山岳地域には、国の特別天然記念物であり鳥獣のライチョウが生息しています。</p> <p>（実施施策） ①登山道の整備やエコツーリズムを通じた山岳環境の保全 ②自然保護レンジャーとの連携によるライチョウをはじめとした希少野生動植物の保護</p>		<p>北信</p> <p>（地域特性） 中央を千曲川が流れ、コネスコエコパークや日本ジオパークに認定されている上信越高原国立公園の三国山脈や関田山脈に囲まれ、高社山を境に北部は日本有数の豪雪地帯となっています</p> <p>（実施施策） ①上信越高原国立公園の優れた自然環境の保全と利用拡大 ②地域資源を活かした小水力・太陽光・地中熱・バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの普及拡大</p>
<p>松本</p> <p>（地域特性） 日本の屋根と呼ばれる北アルプスと美ヶ原高原に囲まれ、上高地・乗鞍高原等の高原、梓川・奈良井川・穂高川等の清流など、多彩で豊かな自然環境に恵まれています。また、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を減らす取組「残さず食べよう30・10運動」の発祥地である松本市があります。</p> <p>（実施施策） ①上高地・乗鞍岳における自然環境の保全（マイカー規制等）や登山道の整備支援 ②「残さず食べよう30・10運動」等の更なる普及によるごみ減量の推進</p>		<p>長野</p> <p>（地域特性） 千曲川と犀川が合流する善光寺平を中心に、北東部に上信越高原国立公園、北西部に妙高戸隠連山国立公園、南西部に聖山高原国立公園を有し、都市部を雄大な自然公園が取り囲む、人と自然が調和した地域です。</p> <p>（実施施策） ①住宅太陽光の設置推進、きのこ廃培地や食品廃棄物等のバイオマスの利活用促進などによる再生可能エネルギーの生産量拡大 ②自然公園等における山岳環境保全と安全で快適な利用のための登山道等整備支援</p>
<p>木曾</p> <p>（地域特性） 西に霊峰・御嶽山、東に中央アルプスを仰ぎ、中央に深い谷を刻む木曾川と木曾路・旧中山道が続いています。また、面積の約93%を森林が占め、木曾ヒノキ等の優良な木材の産地となっており、旧中山道や宿場、渓谷などの自然美は「日本遺産」に認定されています。</p> <p>（実施施策） ①木質バイオマスの公共施設等での利用及び生産施設等の整備を促進 ②御嶽山一帯の自然環境の一層の保護と利用を図り、国定公園化を推進</p>		<p>上田</p> <p>（地域特性） 標高2,000mに達する美ヶ原高原や根子岳・四阿山山麓に広がる菅平高原を有し、市街地に千曲川が東西に流れるなど、標高差が大きい地形を有しています。また、晴天の日が多く、全国的にも降水量が少ない地域です。</p> <p>（実施施策） ①少雨多照の気候を活かした屋根太陽光や未利用木材を使用したバイオマス発電など、多様な再生可能エネルギーの普及拡大 ②木材の積極的な利用と主伐・再造林による多様な次世代森林の育成促進</p>
<p>上伊那</p> <p>（地域特性） 東に南アルプスと西に中央アルプスを有し、2つのアルプスの雄大な山岳景観を展望することができます。また、天竜川両岸に広がる河岸段丘等を利用した多彩な農畜産物の生産が見られます。さらに、地域の8割を森林が占めています。</p> <p>（実施施策） ①2つのアルプスによる雄大な山岳景観を活かした交流圏域づくり ②22世紀も二つのアルプスにライチョウが生息し続けられる「脱炭素社会」づくり</p>		<p>佐久</p> <p>（地域特性） 浅間山・八ヶ岳連峰の裾野、千曲川水系の最上流に位置し、四方を国立・国定公園に囲まれた自然豊かな高原地帯です。また、晴天率が高く、日照時間が長い気象条件を有しています。</p> <p>（実施施策） ①国立公園・国定公園を中心とする豊かな自然環境の保全と適切な利用のための整備 ②再生可能エネルギーの普及拡大や森林の持続可能な整備等による地域循環共生圏の創出</p>
<p>南信州</p> <p>（地域特性） 天竜川が南北に貫流して河岸段丘を形成するなど多様な地形を有し、南アルプス国立公園をはじめ優れた自然景観に恵まれています。また、リニア中央新幹線開業、三遠南信自動車道開通が予定され、関連の道路整備が着々と進められており、将来、ヒト・モノ・コトの交流が飛躍的に増加することが期待されています。</p> <p>（実施施策） ①環境影響評価を通じたリニア中央新幹線工事等に伴う環境影響の回避・低減促進 ②環境先進地としてのゼロカーボン社会に向けた取組の促進</p>		<p>諏訪</p> <p>（地域特性） 標高700mを超える盆地に満々と水を溜める諏訪湖を取り巻く地域と、雄大な八ヶ岳連峰の山麓に広がる地域から成り立っています。また、全国でも有数の美しい草原景観と天然記念物である3つの高層湿原を有する霧ヶ峰には多くの観光客が訪れています。</p> <p>（実施施策） ①「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」の実現に向けた官民協働による水質・生態系保全対策の推進 ②霧ヶ峰自然保護センターを核とした官民協働による高原自然環境の保全・再生</p>

第5章 計画の推進体制等

第5章では、本計画に基づく施策が適正な進捗管理の下に効果的に推進されるよう、計画の推進体制や評価の手法などについて示します。

1 計画の推進体制

- 計画の推進に当たっては、環境部を中心に全庁的な取組を展開します。
- 多岐にわたる環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進するため、各種研修などを通じて、環境行政を担当する県職員の政策立案能力や資質の向上を図ります。
- 県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけ、多くの県民の行動・参加により、持続可能な社会の実現を目指します。

2 進捗管理と評価

- 計画の進捗管理を行い、達成目標に対する評価を毎年度行います。その結果を踏まえ、施策の見直しや改善などを行っていきます。
- 計画に基づく施策の進捗状況については、毎年度作成する「長野県環境白書」において公表し、長野県環境審議会へ報告します。

3 計画の見直し

- 社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

参考資料

1 計画の策定経過等

(1) 長野県環境審議会

【委員】(五十音順・敬称略)

区分	氏名	所属
会長	梅崎 健夫	信州大学学術研究院（工学系）教授
会長代理	福江 佑子	NPO法人生物多様性研究所あーすわーむ理事 主任研究員
委員	新芝 正秀	長野県農業協同組合中央会常務理事（R4. 7. 25～）
	伊藤 祐三	駒ヶ根市長
	打越 綾子	成城大学法学部教授
	大島 明美	（株）信濃公害研究所代表取締役社長
	太田 信子	調理師（大町市）
	大和田 順子	同志社大学政策学部政策学科教授
	加々美 貴代	特定非営利活動法人やまぼうし自然学校代表理事
	小林 泰	弁護士
	清水 勝彦	長野県農業協同組合中央会常務理事（R4. 4. 18～R4. 7. 24）
	下平 喜隆	豊丘村長
	手塚 優子	生活協同組合コープながの
	中塚 徹	長野県農業協同組合中央会営農政室長（～R4. 4. 17）
	林 和弘	長野県森林組合連合会副会長理事
	宮下 克彦	長野県議会議員
宮原 則子	宮原電気保安管理事務所	
特別委員	池田 裕二	国土交通省北陸地方整備局企画部長（R4. 4. 1～）
	酒向 貴子	環境省信越自然環境事務所長（R4. 9. 12～）
	八尾 光洋	国土交通省中部地方整備局企画部長（R4. 7. 13～）
	畑 茂樹	林野庁中部森林管理局計画保全部長（～R4. 4. 17）
	林 正道	国土交通省中部地方整備局企画部長（～R4. 7. 12）
	堀内 洋	環境省信越自然環境事務所長（～R4. 9. 11）
	松浦 利之	国土交通省北陸地方整備局企画部長（～R4. 3. 31）
山崎 敬嗣	林野庁中部森林管理局計画保全部長（R4. 4. 18～）	

【審議経過】

開催日	内容
令和3年度第5回環境審議会 2022年（令和4年）3月17日	・ 第五次長野県環境基本計画の策定について諮問
令和4年度第2回環境審議会 2022年（令和4年）7月14日	・ 計画骨子案の審議
令和4年度第4回環境審議会 2022年（令和4年）11月28日	・ 計画素案の審議
令和4年度第5回環境審議会 2023年（令和5年）1月31日	・ 計画答申案の審議
答 申 2023年（令和5年）2月27日	・ 長野県環境審議会からの答申

（2）県民意見の聴取

- ・ 計画（案）に対するパブリックコメントを実施
実施時期：2022年（令和4年）12月15日～2023年（令和5年）1月13日
意見提出：56件

2 関連指標一覧

(1) 達成目標

分野全体の状況を把握するための代表的な指標（達成目標）を設定し、計画の進捗管理を行います。

対象分野	指標名	現状値	目標値	備考
持続可能な社会の構築	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合	62.0% (2021年度)	80% (2027年度)	環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行する県民の割合 [現状の数値から年3%程度の増加を目標に設定]
	都市農村交流人口	198,849人 (2021年度)	690,000人 (2027年度)	農業体験などで県内を訪れる都市住民の数 [長野県総合5か年計画の目標に基づき設定]
脱炭素社会の構築	温室効果ガス総排出量	13,873 千トン-CO ₂ (2019年度)	9,633 千トン-CO ₂ (2027年度)	県内のエネルギー使用量などを基に算出した温室効果ガスの排出量 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	最終エネルギー消費量	16.5万TJ (2019年度)	13.5万TJ (2027年度)	県内において一年間に使用されるエネルギーの総量 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	再生可能エネルギー生産量	3.0万TJ (2021年度)	3.7万TJ (2027年度)	県内で生み出したと推計される再生可能エネルギー量 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	再生可能エネルギー自給率	17.2% (2019年度)	27.4% (2027年度)	最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー生産量の割合 [長野県ゼロカーボン戦略の目標に基づき設定]
	民有林の森林整備面積	8,700ha (2017~2018年度の平均値)	9,650ha (2027年度)	森林整備（間伐・造林・下刈り等）を実施した面積 [長野県森林づくり指針の目標に基づき設定]
生物多様性・自然環境の保全と利用	生物多様性保全パートナーシップ協定数	17件 (2021年度)	34件 (2027年度)	生物多様性保全パートナーシップ協定の累積締結件数 [現状の協定数の倍増を目標に設定]
	自然公園利用者数	2,304万人 (2021年)	3,820万人 (2027年)	県内の自然公園（国立・国定・県立）の年間利用者数 [現状の前5年間の年間利用者数の最大値を上回ることを目標に設定]
	地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積（認定面積）	49,343ha (2021年度)	50,200ha (2027年度)	多面的機能支払事業及び中山間地農業直接支払事業における活動面積 [整備済みの農用地面積の概ね8割での取組を目標に設定]

対象分野	指標名	現状値	目標値	備考
水環境の保全	河川環境基準達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	主要河川70地点の環境基準(BOD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
	湖沼環境基準達成率	40.0% (2021年度)	60.0% (2027年度)	主要湖沼15地点の環境基準(COD)達成地点数の割合 [過去の達成率を基に設定]
	汚水処理人口普及率	98.2% (2021年度)	98.6% (2027年度)	下水道、農業集落排水、浄化槽等、汚水処理施設の普及人口の割合 [長野県生活排水処理構想(2022改定版)の目標に基づき設定]
大気環境等の保全	大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100% (2021年度)	100% (2027年度)	大気常時監視局の大気汚染物質の環境基準達成率 [過去の達成率を基に設定]
	有害大気汚染物質・ダイオキシン類環境基準等達成率	100% (2021年度)	100% (2027年度)	有害化学物質等の環境基準や指針値達成割合 [過去の達成率を基に設定]
循環型社会の形成	一般廃棄物総排出量 (注)括弧内は1人1日当たりのごみ排出量	611千トン (807グラム) (2020年度)	583千トン (790グラム) (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量及び1人1日当たりの排出量 [長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定]
	産業廃棄物総排出量	4,482千トン (2018年度)	4,482千トン (2025年度)	県内で排出された産業廃棄物総排出量 [長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定]
	一般廃棄物リサイクル率	21.4% (2020年度)	20.0% (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出量のうち再資源化した量の割合 [長野県廃棄物処理計画(第5期)の目標に基づき設定]

(2) 参考指標

各分野における県の施策の進捗状況等を把握するための指標（参考指標）を設定し、計画の進捗管理を行います。

対象分野	指標名	現状値	目標値	備考
持続可能な社会の構築	環境教育計画を有する学校の割合	小学校85.0% 中学校91.4% (2022年度)	小学校90.0% 中学校92.5% (2027年度)	環境教育計画を有する小学校・中学校の割合 [現状値を基に設定]
	「信州環境カレッジ」の受講者数	12,180人 (2021年度)	15,000人 (2027年度)	「信州環境カレッジ」の受講者数 [達成目標の「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）を実行している人の割合」の目標値を基に設定]
	環境保全に関する研究数	19件 (2021年度)	22件 (2027年度)	環境保全に関する研究数 [過去の実績値を基に設定]
脱炭素社会の構築	流域下水道に係るエネルギー自給率	6.7% (2018年度)	14.0% (2027年度)	県の流域下水道処理場におけるエネルギー消費量に対するエネルギー創出量の割合 (長野市公共下水道汚泥の受入処理を考慮) [省エネ機器や発電設備の導入計画等を考慮して設定]
	企業局の水力発電の設備容量	104,655kW (2021年度)	110,864kW (2025年度)	企業局の水力発電の設備容量（累計） [長野県公営企業経営戦略の目標に基づき設定]
	二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積	15.13m ² /人 (2021年度)	15.5m ² /人 (2027年度)	一人当たりの都市公園の整備面積 [今後の整備面積（推計）を基に設定]
生物多様性・自然環境の保全と利用	保護回復事業計画の策定及び評価検証数	26種 (2021年度)	38種 (2027年度)	長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定・評価検証数 [新たな計画の策定数及び策定済みの計画に対する評価検証数を勘案して設定]
	登山道の整備路線数	62路線 (2021年度)	72路線 (2027年度)	県内の山岳地域等における登山道の整備路線数（累計） [今後の計画を基に設定]
	信州型自然保育（信州やまほいく）認定園が所在する市町村数	40市町村 (2021年度)	77市町村 (2027年度)	信州型自然保育（信州やまほいく）認定園が所在する市町村数（累計） [全市町村に認定園が1園以上ある状況を達成するとして設定]

対象分野	指標名	現状値	目標値	備考
生物多様性・自然環境の保全と利用	「開かれた里山」の整備箇所数	—	50箇所 (2027年度)	多くの県民や県外から長野県に訪れる方が利用できる「開かれた里山」の整備箇所数（累計） 〔長野県森林づくり指針の目標に基づき設定〕
	森林サービス産業実施プロジェクト数	—	50プロジェクト (2027年度)	健康・教育・環境等多様な分野で森林を利活用する「森林サービス産業」に取り組む地域プロジェクト数（累計） 〔長野県森林づくり指針の目標に基づき設定〕
	化学合成農薬・化学肥料を原則50%以上削減した栽培や有機農業に取り組む面積	2,465ha (2021年度)	3,700ha (2027年度)	化学合成農薬・化学肥料を原則50%以上削減した栽培面積と有機農業に取り組む面積の合計 〔現状値の1.5倍に拡大することを目標に設定〕
水環境の保全	上水道等の基幹管路の耐震化適合率	38.4% (2020年度)	50.0% (2026年度)	水道管の耐震化適合率 〔長野県水道ビジョンの目標に基づき設定〕
	アレチウリ駆除活動の参加者数	12,752人 (2021年度)	22,500人 (2027年度)	地域におけるアレチウリ駆除活動への参加者数 〔過去の実績値を基に設定〕
大気環境等の保全	自動車騒音環境基準達成率	96.1% (2021年度)	95.6% (2027年度)	自動車騒音の環境基準達成率 〔過去の達成率を基に設定〕
	北陸新幹線鉄道騒音環境基準達成率	58.8% (2021年度)	54.5% (2027年度)	北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成率 〔過去の達成率を基に設定〕
循環型社会の形成	信州プラスチックスマート運動協力店舗数	611店 (2021年度)	811店 (2027年度)	信州プラスチックスマート運動協力事業者の登録数（累計） 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕
	食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店舗数	886店 (2021年度)	1,086店 (2027年度)	食べ残しを減らそう県民運動協力店の登録数（累計） 〔長野県廃棄物処理計画（第5期）の目標に基づき設定〕

3 関係する計画・条例

(1) 上位計画

計画名	計画期間	計画の根拠等
長野県総合5か年計画	2023年度～ 2027年度	・2023年（令和5年）3月10日長野県議会議決 ・2023年（令和5年）3月24日部局長会議決定

(2) 個別計画

計画名	計画期間	計画の根拠等
長野県ゼロカーボン戦略	2021年度～ 2030年度	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・気候変動適応法 ・長野県地球温暖化対策条例 ・長野県脱炭素社会づくり条例
長野県希少野生動植物保護基本方針	2003年度～	・長野県希少野生動植物保護条例
野尻湖に係る湖沼水質保全計画（第6期）	2019年度～ 2023年度	・湖沼水質保全特別措置法
長野県生活排水処理構想（2022改定版）	2023年度～ 2052年度	・2014年（平成26年）1月30日付国土交通省、 農林水産省、環境省課長通知「持続的な汚水 処理システム構築に向けた都道府県構想の 見直しの推進について」
諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画	2022年度～ 2026年度	・湖沼水質保全特別措置法
長野県水道ビジョン	2017年度～ 2026年度	・2014年（平成26年）3月19日付厚生労働省課 長通知「広域的水道整備計画及び都道府県 水道ビジョンについて」
諏訪湖創生ビジョン	2018年度～ 2038年度	
長野県廃棄物処理計画（第5期）	2021年度～ 2025年度	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 関係条例

条例名	公布日・番号
長野県環境基本条例	平成8年3月25日 長野県条例第13号
長野県環境影響評価条例	平成10年3月30日 長野県条例第12号
長野県地球温暖化対策条例	平成18年3月30日 長野県条例第19号
長野県脱炭素社会づくり条例	令和2年10月19日 長野県条例第39号
長野県立自然公園条例	昭和35年7月18日 長野県条例第22号
長野県自然環境保全条例	昭和46年7月13日 長野県条例第35号
長野県希少野生動植物保護条例	平成15年3月24日 長野県条例第32号
良好な生活環境の保全に関する条例	昭和48年3月30日 長野県条例第11号
長野県流域下水道条例	昭和54年3月5日 長野県条例第11号
長野県水環境保全条例	平成4年3月19日 長野県条例第12号
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	平成25年3月25日 長野県条例第11号
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	平成20年3月24日 長野県条例第16号

4 長野県環境基本条例

平成8年3月25日
長野県条例第13号

改正 平成11年12月20日
長野県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第11条）

第2節 環境の保全に関する施策（第12条—第21条）

第3節 地球環境の保全に関する施策（第22条）

第4節 施策の推進体制等（第23条・第24条）

第3章 長野県環境審議会（第25条—第33条）

附則

前文

私たち長野県民は、日本アルプスの雄大な山々、豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然の恵みの下、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量な消費、廃棄物の大量な発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、自然の生態系に影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

長野県は、これまで、人の健康や生活環境に対する被害を防止するとともに、国民的財産である本県の自然環境の保全に多大な努力を払ってきた。今後、さらに、環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全へも積極的に貢献していかなければならない。

もとより、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、県民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべてのものの適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない

い。

3 環境の保全是、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が行う環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、県の施策に協力するとともに、環境の保全に関し、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の市町村と連携を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全すること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにすること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減が図られるようにすること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(1) 生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させる仕組みを構築すること。

(3) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な

生活環境を創造すること。

- (4) 県民の意見を反映するとともに、自然を通じた人と人との交流を促進し、環境の保全に関する思想の高揚と国内及び国外への普及を図ること。

(環境基本計画)

第8条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮等)

第9条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に配慮するとともに、そのための総合的な調整を図るものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第11条 知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全に関する施策

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第15条 県は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 県は、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、市町村その他の関係機関と協力して、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体（第23条において「民間団体等」という。）が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。

第3節 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第22条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して、環境の保全に関する技術の供与、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第23条 県は、市町村及び民間団体等と連携を図り、環境の保全に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 県は、環境の保全に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第3章 長野県環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

追加〔平成11年条例45号〕

(組織)

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(特別委員及び専門委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(温泉審査部会)

第31条 審議会に、温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、温泉審査部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する者10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第28条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第28条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員又は特別委員」と、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に関する特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

追加〔平成11年条例45号〕

(幹事)

第32条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(補則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成11年条例45号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 以下略

5 SDGs と実施施策との関係

※第4章の実施施策のうち代表的な施策とSDGsの各ゴールとの関係を示します。太枠は特に関連性が強い施策を示します。

分野	1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・トイレ	7 エネルギー	8 働きがい・経済成長	9 産業・技術革新	10 不平等	11 住み続けられる街	12 つくる責任・つかう責任	13 気候変動	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和・公正	17 パートナースHIP
1 持続可能な社会の構築			(4)環境影響評価による環境保全の推進 (5)環境保全に関する調査研究等の強化	(1)環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進 (5)環境保全に関する調査研究等の強化		(4)環境影響評価による環境保全の推進 (5)環境保全に関する調査研究等の強化		(3)豊かな自然やライフスタイル等の発信			(4)環境影響評価による環境保全の推進 (5)環境保全に関する調査研究等の強化	(1)環境教育等による環境保全意識の醸成と行動の促進 (3)豊かな自然やライフスタイル等の発信 (4)環境影響評価による環境保全の推進			(4)環境影響評価による環境保全の推進 (5)環境保全に関する調査研究等の強化		(2)パートナーシップによる環境保全活動の推進 (5)環境保全に関する調査研究等の強化
2 脱炭素社会の構築		(3)総合的な地球温暖化対策(気候変動への適応)	(1)徹底的な省エネルギーの推進(家庭部門におけるエネルギー効率化) (3)総合的な地球温暖化対策(気候危機に向けた連携と学び)				(1)徹底的な省エネルギーの推進 (2)再生可能エネルギーの普及拡大 (3)総合的な地球温暖化対策(産業イノベーションの創出支援)	(3)総合的な地球温暖化対策(産業イノベーションの創出支援)	(1)徹底的な省エネルギーの推進(産業・業務部門におけるエネルギー効率化) (3)総合的な地球温暖化対策(気候変動への適応)		(1)徹底的な省エネルギーの推進(運輸部門(交通)におけるエネルギー効率化) (3)総合的な地球温暖化対策(気候変動への適応)	(3)総合的な地球温暖化対策(エネルギー消費の促進、プラスチックの資源循環等の推進など) (2)再生可能エネルギーの普及拡大	(1)徹底的な省エネルギーの推進 (2)再生可能エネルギーの普及拡大		(3)総合的な地球温暖化対策(森林整備など)		(2)再生可能エネルギーの普及拡大(再生可能エネルギーと地域の調和の促進) (3)総合的な地球温暖化対策(気候危機に向けた連携と学び)
3 生物多様性・自然環境の保全と利用		(2)自然環境(生態系の保全(持続可能な農林業の推進))	(3)自然とのふれあいの推進(自然体験活動の推進)		(2)自然環境(生態系の保全(自然が有する多面的な機能の向上と活用、持続可能な農林業の推進))		(3)自然とのふれあいの推進(自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理)				(3)自然とのふれあいの推進(自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理)				(1)生物多様性の保全 (2)自然環境(生態系の保全(持続可能な農林業の推進)) (3)自然とのふれあいの推進(自然公園・自然環境保全地域等の適切な管理)		(2)生物多様性の保全 (2)自然環境(生態系の保全) (3)自然とのふれあいの推進
4 水環境の保全		(1)水源の涵養と適正な利活用(地下水の涵養) (2)安全安心な水の保全	(2)安心安全な水の保全 (4)水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進			(1)水源の涵養と適正な利活用 (2)安全安心な水の保全 (3)親しみやすく生物を育む水辺環境の創出 (4)水環境保全に係る調査・研究及び情報発信等の推進		(1)水源の涵養と適正な利活用(水資源の適正な利活用) (3)親しみやすく生物を育む水辺環境の創出(親水性に優れた水辺づくり)			(2)安心安全な水の保全(水に関する災害対策等) (3)親しみやすく生物を育む水辺環境の創出(水辺の環境保全活動等の推進)	(2)安心安全な水の保全(発生源対策) (2)安心安全な水の保全(水に関する災害対策等)		(1)水源の涵養と適正な利活用(地下水の涵養) (2)安心安全な水の保全(河川・湖沼の浄化対策)	(1)水源の涵養と適正な利活用(地下水の涵養) (2)安心安全な水の保全(親水性に優れた水辺づくり) (3)親しみやすく生物を育む水辺環境の創出(水辺における生態系の保全)		(1)水源の涵養と適正な利活用(地下水の涵養) (2)安心安全な水の保全(親水性に優れた水辺づくり) (3)親しみやすく生物を育む水辺環境の創出(水辺の環境保全活動等の推進)
5 大気環境等の保全			(1)清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保 (2)化学物質による環境汚染の防止と対策			(2)化学物質による環境汚染の防止と対策		(1)清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保(光害対策等)			(1)清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保	(1)清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保					(1)清浄な大気と良好な地域の生活環境の確保(大気環境の監視等)
6 循環型社会の形成	(1)廃棄物の4Rの推進(4Rの推進)	(1)廃棄物の4Rの推進(4Rの推進)	(2)廃棄物の適正処理の推進	(1)廃棄物の4Rの推進(4Rの推進)		(2)廃棄物の適正処理の推進	(1)廃棄物の4Rの推進(循環経済への転換の挑戦)	(1)廃棄物の4Rの推進(循環経済への転換の挑戦)	(1)廃棄物の4Rの推進(循環経済への転換の挑戦)		(1)廃棄物の4Rの推進	(1)廃棄物の4Rの推進	(1)廃棄物の4Rの推進	(1)廃棄物の4Rの推進(4Rの推進)			(1)廃棄物の4Rの推進 (2)廃棄物の適正処理の推進

6 用語解説

※ページは本文中で最初に記載されているページ

ページ	用語	解説
1	生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念
3	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと
3	E S G 投資	環境 (Environment) 、社会 (Social) 、企業統治 (Governance) を重視して投資する手法
4	信州型自然保育 (信州やまほいく)	本県の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、野外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育
4	環境教育計画	各教科等と環境教育との関連を明確化し、教科横断的な学習過程を設定するとともに、「環境教育を通して子どもに身につけさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を指導内容に位置づけるため、各学校において策定する環境教育の指導計画
5	環境影響評価制度	大規模な開発事業を実施する際に、事業者自らが、あらかじめ、環境に与える影響を住民や関係自治体などの意見を聴きながら、調査・予測・評価し、環境に配慮した事業にしていくための制度
5	サイエンスカフェ	街中のカフェなどでくつろいだ雰囲気の中で科学について語り合う場のことであり、科学と文化をつなぐ試みとして世界各地で行われている。
7	地球温暖化	産業革命以降の人類の石油や石炭等の化石燃料の大量消費により、温室効果ガスである二酸化炭素の大気中への排出を急速に増加させたことによる地球表面の温度上昇のこと
7	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより気温上昇をもたらす気体の総称。地球温暖化対策推進法において定義されている温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO ₂) ・メタン (CH ₄) ・一酸化二窒素 (N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ・パーフルオロカーボン類 (PFCs) ・六フッ化硫黄 (SF ₆) 、三フッ化窒素 (NF ₃) の7種類
7	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	1988 (昭和63) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
7	C O P 21	気候変動枠組条約第21回締約国会議の略称。気候変動枠組条約とは地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため、1992 (平成4) 年5月に採択され、1994 (平成6) 年3月に発効。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

ページ	用語	解説
7	パリ協定	2015（平成27）年12月12日、フランス・パリで開催されたCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束。「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」を目標に掲げ、全ての国が参加し、5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みを取り入れた。
7	気候変動	大気の状態（気候）が様々な要因により、様々な時間スケールで変動すること。気候変動の要因としては、自然要因と人為的要因がある。自然要因には海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、太陽活動の変化などがある。人為的要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。
8	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と森林吸収量を均衡させて、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること
8	最終エネルギー消費量	産業活動や交通機関、家庭など、需要家レベルで消費されるエネルギーの総量のことである。電力会社の発電所、石油精製工場、ガス製造所などエネルギー転換部門でのエネルギー消費は含まれない。
8	再生可能エネルギー生産量	域内に存在する再生可能エネルギー設備で生産されるエネルギー量（電気・熱）の推計量
8	事業活動温暖化対策計画書制度	温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者を対象として、最大3か年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画書と毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの
9	フロン類	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。主にCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分類される。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、エアコンの冷媒などに広く使われているが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、今日では様々な条約・法律によって製造及び使用について大幅な制限がかけられている。
10	再生可能エネルギー自給率	最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー生産量の割合
11	都市公園	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の規定による公園又は緑地のこと。目的や用途に応じて様々な種類が存在する。
12	生物多様性ホットスポット	英語のhot spotは「危険な場所」、「注目されている場所」の意。生物多様性のホットスポットとは、生物多様性が高く、かつ破壊が進んでいる地域のこと。地球上に36箇所あるホットスポットのうちの1つとして、日本列島全体が指定されている。また、日本列島の中でも、特に長野県内やその周辺は生物多様性の豊かな場所であり、ホットスポット中のホットスポットといわれている。
12	外来種	国外や国内の他地域から、ある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布を越えて生息又は生育することとなる生物種
12	長野県版レッドリスト	長野県内に生息する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れのある種を選定して記載したリスト

ページ	用語	解説
12	里地里山	長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域
13	自然公園	優れた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園・国定公園と、県が指定する県立自然公園の3種類がある。
13	30by30（サーティバイサーティ）	2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された。国では目標達成に向け、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上等に取り組むこととしている。
13	生物多様性保全パートナーシップ協定	市民団体等が行っている生物多様性の保全活動に企業や学校等の参画を促し、資金的・人的支援を得る取組
14	環境配慮型トイレ	し尿の処理方式が地下浸透方式（垂れ流し）でないトイレ。処理方式によっていくつかの種類があり、し尿を微生物に分解させるバイオトイレや、し尿を溜めたタンクをヘリコプター等により搬出するカートリッジ式トイレ等がある。
14	希少野生動植物	生息数が少なく、まれにしか見ることが出来ない動植物のこと。レッドリストに掲載された種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物種（捕獲・殺傷等禁止）、国際希少野生動植物種（国際取引の規制）その他、分布が局限される固有種などを指して使われる。
15	森林の有する多面的機能	土砂災害等の防止、水源の涵養、木材などの林産物の供給、保健休養の場や生き物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等の多面にわたる機能
16	GAP（農業生産工程管理）	Good Agricultural Practicesの略称。「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」から定められる点検項目※に沿って、農産物を作る際に適正な手順を守り、モノの管理を行い、持続可能性を確保する取組 ※国際水準の取組では、「農場経営管理」及び「人権保護」の視点が加わる。
17	環境基準	大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたもの
17	ヒシ	水生植物の一種のヒシは1年草の浮葉植物で、春に湖底に沈んだ種から芽を出し、夏にかけて湖面で葉を広げて繁茂し種子をつけて秋に枯れる。かつての諏訪湖は、湖岸から沖に向け、ヨシ帯などの抽水植物→ヒシ帯などの浮葉植物→エビモなどの沈水植物と、水生植物が移り変わっていたが、現在は、その生態系のバランスが崩れ大量に繁茂するようになっている。
17	森林や農地等が持つ地下水の涵養機能	森林の土壌や水田等が、降水等を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能
17	環境基準の類型指定	水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準が示されている。これに基づき、水質汚濁については都道府県知事等が河川等の利水状況や地域の状況等を勘案して類型を当てはめる水域を指定する。また、騒音については都道府県知事等が住宅の立地状況や土地利用の実情を勘案して類型を当てはめる地域を指定する。

ページ	用語	解説
17	諏訪湖創生ビジョン	参照：P52コラム「諏訪湖創生ビジョン」
18	非特定汚染源	市街地、農地、森林のように面的な広がりを持つため、汚染物質が排出される場所が特定できない汚染源のこと ⇒cf. 特定汚染源
18	BOD	Biochemical Oxygen Demandの略称。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量
18	COD	Chemical Oxygen Demandの略称。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するとき消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。化学的酸素要求量
18	75%値	BOD（COD）の水質測定結果の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。全データを小さい方から並べた時に、（データ数×0.75）番目の値をいう。例えば、年間のデータ数が12個の場合、小さい方から9番目の値となる。これは河川の低水流量（1年を通じて275日はこれより低下しない流量）における水質を反映している。
19	長野県水道ビジョン	安心安全な水道を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、県内の水道が目指すべき方向性や、とるべき方策・連携策を示すため2016（平成28）年度に策定
20	光化学オキシダント	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。
20	大気汚染物質	大気中に存在し、人や生活環境等に好ましくない影響を及ぼす物質のことであり、ガス状物質である硫黄酸化物や窒素酸化物などのほか、粒子状物質のPM2.5などを指す。
20	微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
20	アスベスト（石綿）	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩擦に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の5000分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
20	ダイオキシン類	物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、（酸素）、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
20	ばい煙	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、カドミウムや鉛などの人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある有害物質
20	一般粉じん	物の破碎、選別等に伴い発生し、飛散する物質（粉じん）のうち、アスベスト（特定粉じん）以外の粉じんのこと

ページ	用語	解説
21	光害（ひかりがい）	参照：P55コラム「光害（ひかりがい）の防止」
23	マニフェスト（産業廃棄物管理票）	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名などを記載・交付し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできる。
23	P C B（ポリ塩化ビフェニル）	安定性・耐熱性・絶縁性に優れ、変圧器や蛍光灯の安定器など様々な用途に利用されていたが、発がん性などが問題となり、1972（昭和47）年6月に生産が中止された。
24	3 R	Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法において3 Rの考え方が導入され、①リデュース、②リユース、③リサイクル、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分の優先順位で廃棄物処理やリサイクルが行われるべきであると定められている。
24	食品ロス	消費・賞味期限が切れた食品、売れ残り、食べ残しなど本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品。食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など様々な過程で発生
24	産業廃棄物3 R実践協定	産業廃棄物の3 R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理に関して、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の自主的な取組を進めるため、県と協定を結ぶ制度
25	電子マニフェスト	産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用し、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み
26	E V	電気自動車。バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球に優しい自動車である。将来は再生可能エネルギー電力を使い、温暖化対策、石油枯渇対策にも資することが期待されるが、まだ初期コストが高いこと、ガソリン車と同じ用途で利用しようとすれば航続距離が短いなどの課題もある。
26	F C V	燃料電池自動車。燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電し、モーターを回して走る自動車のこと。走行時に発生するのは水蒸気のみで、大気汚染や地球温暖化の原因となる二酸化炭素や炭化水素等を排出しない。
26	Z E H	「Net Zero Energy House」の略称で「ゼッチ」と読む、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギー性能の向上等により使用するエネルギーを減らし（省エネ）、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創る（創エネ）ことで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする住宅のこと
26	Z E B	「Net Zero Energy Building」の略称で「ゼブ」と読む。建物の省エネルギー性能の向上等により快適な室内環境を維持しながら使用するエネルギーを減らし（省エネ）、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創る（創エネ）ことで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物のこと
28	森林セラピー®	科学的な証拠に裏付けされた「森林浴」（森林内を歩きその大気を呼吸し、その香気を浴びて心身の健康を図ること）のこと ※「森林セラピー」は特定非営利活動法人森林セラピーソサエティの登録商標

ページ	用語	解説
28	フードバンク	食品メーカーの製造工程で発生する規格外品（包装の印字ミスなど食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品）や家庭で消費しきれない食品などを引き取り、生活困窮家庭や福祉施設等へ無償で提供する団体・活動
30	E S D	Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。地球規模の課題（平和、貧困、人権、環境等）を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分でできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
30	信州E S Dコンソーシアム	長野県全域へのE S D活動の普及と定着を目標として、信州大学が中心となり、各種団体や学校等の教育機関などが参画して取組を進めている共同体
30	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校。国では、ユネスコスクールをE S Dの推進拠点として位置付けている。
31	こどもエコクラブ	子どもたちが地域において主体的に環境教育や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、公益財団法人日本環境協会が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ
31	長野県森林づくり県民税	森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために、2008（平成20）年4月1日から県が導入した独自課税制度。荒廃した里山の森林整備等を推進するための財源として使われる。
32	ゼロカーボン社会共創プラットフォーム（くらしふと信州）	2050 ゼロカーボンの実現に向け、県内外を問わず、個人・団体・大学・企業・自治体といった多くの主体が、分野や世代を超えて連携し、行動するための場として設けたもの。脱炭素につながるプロジェクトの創出・実行、学びの機会の提供、情報交換などを行う。
32	自然エネルギー信州ネット	2011（平成23）年7月末に設立された産学官民連携・協働で自然エネルギー普及に取り組む全県ネットワーク組織で、354の個人・団体の会員数を有する（2018（平成30）年1月現在）。地域レベルでは連携する18の地域協議会の設立支援や地域特性を生かした普及モデルの構築など、県内における先進的な自然エネルギー事業の普及及び推進を図っている。
32	企業版ふるさと納税	企業が、本社所在地以外の地方公共団体が行う地方創生を推進するための事業に対する寄付を行った場合に、税額控除の特例が受けられる制度
32	C S R活動	Corporate Social Responsibilityの略称。企業を取り巻く社会や消費者等に対して「企業の社会的責任」を果たすために行われる活動
33	不法投棄ホットライン	不法投棄等不適正処理の早期発見につなげるため、24時間体制で通報を受け付ける県が設置しているフリーダイヤルの名称。電話番号は「0120-530-386（ごみをみはろう）」
34	公共事業等環境配慮制度	環境影響評価制度の対象とならない県事業を対象に、環境への配慮に係る住民や関係自治体の意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくしていくための制度

ページ	用語	解説
36	ヒートショック	温度の急変で体がダメージを受けること。冷凍倉庫で作業した後、急に真夏の炎天下に出たときや、暖房の効いた部屋から寒い廊下に出たときなどに起こる。脈拍や血圧が上昇して、心筋梗塞や脳卒中を引き起こす要因となりうる。
36	エコアクション21	中小事業者等の幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度
37	エネルギー供給温暖化対策計画書制度	エネルギー供給者側から温暖化対策や再生可能エネルギーの普及・供給拡大を促進するため、県内に電力を供給している事業者を対象に、最大3か年の温暖化対策等の促進に係る計画書と毎年度の実施状況等報告書の作成・提出・公表を求めるもの
38	バイオマス	再生可能エネルギーのうち、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（化石燃料を除く）。バイオマス資源は、発電や熱利用による活用が可能
38	雪氷熱	冬の間降った雪や、冷たい外気を使って凍らせた氷を保管し、冷熱が必要となる時季に利用する熱エネルギー。適度な水分を含んだ冷気であることから、食物の冷蔵に適している。
39	林地開発許可	無秩序な開発によって森林の働きが損なわれることを防ぐため、森林法（第10条の2第1項）に基づき、1haを超える森林を開発しようとする時は、知事の許可が必要となる。
39	景観育成基準	県又は市町村が地域の景観特性に応じ、景観法に基づき策定する景観計画において、建築物もしくは工作物の配置、規模、形態意匠、色彩、敷地の緑化等について定めた基準
39	促進区域	地域脱炭素化促進事業（地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業）を促進する区域として、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が設定する区域
39	固定価格買取制度	再生可能エネルギーによって発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。フィードインタリフ制度（「Feed in Tariff」、略称：FIT）ともいわれる。
40	エシカル消費	持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動
40	有機農産物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺から使用禁止資材（化学的に合成された肥料及び農薬など）が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている。 ・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない。 ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない。 など、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のこと
40	環境にやさしい農業	有機物の土壌還元による土づくりと合理的作付体系を基礎として、化学肥料・化学合成農薬等を科学的・合理的に削減する取組や、温室効果ガスの排出量を削減する取組、使用済みプラスチックの排出を削減する取組など、農業生産に起因する環境負荷の低減と生産性の維持・向上との調和を図りつつ、農家が幅広く実践できる持続性の高い農業
40	汚濁負荷	陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷のこと

ページ	用語	解説
40	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業
40	炭素貯留	本来ならば分解され大気中に放出されるはずであった有機質資材（炭素）を土壌中に閉じこめる行為。森林等とともに温室効果ガス吸収源のひとつとして国際的に認められている。
41	気候危機	地球温暖化に伴い、異常気象や気象災害が世界各地で頻発しており、地球温暖化の進行によって更にそのリスクが高まるなど、人類が危機に直面している状態を指す。
41	信州・気候変動モニタリングネットワーク	県内の気候変動の実態を把握するために県が2014（平成26）年11月に設立したネットワーク。県内で気象観測を行っている行政や大学などの50機関から構成され、各機関が保有している観測データの収集・整理・発信を行っている。
41	信州・気候変動適応プラットフォーム	気候変動に適応する製品や技術、サービスの創出や政策の立案を促進するために県が2016（平成28）年10月に設立したプラットフォーム。行政や企業、大学などの50機関で構成され、気候変動の影響に関する情報共有や具体的な適応策の検討を行っている。
41	リスクコミュニケーション	気候変動等の社会を取り巻くリスクに関し、地域住民、事業者、行政などが正確な情報を共有し理解を深めること
42	自然観察インストラクター	県の登録により、県民が自然に親しみ学習する多様な機会を提供するため、自然観察会や学校の課外活動等で自然解説を行うボランティア
42	希少野生動植物保護監視員	長野県希少野生動植物保護条例に基づき、自然保護レンジャー等の中から一定の知識・経験を有する者に対して県が委嘱し、希少野生動植物の生息・生育地の監視活動を行うボランティア
42	自然保護レンジャー	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア
43	信州生物多様性ネット きずな	行政、保全団体、民間企業、専門家など、地域の様々な関係者による生物多様性の保全活動のネットワーク化を推進するための活動体。きずなフォーラムの開催など、保全活動に関する情報交換や保全活動の連携コーディネート等の実施により、関係者の交流促進・情報発信に取り組んでいる。
43	外来生物法の改正	2022（令和4）年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）」が成立、公布。地方公共団体による防除の円滑化を図り、我が国全体としての防除を迅速化し、また強化するため、国、都道府県、市町村、事業者及び国民に関する責務規定の創設などが規定された。 都道府県においては、被害発生状況などの実情を踏まえ、既に定着が確認されている特定外来生物 [※] による生態系等への被害防止のために必要な措置を講ずるものとされた。 ※特定外来生物 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法により指定されたもの。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。

ページ	用語	解説
44	OECD	保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のこと。2018年にエジプトで開催された生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）において採択されたOECDの定義は以下のとおり。 Other Effective area-based Conservation Measuresの略称。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの
44	自然共生サイト	民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市緑地、社寺林等）を、環境省が認定するもの。認定された区域をOECD国際データベースに登録することで、企業や団体の貢献が明示できる。
45	忌避剤	有害動物の嫌う成分を用い、有害動物が近寄らないようにする薬剤
46	ジビエ	捕獲した野生鳥獣の肉をジビエ（jibier:フランス語）という。ジビエ料理は、フランス料理の中でも最も古典的で高級な料理に位置付けられている。
46	自然環境保全地域	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域。特別地区・普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。
46	郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域などを保全するため長野県知事が指定している地域
46	山岳の環境保全及び適正利用の方針	登山安全条例に基づき、2016（平成28）年度に開催した長野県山岳環境連絡会の意見を踏まえて県が策定した方針。近年の登山者の多様化や増加等による山岳環境への影響（登山道周辺の崩壊、高山植物の踏み荒し等）を防ぎ、安全な登山が行えるよう、登山道の整備及び維持管理と山岳の適正利用に関する統一ルールを定めた。
46	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動
49	農業農村の持つ多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物供給以外の多面にわたる機能
49	日本型直接支払制度	農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度
49	許可水利権	河川法（昭和39年法律第167号）第23条の規定による許可を受けた水利権。水利権とは、特定の目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、河川の流水を占有（排他的・継続的に使用）する権利をいう。
49	慣行水利権	旧河川法（明治29年法律第71号）施行以前あるいは河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利をいわゆる慣行水利権といい、これについては、改めて河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされる。

ページ	用語	解説
49	発電ガイドライン該当発電所	水力発電所の減水区間において、河川維持流量を十分に確保できていない発電所。該当条件の概要は以下のとおり (1) 流域変更により、発電取水口又は発電ダムの存する河川が属する水系以外の水系に分水し、又は海に直接放流するもの (2) 減水区間の延長が10km以上のもので、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの ①発電取水口等における集水面積が200km ² 以上のもの ②減水区間の全部又は一部が自然公園法の区域に指定されているもの ③減水区間の沿川が観光地又は集落として相当程度利用されているものなど
50	特定汚染源	家庭や工場・事業場のように、特定の場所から汚染物質が排出される汚染源のこと ⇒cf. 非特定汚染源
50	単独処理浄化槽	し尿のみを処理し、生活雑排水を処理しない方式の浄化槽。2000（平成12）年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の設置はできなくなった。 ⇒cf. 合併処理浄化槽
50	合併処理浄化槽	下水道、農業集落排水に接続しない個人宅等に設置される汚水処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する方式の浄化槽 ⇒cf. 単独処理浄化槽
51	信州の環境にやさしい農産物認証	地域の一般的な栽培法と比較して化学肥料及び化学合成農薬を原則50%以上削減した方法で生産された農産物を県知事が認証する制度
51	みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の通称。土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組や、温室効果ガスの排出削減に資する取組など環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する計画を都道府県が認定し、その事業活動を資金の貸付けや投資促進税制等の特例措置で支援することで、環境負荷低減事業活動を促進する制度を含む。
51	栄養塩類	植物性プランクトンなどの植物体の生育に不可欠なケイ素、りん、窒素などの元素を含む塩類
52	環境省選定「名水百選」	環境省では1985（昭和60）年に「名水百選」、2008（平成20）年に「平成の名水百選」を選定した。県内から名水百選に3箇所、平成の名水百選に4箇所が選定されている。 ○県内の「名水百選」 猿庫の泉（飯田市）、安曇野わさび田湧水群（安曇野市）、姫川源流湧水（白馬村） ○県内の「平成の名水百選」 観音霊水（飯田市）、木曾川源流の里 水木沢（木祖村） まつもと城下町湧水群（松本市）、龍興寺清水（木島平村）
52	県選定「信州の名水・秘水」	県は、水の大切さを再認識し、水環境を保全する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化に役立てるため、2010（平成22）年1月に「信州の名水・秘水」選定委員会により、湧水などの中から特に優れたもの15箇所を「信州の名水・秘水」として選定した。

ページ	用語	解説
54	特定粉じん排出等作業	吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもの
55	光害対策ガイドライン	人工光の使用に伴い必要となる環境への配慮のあり方について、環境省が定めたガイドライン
55	環境省から発表された新たな星空観察手法	観察が容易で客観的な評価が可能な方法として、2017（平成29）年10月に公表された新たな星空観察手法のこと。観察方法は、肉眼による観察やデジタルカメラ撮影による天頂付近の夜空の明るさを測定する。
55	NaIシンチレーション式サーベイメータ	空間放射線量の測定機器。放射線が原子や分子に当たるとそれらが励起状態（エネルギーの高い状態）となり、その励起状態から基底状態（エネルギーの低い状態）に戻るときに蛍光（シンチレーション）を発生し、この蛍光を電流に変換して測定する。サーベイメータの中では検出感度が高いため、主に一般環境中での測定に適しているとされる。
56	P R T R	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略称。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度
58	多量排出事業者	前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上又は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を県内に設置している事業者
58	準多量排出事業者	前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者
60	食品のアップサイクル	食品ロス削減のため、製造段階で本来であれば廃棄されていた食材や規格外品を活用して、価値の高い新たな商品を創り出す取組で、SDGsの目標の一つ「つくる責任つかう責任」として目指している。
61	優良産業廃棄物処理業者認定制度	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として国が定める基準に適合する事業者を、都道府県知事等が認定する制度。排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を推進することを目的としている。